

点検・評価報告書

岩手県立大学宮古短期大学部

目次

序章.....	1
第1章 理念・目的.....	2
第2章 内部質保証.....	7
第3章 教育研究組織.....	19
第4章 教育課程・学習成果.....	22
第5章 学生の受け入れ.....	33
第6章 教員・教員組織.....	37
第7章 学生支援.....	44
第8章 教育研究等環境.....	56
第9章 社会連携・社会貢献.....	67
第10章 大学運営・財務.....	70
第1節 大学運営.....	70
第2節 財務.....	82
終章.....	85

序章

岩手県沿岸部で初の県立短期大学部として平成2年に創立した本学は、平成10年に岩手県立宮古短期大学部となり、現在、沿岸部唯一の高等教育機関となっている。岩手県立大学の「自然」「科学」「人間」が調和した新たな時代を創造することを願い、人間性豊かな社会の形成に寄与する、深い知性を豊かな感性を備え、高度な専門性を身につけた自律的な人間を育成する大学をめざすという理念と共に実績をさらに積み重ねてきた。岩手県内特に沿岸部の進学需要に対応する高等教育機関としての社会的役割を有している。

設置者である岩手県と密接に連携し、全学が一体となって、「実学実践」による教育研究の質の向上と次代を担う人材の育成を推し進め、地域社会への貢献に努めてきているところである。

平成17年度に本学は法人化してから、6年ごとに中期目標が県から示され、その目標を達成するための中期計画および年度計画をたて、実践し、法人評価を受け、見直しするなど、質保証を確保しつつ社会状況などに対応してきた。

前回の受審以降、学位授与方針を含む3つの基本方針を設定・見直しを行い、令和2年度よりカリキュラム内容を大幅に改訂したところである。同時に教育支援、学生支援、研究・地域連携、企画の4つの本部が各学部等を支援し短期大学部も含めた大学全体としての質の向上を目指してきた。

東日本大震災津波からの復興に被災県の公立大学としての役割を、研究および学生らによる地域活動により地域貢献を果たすとともに、県と協定を結び岩手県北部の振興を重点化した取り組み「きたいわたの振興」にも全学をあげ取り組んできている。

これら、教育、研究、地域貢献、大学運営を各学部等および本部、事務局などが大学全体の中期計画のなかで各部局の個別計画と調整をとりながら取り組み、評価するなどの質保証の体制を強化し、一定のレベルに達したと考えている。

COVID-19 に対しては、比較的感染の影響が少ない本学であったが、危機管理対策本部中心に対応を行い、遠隔授業・会議のシステム、学生への経済的支援など状況にあわせた対応をとってきた。

理事長中心の法人運営と学長中心の大学運営が各種委員会、会議等の設置などで一体となり大学の質向上及び社会的貢献を果たしてきたが、18歳人口減少、少子高齢化など地方の課題は深刻なものであり、これらに対応する公立大学の役割は大きいと考えている。今回の受審と第3期中期計画最終年度が重なり、次期中期計画には今回の受審の結果を反映させ、さらに質の高い教育・研究、地域貢献をめざしていく予定である。

令和4年3月31日
公立大学法人岩手県立大学
大学評価委員会

第1章 理念・目的

(1) 現状説明

点検・評価項目①：短期大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、学科・専攻科の目的を適切に設定しているか。

評価の視点1：学科（又は専攻課程）・専攻科の人材育成その他の教育研究上の目的の設定とその内容
評価の視点2：短期大学の理念・目的と学科・専攻科の目的の連関性

本学は、『高度情報化社会』の進展など、社会の新しい潮流を背景として、地域の多様な要請に応えうる短期大学」を設立の趣旨として、平成2年4月に岩手県沿岸で最初の県立の短期大学として設立された。

また、その際の設置の目的として、「(1)本県の高等教育機関を充実し、県民により的確な高等教育の機会を提供する、(2)時代の要請や地域のニーズに応えた教育研究内容を整備充実することにより、絶えず変化する時代に的確に対応できる有為な人材を育成し、さらに教育研究活動を通じて地域の発展に貢献する、(3)「開かれた短期大学」として、施設面、運営面で可能な限り、地域に短期大学を開放し、地域と結びついて、産業、文化の振興に貢献する」ことが挙げられた（[根拠資料 1-1【ウェブ】](#)）。

その後平成10年4月に、「自然、科学、人間が調和した新たな時代を創造することを願い、人間性豊かな社会の形成に寄与する、深い知性と豊かな人間性を備え、高度な専門性を身に付けた自律的な人間を育成する大学を目指す」ことを建学の理念（[根拠資料 1-2【ウェブ】](#)）に掲げた岩手県立大学の設立とともに、同大学併設の岩手県立大学宮古短期大学部となった。岩手県立大学は、4つの学部と大学院、および本学を含む2つの短期大学部を擁する大学（以下「全学」という。）として、大学の基本的方向（(1)豊かな教養の修得と人間尊重の精神の涵養、(2)学際的領域を重視した特色ある教育・研究、(3)実学・実践重視の教育・研究、(4)地域社会への貢献、(5)国際社会への貢献）を定め、建学の理念の実現に努めている（[根拠資料 1-3【ウェブ】](#)）。

また、平成17年度に、「大学を設置し、及び管理することにより、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させ、並びに職業又は實際生活に必要な能力を育成し、もって広く社会の発展に寄与すること」を目的とした岩手県立大学の法人化に伴い、同法人が設置する短期大学となっている。（[根拠資料 1-4【ウェブ】](#)）。

本学は、こうした設立の経緯と建学の理念を背景として、岩手県立大学宮古短期大学部学則（以下「学則」という。）第1条（[根拠資料 1-5【ウェブ】](#)）において、「教育基本法及び学校教育法に基づき、広い教養と深い専門の学芸を教授研究し、職業又は實際生活に必要な能力を育成するとともに、地域社会及び国際社会の発展に寄与すること」を本学の目的として定めている。

また、本学は、経営情報学科1学科で構成されており、本学科の目的は学則第3条第2項（[根拠資料 1-5【ウェブ】](#)）において「経営・会計学及び情報科学を総合的に教育すること

により、実社会に有用な知識と確かな専門技術、職業人としての自信と豊かな教養及び情報の取捨選択能力と活用能力を身に付けさせるとともに、広い視野に立つ国際性や地域のリーダーとしての資質を培い、社会に貢献する有用な人材を育成することを目的とする」と規定している。

以上、本学では設置の目的と建学の理念、5つの基本的方向、および本学の目的を踏まえ、経営情報学の領域における高等教育機関としての目的を適切に設定している。

点検・評価項目②：短期大学の理念・目的及び学科・専攻科の目的を学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表しているか。

評価の視点1：学科（又は専攻課程）・専攻科に設定する人材育成その他の教育研究上の目的の適切な明示
評価の視点2：教職員、学生、社会に対する刊行物、ウェブサイト等による短期大学の理念・目的、学科・専攻科の目的等の周知及び公表

上述のとおり、本学及び学科の目的は、本学の学則に明記されている（[根拠資料 1-5【ウェブ】](#)）。建学の理念及び学則については、全学のウェブサイトに掲載しているほか、本学のウェブサイトでは設置の趣旨を紹介するなどして、社会一般に対して周知・公表している（[根拠資料 1-6【ウェブ】](#)）。また、対象を絞った刊行物により建学の理念等の周知も行っている。「岩手県立大学大学年報」（[根拠資料 1-7【ウェブ】](#)）では社会一般に対して、「岩手県立大学宮古短期大学部入学案内」（[根拠資料 1-8【ウェブ】](#)）、及び「入学者選抜要項」（[根拠資料 1-9【ウェブ】](#)）では本学の志願者に対して、「高等学校進路指導教員向け 岩手県立大学の手引き」（[根拠資料 1-10](#)）では高等学校教員に対して周知を行っている。

学内では、学生及び教職員が使用する、学内に設置されているパソコンで Web ブラウザを使う際のトップページに建学の理念を表示している。また、新入生には、オリエンテーションにおいて「学生便覧」（[根拠資料 1-11](#)）を利用しながら建学の理念等の説明を行っている。そして教職員については、教職員採用ガイダンスにおいて、「大学の概要説明」の中で建学の理念の説明を行っている。

点検・評価項目③：短期大学の理念・目的、各学科・専攻科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。

評価の視点1：将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の設定・認証評価の結果等を踏まえた中・長期の計画等の策定
--

法人化以降、本学では、地方独立行政法人法に基づき設立団体である岩手県から、法人及び短期大学部を含む大学がその理念・目的を実現するための具体的目標として、「公立大学法人岩手県立大学中期目標」（以下「中期目標」という。）が提示されている（[根拠資料 1-12【ウェブ】](#)）。平成 29 年度から令和 4 年度までの 6 年間は、第三期中期目標期間に当たる。

その第三期中期目標では、教育と地域貢献の根幹となる高い研究力を基礎に、予測困難な時代の潮流を見極め、地域と協働して「未来を切り拓く力を高める教育」に取り組むことと、持続可能な地域社会を構築するため「未来創造に資する地域貢献」に取り組むことを基本姿勢としている。また、これらの基本姿勢に基づき、知的探究心や創造力を備え、地域の未来を切り拓く人材の育成と地域の未来創造に貢献する大学を目指し、下記4つの基本目標を定めている。

- ・ 学生の「知的探究心と創造力」を高める大学（教育）：実学実践教育及び地域志向教育を通じ、いわて創造人材を育成する。
- ・ 新たな価値を創造する大学（研究）：地域社会の基盤形成に資する基礎的研究や実学実践に基づく応用的研究、更には社会環境の変化に適切に対応し、専門領域を横断した学術研究を推進することにより、新たな価値を創造する。
- ・ 地域の未来創造に貢献する大学（地域貢献）：地域の「知の拠点」として、ふるさと振興の担い手の育成、多様な学習機会の提供及び地域の課題解決に向けた取組を行うことにより、地域の活力創出に貢献するとともに、多文化共生社会の実現に向け、地域の国際化を支援する。
- ・ 自主的・自律的な法人運営（業務運営等）：教育研究環境の変化や地域社会のニーズに迅速かつ的確に対応できるよう、安定した財務基盤の構築、教育研究組織の検証と見直し、大学情報の収集・分析や戦略的な情報発信の強化等により、自主的・自律的な法人運営を実現し、県民から信頼される大学づくりを進める。

この第三期中期目標を達成するため、本学は、平成29年4月に第三期中期計画（以下「中期計画」という。）を策定した（[根拠資料 1-13](#)）。中期計画では、地域に根ざした高等教育機関としての使命と役割を自覚し、東日本大震災津波からの復興とその先を見据えた地域の未来づくりに寄与し、地域社会をリードするため、第三期中期目標に掲げられている「未来を切り拓く力を高める教育」と「未来創造に資する地域貢献」を強力に推進し、「いわて創造人材の育成と地域の未来創造に貢献する大学」を目指している。その実現に向けて、開学以来取り組んできた「地域に根ざした実学・実践重視の教育研究活動」に加え、開学20周年を迎えるに当たり、大学の抜本的な見直しを図りつつ、以下の3つの事項に重点的に取り組むこととした。

- ・ いわての「未来を創造する人材」を育成するため、産業界・地域等との連携のもと、いわてをフィールドとした地域志向教育の充実と学生の主体的学修を促す能動的学習の推進
- ・ いわての「豊かなふるさと」の創生を支えるための戦略的な研究活動の強化
- ・ いわての「グローバル化」を促進するための多様な文化や価値観の理解促進支援ネットワークの構築

また、中期計画の実行に当たっては、県内各地域や企業・団体等との有機的な連携を強化しつつ、ふるさとの未来を拓き、未来を担う人材を育む「学びの府」として、機動的かつ効率的な教育研究組織の再構築を図りながら、教育・研究・地域貢献を更に強化するとともに、内部質保証システムを確実に機能させることによって、計画の実効性を高め、地域や県民からの新たなニーズにも迅速かつ的確に対応することとしている。

中期目標と中期計画は、全学的な将来を見据え、期間を6年間としているが、その着実な推進を図るため毎年度の取組計画を年度計画として定めている。年度計画については、毎年度、その進捗状況を確認しながら、年度末に本部等及び短期大学の自己点検・評価を基に、公立大学法人岩手県立大学大学評価委員会（[根拠資料 1-14](#)）（以下「大学評価委員会」という。）が中心となり、年度計画の全学実績を検証し全学会議を通して学長に報告し、経営会議（[根拠資料 1-4【ウェブ】第 14 条](#)）における審議を経た後、岩手県地方独立行政法人評価委員会（以下「県評価委員会」という）（[根拠資料 1-15【ウェブ】](#)）に実績報告書として提出して外部の評価を受けている。なお、年度の途中では進捗状況の確認をしており、必要に応じてその結果を次年度の計画策定にも反映させている。さらに、6年間の中期目標期間の4年度目終了後には、それまでの進捗状況を踏まえ、期間終了時に見込まれる中期計画全体の達成状況を、計画期間終了後には中期計画全体の達成状況について年度計画同様に報告書としてとりまとめ、上述の県評価委員会による評価を受けることとしている（[根拠資料 1-16【ウェブ】](#)）。これらの取組は全学の中期計画、年度計画に係るものであるが、本部等及び短期大学部においても同様に個別の中期計画、年度計画を定め自己点検・評価を行い、理念・目的等の実現に努めている。

また、中期計画には、業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置として、教育研究環境の変化や地域社会のニーズに迅速かつ的確に対応するため、教育研究組織の再構築、理念及び目的の実現に資する意欲的な教職員の育成、安定的な財務基盤の構築、情報の収集・分析や戦略的な情報発信の強化に取り組むための計画が策定されており、財務内容の改善に関する目標を達成するための措置となる計画も策定されている。それらの計画も含めて、本学では、理念・目的の実現を、中期計画・年度計画の自己評価、外部評価を通じて定期的に検証し、次年度計画へ反映させることで改善に繋げている。

なお、地方独立行政法人法第 79 条では、「学校教育法第 109 条第 2 項に規定する認証評価機関の教育及び研究の状況についての評価を踏まえること」としており、これに沿って本学では認証評価機関の評価結果を、中期計画及び年度計画の策定等に反映させている。つまり、学校教育法に基づく認証評価の結果を全学的な計画へ適切に反映させるために、地方独立行政法人法に基づく法人評価を活用することで全学的な PDCA のサイクルを確立しており、効果的な改善に繋げられるよう努めている。

（2）長所・特色

本学卒業生の就職先企業に対し独自に実施する「就職先企業アンケート（令和 2 年度実施分）」では、本学の建学の理念及び目的に関連する意識や能力に係る 18 項目の設問を設けており、その設問ごとに、本学卒業生の印象と企業等の重要度に対して、それぞれ 5 段階で回答を受けている（[根拠資料 1-17](#)）。設問ごとの本学卒業生の印象に対する回答値と、企業等で重要とする回答値の差を見てみると、各学科とも 18 項目全てにおいてその差が 1 未満に収まっている。これは、本学の建学の理念及び目的が社会的要請に概ね応えており、本学の教育を通じそのような人材を育成・輩出していることを示していると捉えている。

また、2 年次生アンケート（令和 3 年度実施分）では、本学の理念・教育の特色についての認知度及び学部の教育目標や特色の認知度が、入学時と 1 年後の比較において、肯定的意見（よく理解している・だいたい理解している）が増加しており、在学生に対する周知が一

定の効果を上げている【表1】（根拠資料 1-18）。

なお、前回の第2期認証評価受審の際の「自己点検・評価報告書」作成時（平成26年度）における理念・教育の特色及び学部教育目標や特色の認知度と比較しても、入学時の肯定的意見が概ね7年間でそれぞれ大幅に上昇していることから、この間の本学志願者等に対する本学の周知の取組に効果があったことを示している。

【表1】

設問項目		入学時	1年後	差
本学の建学の理念や教育の特色の理解度	R3	77.5	87.6	10.1p
	H26	59.0	72.3	13.3p
	差	18.5p	15.3p	
学部の教育目標や特色の理解度	R3	71.9	93.3	21.4p
	H26	69.9	79.5	9.6p
	差	2.0p	13.8p	

（3）問題点

特になし。

（4）全体のまとめ

本学は、平成2年に岩手県沿岸地域の教育環境の充実という県民の要望に応じて、宮古市に経営情報学科単科、1学年定員100名の岩手県立宮古短期大学として開学し、その後、平成10年の岩手県立大学開学と同時に名称を岩手県立大学宮古短期大学部に変更、平成17年には公立大学法人岩手県立大学の設置する宮古短期大学部へ移行し、現在に至っている。

本学は、こうした設立の経緯と建学の理念を背景として、本学の目的及び学科の目的を学則に明記している。また、教職員、学生、社会に対する刊行物、ウェブサイト等により大学の理念・目的、本学・学科の目的等の周知及び公表を図っている。さらには、地方独立行政法人法に基づく設置団体からの中期目標の提示に基づき、建学の理念・目的を踏まえた中期計画を策定するとともに、毎年度の業務実績評価や、中期目標に係る県評価委員会からの評価、加えて認証評価結果も取り込みながらPDCAサイクルを確立している。これらの取組は各本部と短期大学部における部局個別の計画・評価にも浸透しており、全学的な体制が構築されている。

以上のことから、短期大学基準に照らして良好な状態にあり、理念・目的を実現する取組が概ね適切であるといえる。

第2章 内部質保証

(1) 現状説明

点検・評価項目①：内部質保証のための全学的な方針及び手続を明示しているか。

評価の視点1：下記の要件を備えた内部質保証のための全学的な方針及び手続の設定とその明示

- ・内部質保証に関する短期大学の基本的な考え方
- ・内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織（全学内部質保証推進組織の権限と役割、当該組織と内部質保証に関わる学科・専攻科その他の組織との関係
- ・教育の企画・設計、運用、検証及び改善・向上の指針（PDCAサイクルの運用プロセスなど）

本学は、建学の理念の実現に向け、基本的方向に沿い、岩手県立大学宮古短期大学部学則第2条（[根拠資料 1-5【ウェブ】](#)）に定める通り、教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行うものとしている（[根拠資料 1-5【ウェブ】](#)）。本学では、第二期中期目標期間（平成23年度～平成28年度）から全学（本学、併設大学、併設短期大学部を含む）的な内部質保証システムを運用しており（[根拠資料 2-1](#)）、本学が高等教育機関として適切な水準を維持し、その充実・向上を図るため、6年間を期間とする中期目標に対する中期計画を内部質保証に係る方針とし、教育研究を含む諸活動及び管理運営に係る計画・実行・評価・改善を進めている。現在の第三期中期目標期間（平成29年度～令和4年度）における中期計画（[根拠資料 1-13【ウェブ】](#)）は、大学運営会議（[根拠資料 2-2](#)）を母体とし、短期大学基準と内部質保証に係る事項を踏まえて策定された。続く第四期（令和5年度～令和10年度）の中期計画を策定するに当たっては、内部質保証に係る事項を踏まえた全学的な計画策定の主体をより明確化するため、公立大学法人岩手県立大学中期計画策定委員会（以下「中期計画策定委員会」という。）（[根拠資料 2-3](#)）を令和3年10月に設置し、次期中期計画の策定に着手している。

第三期中期目標期間では、全学的な内部質保証に係る中期計画を「大学の教育、研究、地域貢献及び大学運営に係る自己点検・評価、法人評価及び認証評価等の外部評価に計画的に対応し、その評価結果を学内にフィードバックすることによって、教育研究活動、地域貢献活動及び大学運営等の改善を図る」（中期計画 No.40）こととしており、「PDCAサイクルの諸活動を通じて、自主的かつ継続的な改革・改善が行われ、本学の内部質保証システムが強化されている」ことを目指す成果・達成状態として掲げている（[根拠資料 1-13](#)）。

この中期計画のもと、全学における内部質保証推進の取組をより確固たるものとするために、令和3年度には内部質保証の全学的な方針及び手続を「全学内部質保証方針」（[根拠資料 2-4【ウェブ】](#)）として策定した。全学内部質保証方針では、内部質保証に関する基本的な考え方を示し、内部質保証の推進に係る組織・体制と、内部質保証のための手続を明確にしている。さらに、短期大学基準と全学的な方針を対応付けるとともに、教育に関する方針をまとめている。全学内部質保証方針記載の通り、全学的な内部質保証の推進に責任を負う組織は大学評価委員会（[根拠資料 1-14](#)）であり、全学内部質保証方針は、大学評価委員

会にて策定された（[根拠資料 2-5](#)）。

本学は経営情報学科1学科で構成されているが、全学的には、併設大学の4つの学部・研究科と、併設短期大学の学科から構成されている。各々の専門領域の自律性を尊重しつつ全学的な内部質保証を推進するためには役割分担が必要となる。そこで、教育、研究、地域貢献、業務運営等の分野において、全学に係る共通事項に対して学内の連携を図りながら企画立案し、実施するための全学運営組織である本部等（教育支援本部、高等教育推進センター、学生支援本部、研究・地域連携本部、企画本部、総務室）が、短期大学部と連携して分野ごとの内部質保証を推進している。全学内部質保証方針の「4. 大学基準・短期大学基準と全学的な方針」（[根拠資料 2-4【ウェブ】](#)）では、大学基準・短期大学基準と全学的な各種方針及び第三期中期目標期間における中期計画を対応付けており、その所管となる本部等も明確にしている。

本学では、全学内部質保証方針の図1（[根拠資料 2-4【ウェブ】](#)）に示すように本部等と短期大学部の連携によって全学的なPDCAサイクルを確立しており、その手続は以下のとおり。

手続1：本部等は、当該分野の全学に係る計画（全学共通計画）を策定するとともに、短期大学部における当該専門分野の計画（部局個別計画）を取りまとめ、合同教育研究会議（[根拠資料 2-6](#)）を通して学長に報告する。次に、全学横断的な分野ごとの会議・委員会等を主催し、全学共通計画を遂行するとともに短期大学部における活動を支援する。そして、短期大学部の実績を踏まえ、分野ごとの実績を取りまとめるとともに、分野ごとの自己点検・評価を全学的観点から行い、その結果を大学評価分析室へ報告する。

手続2：短期大学部は部局個別計画を策定し、本部等へ提出する。次に、全学横断的な分野ごとの会議・委員会等における活動と、短期大学部における活動を通して部局個別計画を遂行する。また、部局個別計画の実績を取りまとめるとともに、自己点検・評価を行い、その結果を本部等に報告する。

手続3：大学評価分析室では、分野ごとの自己点検・評価結果を全学的観点から点検・評価し、その結果を反映した自己点検・評価結果を大学評価委員会に提出する。大学評価委員会は、全学の自己点検・評価結果を検証し合同教育研究会議を通して学長に報告する。

手続4：学長は、改善が必要と思われる事項について当該組織（短期大学部）とヒアリングを行い、当該組織の長に改善を指示する。当該組織では、改善指示に係る計画を含めた次年度の計画を策定する。改善結果については計画に対する実績としてまとめられる。

手続5：全学的な自己点検・評価による改善を検証するため、岩手県地方独立行政法人評価委員会による外部評価を毎年度受ける。また、短期大学部の外部評価として専門分野別外部評価を実施する。

手続6：社会に対する説明責任を果たすため、自己点検・評価と全学的な外部評価の結果を公表する。

また本学では、全学内部質保証方針の図2（[根拠資料 2-4【ウェブ】](#)）に示すとおり、地方独立行政法人法に基づく法人評価の仕組みを活用し、大学の諸活動に対する点検評価を定期的実施している。全学的に、認証評価における点検・評価項目を踏まえた中期計画を策

定しており（[根拠資料 2-4【ウェブ】](#)）、その中期計画に沿って毎年度全学共通計画と部局個別計画を策定している。そしてこれらの計画をもとに、中期目標期間（6年間）終了年度と中期目標期間の中間年度（中期目標期間開始年度から4年経過時）、及び毎年度の単位で、上述した手続きの通り、内部質保証の取組を推進している。

以上、本学では内部質保証のための全学的な方針及び手続を全学内部質保証方針として明示しており、教育研究に関する重要事項を審議する合同教育研究会議を通して全学内部質保証方針を全学的に周知（[根拠資料 2-7](#)）しているとともに、本学のウェブサイトを通して学外へも公表している（[根拠資料 2-4【ウェブ】](#)）。

点検・評価項目②：内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備しているか。

評価の視点1：全学内部質保証推進組織・学内体制の整備

評価の視点2：全学内部質保証推進組織のメンバー構成

本学では、学科における専門領域の自律性を尊重しつつ、教育、研究、地域貢献、業務運営等の分野ごとの内部質保証を全学的に推進するための体制を整備している。全学内部質保証方針の図3（[根拠資料 2-4【ウェブ】](#)）は全体像を示しており、その組織・体制は以下のとおりである。

- 組織・体制1：理事長を委員長とし、学長及び副学長、各部局から選定された者（部局長）等により構成される中期計画策定委員会において、短期大学基準と内部質保証に係る事項を踏まえた全学の中期計画を策定し、内部質保証の取組推進のための全学的な方針とする。
- 組織・体制2：中期計画に基づき、全学的な内部質保証の推進に責任を負う組織を大学評価委員会（[根拠資料 1-14](#)、[根拠資料 2-8](#)）とする。大学評価委員会は、中期計画に即した事項の有効性を全学的な観点から検証する。また、大学評価委員会は、内部質保証の推進に係る組織・体制及び手続についての検証・改善を行うとともに、内部質保証に対する教職員の理解を促し、全学的な組織文化としての定着を図る。
- 組織・体制3：教育、研究、地域貢献、業務運営等ごとの自己点検・評価結果を全学的観点から点検・評価し、現状認識、課題抽出、対応方策の妥当性等の検証を行うための大学評価分析室（[根拠資料 1-14](#)、[2-9](#)）を大学評価委員会の下に置く。
- 組織・体制4：全学に係る共通事項について、学内の連携を図りながら企画立案し、実施するための全学運営組織である本部等（教育支援本部、高等教育推進センター、学生支援本部、研究・地域連携本部、企画本部、総務室）は、[短期大学部](#)と連携し、所掌する各分野における全学横断的な会議・委員会等を主催し、分野ごとの内部質保証を推進する。
- 組織・体制5：中期計画策定委員会、大学評価委員会及び大学評価分析室の事務局は企画本部が担う。企画本部は、年度計画、年度実績、自己点検・評価、外部評価を含め、全学的な内部質保証の推進に関する事項を所掌し、手続を遂行する。

点検・評価項目①に記載のとおり、令和5年度から始まる第四期の中期計画を策定するに当たっては、内部質保証に係る事項を踏まえた全学的な計画策定の主体をより明確化する

ため、中期計画策定委員会を設置した。大学評価委員会では、この中期計画策定委員会の設置に係る検討も行われた（根拠資料 2-10）。委員会の設置は全学的な内部質保証の推進に係る組織・体制及び手続についての検証・改善の一環でもあり、令和 3 年度に大学評価委員会がまとめた全学内部質保証方針にも反映されている。内部質保証に係る全学的な組織・体制及び手続については大学評価委員会が整備する一方で、大学評価委員会の下に置かれている大学評価分析室が、中期計画における全学共通計画に対して、分野ごとの自己点検・評価結果を全学的観点から点検・評価し、現状認識や課題抽出、対応方策の妥当性等の検証を行う体制となっている（根拠資料 2-11）。

教育、研究、地域貢献、業務運営等の分野ごとの内部質保証に係る取組は、本部等が短期大学部と連携して実施している。本部等では分野ごとの全学共通計画と部局個別計画を策定しており、本部等が主催する全学横断的な分野ごとの会議・委員会等（根拠資料 2-12）によって全学的に取り組むべき全学共通計画を実行する。本部等は分野ごとの全学共通計画と部局個別計画に対する実績をとりまとめるとともに分野ごとの自己評価も行っており（根拠資料 2-13）、次年度の全学共通計画への改善策を全学的に検討し易い体制となっている。また、全学共通計画に合わせて短期大学部の部局個別計画も策定されている。短期大学部における部局個別計画は主に短期大学部内の各種委員会等によって実行される。部局個別計画の実績取りまとめと自己評価は短期大学部内で行われ、その自己評価をもとに次年度の部局計画への改善策が検討される。関連する全学共通計画と部局個別計画には同じ計画番号が付けられており、部局個別計画の実績と全学共通計画の実績を本部等がまとめる際にも、分野ごとの評価をし易く、改善に繋げ易い仕組みを導入している。

このように、分野ごとの内部質保証に係る取組を全学的に進め易い体制を整備している一方で、点検・評価項目①手順 4 に記載の通り、学長は、改善が必要と思われる事項について当該組織（本部等及び短期大学部）とヒアリングを行い、当該組織の長に改善を指示できる体制を整備している。本学では、理事長、学長、副学長、及び本部等の長から構成される大学執行部により、短期大学部の計画の進捗状況に係るヒアリングを年度の途中に実施している。このヒアリングは、計画の進捗確認のみならず、執行部と短期大学部の直接的な意見交換の場となっている。そして、このヒアリングにおいて計画どおりの実績が見込めない場合は、次年度の計画へ反映させる等の対応をとることとしている。このヒアリングを踏まえ、内部質保証の手順に沿った自己点検・評価が行われ、計画に対する実績報告書がまとめられる（根拠資料 1-16【ウェブ】）。報告書は、合同教育研究会議における大学としての審議に加え、経営会議（根拠資料 2-14）における審議を経た後、県評価委員会（根拠資料 1-15【ウェブ】）に提出され、地方独立行政法人法第 78 条の 2 に基づく外部評価を受けている（根拠資料 2-15）。こうした取組を毎年度実施できる体制が全学的に整備されている。

そして、岩手県が定める公立大学法人岩手県立大学に係る中期目標期間業務実績等評価実施要領（根拠資料 2-16）により、第三期中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績について評価（以下「見込評価」という。）を行い、その時点での中期目標の達成状況や課題等を明らかにし、中期目標達成のための方策の検討や次期中期目標及び次期中期計画の検討に活用している。中期目標期間終了後には、期間を通じた実績報告書を取りまとめ、地方独立行政法人法第 78 条の 2 に基づき岩手県知事に報告書を提出し、法人評価委員会の外部評価を受けている。これら一連の手続を踏まえて、課題や改善

策を次の計画策定に反映させることができる体制となっている。

また、本学では計画に基づく取組の実績について、中期目標期間の中間年度及び中期目標期間終了年度における目指す成果・達成状態を掲げるとともに、より客観的、定量的な評価を行うために達成度のメルクマールとして評価指標を設定している（根拠資料 2-17）。さらに、中期計画や認証評価の項目、各種の指標と整合するよう構築された「自己点検・評価マネジメントシステム」を第二期中期目標期間から整備・運用している（根拠資料 2-18）。このシステムでは、様々な達成度の定量的評価のための参考として、学生アンケート、教職員アンケート及び卒業者に関する企業アンケートといった各種アンケートや、受験志願者数・倍率や収容定員の充足率といった業務数値をデータベースとして集約しており、学内ウェブサイトを通して全教職員のアクセスを可能としている。このシステムには、中期目標、中期計画、年度計画及びこれらの業務実績、工程表のデータが全学と短期大学部別に格納されており、認証評価の評価項目、評価の視点なども網羅している。これにより、中期計画や認証評価の項目と関連する評価指標を対応させ、客観的なデータによる達成状況、成果としての活用、経年比較による課題の抽出等を行うことができる。年度ごとの計画や実績、評価指標のデータ蓄積の照会・回答は、本部等と短期大学部がシステムへ直接入力することを通して行われている。

点検・評価項目③：方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。

評価の視点 1：学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針の策定のための全学としての基本的な考え方の設定
評価の視点 2：全学内部質保証推進組織による学科・専攻科その他の組織における教育の P D C A サイクルを機能させる取り組み
評価の視点 3：行政機関、認証評価機関等からの指摘事項（設置計画履行状況等調査等）に対する適切な対応
評価の視点 4：点検・評価における客観性、妥当性の確保
評価の視点 5：方針及び手続に従った内部質保証活動の実施

▽学位授与方針（以下、「D P」という。）、教育課程の編成・実施方針（以下、「C P」という。）及び学生の受け入れ方針（以下、「A P」という。）の策定のための全学としての基本的な考え方の設定

全学的な内部質保証における取組の一環として、本学では、教育支援本部と高等教育推進センターが主催する全学会議により、下記の中期計画に沿って3つの方針（ポリシー）の見直しを進めた。

- ・ 人材育成目標を達成するための、一貫性のとれたディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーを策定し、ポリシーと連動した体系的な教育課程を編成するとともに、定期的な点検・見直しを行う（中期計画 No.1）。
- ・ 求める学生像、入学選抜の在り方をアドミッション・ポリシーとして明確化し、それに基づいた多様な入学者選抜試験を実施するとともに、入試制度の検証・改善を図る（中期計画 No.11）。

本学では、第二期中期目標期間中（平成 23 年度～平成 28 年度）に、3つの方針を策定し、それらの方針に沿って教育活動を展開していた。一方、上記中期計画の下、3つの方針の見直しを進めるため、高等教育推進センター所管の「高等教育推進会議」(根拠資料 2-19)の下に、「次期DP・CP・AP策定ワーキンググループ」を平成 28 年度に設置した(根拠資料 2-20)。このワーキンググループでは、全学的な基本方針を検討した上で新しい3つの方針の策定を進めるため、「全学DP・CP・AP策定方針」(根拠資料 2-21)を定めた。この策定方針が、全学としての基本的な考え方となっている。

▽方針及び手続に従った全学的な内部質保証活動の実施

「全学DP・CP・AP策定方針」では、DP・CPとAPの整合を図りつつそれぞれの策定を進めることとした(根拠資料 2-22)。新しいDP・CPの策定に向けては、教育支援本部所管の「学務調整会議」(根拠資料 2-23)の下に「教育に関する基本方針策定委員会」(根拠資料 2-24)を新たに設置して作業を進めることとし、新しいAPの策定に向けては、教育支援本部所管の「入学者選抜試験検討会議」(根拠資料 2-25)にて作業を進めることとした。この体制の下、平成 29 年度には、DPとCPの全学共通部分が策定された(根拠資料 2-26)。APについては全学共通の内容を定めるとともに、それに整合する形で短期大学部における策定が進められた(根拠資料 2-27)。こうした全学的な取組の中で新しいDP・CPも策定された(根拠資料 2-28【ウェブ】)。新しい方針は、学科のカリキュラム改定に繋がっている。また、これらの作業を進めるにあたり、全学的な整合を保ちつつ各学部が円滑に作業を進められるよう、教育支援本部ではその手続と様式を整理している。

平成 30 年度には、新しい3つの方針を踏まえて第三期中期計画における教育の質向上に向けた具体的な教育課題への対応を検討するため、教育の質向上に向けた教育課題検討部会が学務調整会議の下部組織として設置された(根拠資料 2-29~30)。教育の質向上に向けた教育課題検討部会は各学部の教務委員会と連携して、全学的な合意形成や何らかの取組を進めるための前段階の検討を行うという役割を果たしている。教育の質向上に向けた教育課題検討部会の取組の1つとして、アセスメント・ポリシーが策定され(根拠資料 2-31)、アセスメント・ポリシーに基づいた評価による学修成果の可視化に向けた取組も全学的に進められた(根拠資料 2-32)。また、新しいAPに基づく入学者選抜試験の実施と、入試制度の検証・改善は入学者選抜試験検討会議において継続的に実施されている。

▽全学及び学科・専攻科における教育のPDCAサイクルを機能させる取組

点検・評価項目②の組織・体制4記載の通り、本学では本部等（教育支援本部、高等教育推進センター、学生支援本部、研究・地域連携本部、企画本部、総務室）が短期大学部と連携し、所掌する各分野における全学横断的な会議・委員会等を主催し、分野ごとの内部質保証を推進している。全学的な教育活動は、教育支援本部と高等教育推進センターとの連携により実施されている。その全学的な方針としての中期計画には、教育の充実、学習成果の向上等の取組に係る項目が含まれており、教育のPDCAサイクルを機能させる原動力となり、短期大学部における教育活動の改善・向上に繋がっている。

本学では上述した通り、方針及び手続に従った全学的な内部質保証に係る教育活動を継

続的に実施している。短期大学部における教育活動は教務及び入試に係る各委員会を中心として、全学共通の教育活動は教育支援本部所管の学務調整会議や入学者選抜試験検討会議等の全学会議において展開されている。そして、教育に関する部局個別の取組みと全学共通の取組は大学評価委員会が策定した内部質保証方針の手順に沿って実施されており、全学及び短期大学部における PDCA サイクルを機能させている。現行の第三期中期目標期間においては、全学的な内部質保証に係る取組の一環として、教育支援本部が主催する全学会議を中心に、3つの方針策定のための基本的な考え方が設定され、3つの方針策定に向けた体制が作られ、新しい3つの方針策定と手続の整理が進められた。この新しい3つの方針策定は、短期大学部におけるカリキュラム改定に繋がっている。

▽行政機関、認証評価機関等からの指摘事項に対する適切な対応

本学が法人化された平成 17 年度から、本学では岩手県地方独立行政法人評価委員会による外部評価を受けている。令和 3 年度には、令和 2 年度分の評価（[根拠資料 2-33【ウェブ】](#)）及び第三期中期目標期間における見込評価を受けた（[根拠資料 2-34【ウェブ】](#)）。令和 2 年度計画に対しては、おおむね計画どおり進められたと認められている。また、第三期中期目標期間における見込評価でも一定の成果を挙げていると認められている。どちらの評価においても改善が望まれる取組は無かった（[根拠資料 2-35～26【ウェブ】](#)）。認証評価機関については、平成 27 年度に大学基準協会の認証評価を受審し、適合の認定を受けている（[根拠資料 2-37【ウェブ】](#)）。

▽点検・評価における客観性、妥当性の確保

本学の自己点検・評価結果については、教育研究に関する重要事項を審議する合同教育研究会議における審議を経て、経営に関する重要事項を審議する経営会議においても審議されている。どちらの会議にも学外者が参画しており、自己点検・評価に学外の意見を反映できる仕組みとしている。そして上述のとおり、中期計画と各年度における全学共通計画の実績に対して岩手県地方独立行政法人評価委員会の評価を受けており、自己点検・評価結果をさらに外部の機関が評価する仕組みとなっている。また、教育研究活動に対して外部有識者（他大学関係者、当該分野の専門家、各種業界関係者、自治体関係者等）から意見等を求め、外部の視点を取り入れた改善を行うための体制を平成 25 年度に整備し、この専門分野別の外部評価を平成 26 年度から毎年度実施している（[根拠資料 2-38](#)）。

以上のとおり本学の自己点検・評価は、定期的に行われており、客観的なデータや外部者の視点によって客観性を確保している。また、自己点検・評価結果と外部の評価の両方を踏まえ、妥当性の確保に努めている。

▽COVID-19 への対応

COVID-19 への対応として、本学では危機管理対策本部を設置し（[根拠資料 2-39](#)）、この危機管理対策本部を中心として全学的な取組は分野ごとの本部等が進めた。一方、令和 2 年度は、年度計画に多くの影響が及ぶことが想定され、内部質保証システムを機能させる観点からは、年度の途中であっても年度計画を適宜調整して COVID-19 への対応を推進すべき状況であった。そこで令和 2 年度は年度の途中に計画の調整を図った。COVID-19 対応と

して年度の途中に追加された全学共通計画は以下のとおり。

- ・新型コロナウイルス感染症により対面授業の実施が困難な場合における学修の機会を確保するため、遠隔システムによる授業体制を緊急的に整備する（全学共通計画 No.8）。
- ・新型コロナウイルス感染症の影響により経済的に困窮している学生への経済的な支援などの生活支援を実施する（全学共通計画 No.14）。
- ・新型コロナウイルス感染症拡大の影響に配慮した学生の就職活動を支援するため、学生向け就職活動指針の作成、遠隔による就職活動の支援等を実施する（全学共通計画 No.16）。
- ・新型コロナウイルス感染症による大学運営の混乱や停滞を回避するため、全学的な意思決定体制を整備するとともに、学生及び教職員のための行動計画を策定するなどし、新型コロナウイルス感染症対策を実施する（全学共通計画 No.31）。
- ・学内における新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、学生及び教職員への予防の徹底、学内の予防消毒の実施、検温体制の整備、「三密」を避ける密集防止対策など感染予防対策を実施する（全学共通計画 No.44）。

令和2年度は、上記全学共通計画 No.8 において遠隔授業用のシステムを緊急的に整備する際、教員と学生双方に対して遠隔授業の実施を支援する全学的な「遠隔授業実施支援 WG」（[根拠資料 2-40](#)）を立上げ、教員向けには遠隔授業の実施方法を、学生向けには遠隔授業の受講方法をガイドラインとしてまとめ、遠隔授業の実施を全学的に支援した。

また、これらの計画に対しても実績をとりまとめ、岩手県地方独立行政法人評価委員会による外部評価を受けている。外部評価の結果として COVID-19 対応については、特に評価できる点として高く評価されている（[根拠資料 2-35【ウェブ】](#)）。危機管理対策本部を中心とした全学的な COVID-19 対応は令和3年度にかけても続いており、年度計画にも反映されている（[根拠資料 2-41【ウェブ】](#)）。

点検・評価項目④：教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。

評価の視点1：教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等の公表
評価の視点2：公表する情報の正確性、信頼性
評価の視点3：公表する情報の適切な更新

本学では、短期大学として社会に対する説明責任を果たすため、下記の中期計画の下、諸活動の状況等の公表を継続的に実施している。

- ・社会から求められている教育研究活動や大学運営等に関する情報を積極的かつタイムリーに公開するとともに、ポータルサイト機能を充実させ、学外ホームページの情報検索の利便性を高める。また、情報発信力を高めるため、各種情報媒体を相互に連携させた広報活動を展開する（中期計画 No.41）。
- ・研究成果について、研究者データベースの充実と活用促進に努めるとともに、ホームページ、広報誌、紀要等で積極的に発信する（中期計画 No.19）。

認証評価については、点検・評価報告書と大学基準協会の評価結果を本学ウェブサイトに掲載し、公表している（根拠資料 2-37【ウェブ】）。法人評価についても、実績報告を法人評価委員会に提出した後、プレスリリースしているほか、本学ウェブサイトにも実績報告と評価結果を掲載している（根拠資料 2-42【ウェブ】）。財務関係書類も、法人評価による実績報告と合わせて毎年度プレスリリースを行っている。本学のウェブサイトには、学校教育法施行規則第 172 条の 2 に規定された教育研究活動等（根拠資料 2-43【ウェブ】）についての情報や財務関係書類も公表されている（根拠資料 2-44【ウェブ】）。公表する情報に対しては、その情報を所管する本部等において公表前に十分精査することにより、正確性と信頼性の確保に努めている。

また、「岩手県立大学ファクトブック」（根拠資料 2-45【ウェブ】）及び「岩手県立大学年報」（根拠資料 1-7【ウェブ】）に毎年度の実績を掲載し、広く周知を図っている。その他、本学を含めた全学の主な教育研究活動、学生の活動、地域貢献活動などについては、年 2 回発行の岩手県立大学広報誌（根拠資料 2-46【ウェブ】）と、Facebook 等ソーシャルネットワーク（根拠資料 2-47【ウェブ】）、さらにプレスリリース等を組み合わせ、積極的に公表している。また、全学的に各教員の教育・研究・社会貢献に関する情報を「研究者情報システム」で一元管理しており、「教育研究総覧」（根拠資料 2-48【ウェブ】）を通して学外へ適宜更新された情報を公開している。

さらに、当法人は地方独立行政法人として岩手県の情報公開条例の規定が適用される機関となっていることから、開示請求があった場合は、同条例及び当法人の関係規程（根拠資料 2-49）に基づいて対応している。

点検・評価項目⑤：内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取組を行っているか。

評価の視点 1：全学的な PDCA サイクル等の適切性、有効性の定期的な点検・評価 評価の視点 2：点検・評価における適切な根拠（資料、情報）の使用 評価の視点 3：点検・評価結果に基づく改善・向上

▽全学的な内部質保証システムの適切性・有効性

本学では全学内部質保証方針に示すとおり、6 年間を期間とする中期目標に対する中期計画を全学の内部質保証に係る方針として、教育研究を含む諸活動に係る計画・実行・評価・改善を展開している。全学共通計画は、全学組織である本部等（教育支援本部、高等教育推進センター、学生支援本部、研究・地域連携本部、企画本部、総務室）が分野ごとに策定しており、短期大学部でも部局個別計画を策定している。この全学共通計画と部局個別計画は計画番号で結びついており、分野ごとの全学的な取組と部局ごとの取組は有機的に連携している。これにより、本部等における分野ごとの全学的な活動と、全学会議等を通じた全学横断的な取組も進め易く、全学的な枠組の下で、各分野の自律性を尊重した PDCA サイクルを運用することができる仕組みとなっている。

▽有効性の点検と改善

全学的な内部質保証システムに係る組織・体制及び手続きについての検証・改善は、全学内部質保証方針記載のとおり大学評価委員会を中心として行われている。現行の内部質保証システムは、第二期中期目標期間から全学的に運用されている（[根拠資料 2-1](#)）。それは、6年間を期間とする中期目標に対する中期計画と法人評価の仕組みを活用し、大学の諸活動に対する点検評価を定期的を実施することを基盤としたシステムである。第三期中期目標期間では、全学的な内部質保証に係る中期計画を「大学の教育、研究、地域貢献及び大学運営に係る自己点検・評価、法人評価及び認証評価等の外部評価に計画的に対応し、その評価結果を学内にフィードバックすることによって、教育研究活動、地域貢献活動及び大学運営等の改善を図る」（中期計画 No.40）こととしており、この中期計画のもとで大学評価委員会とその事務局を担う企画本部が毎年度全学共通計画を立て、内部質保証に係る手続を遂行し、自己点検・評価を行い、法人評価委員会の外部評価も受けている。

本学の内部質保証システムは、運用に係る各々の手続が全学的に浸透している。点検・評価項目③記載の通り、本学では、教育支援本部と高等教育推進センターが主催する全学会議により、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針の策定が全学的に進められた。それは正しく中期計画 No.1 と No.11 の下で行われており、必要とされる全学的な組織も適宜設置され、カリキュラム改定にも繋がっており、中期計画を方針とした内部質保証システムの有効性を示す取組となっている。

しかし、内部質保証に関する基本的な考え方や、内部質保証の推進に係る組織、体制、手続は、決して分かり易く整理されてはいなかった。結果として、その全体像を把握することが容易では無く、全学的に内部質保証システムを再確認する必要があった。そこで大学評価委員会では、全学における内部質保証推進の取組をより確固たるものとするため、令和3年度に全学内部質保証方針をまとめた（[根拠資料 2-4【ウェブ】](#)）。一方、令和3年度は、次期の第四期中期目標期間における中期計画策定の準備を始める年度でもあり、中期計画策定に係る体制の見直しも行われ（[根拠資料 2-10](#)）、続く第四期（令和5年度～令和10年度）の中期計画策定に当たっては、内部質保証に係る事項を踏まえた全学的な計画策定の主体をより明確化するため、中期計画策定委員会を令和3年10月に新たに設置した（[根拠資料 2-3](#)）。

これら内部質保証システムの点検と改善に係る取組は、合同教育研究会議を通して全学的に共有されている。今後は、全学的な内部質保証に対する教職員の更なる理解促進と、内部質保証に係る取組の強化に繋がるものと期待している。

（2）長所・特色

本学では、本学が適切な水準を維持し、その充実・向上を図るため、6年間を期間とする中期目標（[根拠資料 1-12【ウェブ】](#)）に対する中期計画（[根拠資料 1-13【ウェブ】](#)）を本学の内部質保証に係る方針（[根拠資料 2-4【ウェブ】](#)）とし、内部質保証の取組を推進している。全学的な取組は、分野（教育、研究、地域貢献、業務運営等）ごとの本部等と、本部等が主催する全学横断的な会議・委員会等を中心とした体制により進められている。分野ごとの取組には、各分野の自律性を尊重した実質的なPDCAサイクルが含まれている。また、

短期大学の部局個別計画に係る自己点検・評価と、分野ごと及び全学的な自己点検・評価を行った上で、地方独立行政法人法に基づく法人評価の仕組みを活用し、岩手県地方独立行政法人評価委員会による外部評価を受け、全学的な諸活動に対する点検・評価を定期的実施している。さらに、短期大学部では専門分野別外部評価を実施し、短期大学の諸活動に対する点検・評価を定期的実施している。内部質保証に係るこうした一連の活動を通して、全学的に PDCA サイクルを機能させている。

(3) 問題点

本学では、自己点検・評価マネジメントシステムを整備・運用しており、中期計画や認証評価の項目及び各種の指標を管理している。このシステムは、中期計画や認証評価の項目、各種の指標と整合するよう構築されたウェブシステムであり、内部のデータベースには各種アンケート結果を含む様々なデータが格納されている。このウェブシステムにより、指標に対する達成状況の確認や、経年比較による課題の抽出等を行うことができる。一方、データベースに格納されているデータを活用するためには、手順を踏んだ様々な操作や工夫を伴うことがあり、蓄積されたデータの活用を促進するためには課題がある。他方において本学では、大学の教育成果及び学生の学修成果の可視化による教育の質の向上を図り、本学における教学マネジメントの確立に寄与するための、教学 IR 推進体制の構築についての検討が進められている。この教学 IR の推進に向けては、各種教学 IR に関するデータベースの構築と運用が予定されている。このような状況を踏まえ、既存の自己点検・評価マネジメントシステムに加え、教学 IR 用の新しいシステムも考慮し、今後は、蓄積すべきデータの見直しと活用方法の検討を行い、より効果的なデータの利活用に向けた取組を進める。

本学では、現行の内部質保証システムを第二期中期目標期間から運用しており、運用に係る各々の手続は全学的に浸透している。令和3年度には、全学における内部質保証推進の取組をより確固たるものとするため、大学評価委員会では全学内部質保証方針をまとめた。現時点では、既存の仕組みを継続して活用するために、内部質保証推進に係る組織・体制と手続を整理したところである。一方、内部質保証方針にも記載した通り、大学評価委員会は、内部質保証の推進に係る組織・体制及び手続についての検証・改善を行うとともに、内部質保証に対する教職員の理解を促し、全学的な組織文化としての定着を図ることとしているが、その具体的な方法については検討の余地がある。特に、第四期中期目標期間において現行の内部質保証システムをどのように点検・評価し改善に繋げていくかは、大学評価委員会における今後の課題となる。また、現行の内部質保証システムの更なる改善を目指すにあたり、その母体となる大学評価委員会自体の自己点検・評価の仕組みも合わせて今後の課題とする。

(4) 全体のまとめ

本学は、建学の理念の実現に向け、基本的方向に沿い、教育研究水準の向上を図り、もって本学の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行うものとし、全学的に内部質保証の取組を継続的に行っていると評価できる。

本学では、以前より全学的な内部質保証システムを運用しており、各々の手続は全学的に浸透している。一方で、その全体像は誰もが把握し易い状態ではなく、整理が必要な状態で

あったため、全学における内部質保証推進の取組をより確固たるものとするため、令和3年度に全学内部質保証方針をまとめた。また、その過程において中期計画策定に係る体制の見直しも行われた。続く第四期（令和5年度～令和10年度）の中期計画策定に当たっては、内部質保証に係る事項を踏まえた全学的な計画策定の主体をより明確化するために、中期計画策定委員会を令和3年10月に設置している。

分野ごとの本部等と、本部等が主催する全学横断的な分野ごとの会議・委員会等により構成される体制は、本学、併設大学、併設短期大学部を含む全学に適した内部質保証システムの基盤となっている。引き続きこの基盤の上で、全学内部質保証方針に沿って内部質保証システムの継続的な運用に努め、質保証を推進する。

第3章 教育研究組織

(1) 現状説明

点検・評価項目①：短期大学の理念・目的に照らして、学科・専攻科、その他の組織の設置状況は適切であるか。

評価の視点1：短期大学の理念・目的と学科・専攻科、附置研究所、センター等の組織構成との整合性
評価の視点2：学問の動向、社会的要請、短期大学を取り巻く地域の環境等に配慮した組織編制

本学は、公立大学法人岩手県立大学（以下「本法人」という。）が設置・運営する短期大学である。本法人には本学、岩手県立大学（四年制）及び盛岡短期大学部の、合わせて1大学・2短期大学が設置されており、本学は、盛岡短期大学部とともに、岩手県立大学の併設短期大学として位置付けられている。本学は平成2年度に岩手県立宮古短期大学として発足し、平成10年度の岩手県立大学開学に合わせて併設短期大学として再編され、平成17年度の公立大学法人化により、本法人の設置する短期大学となっている（[根拠資料1-4【ウェブ】](#)）。

▽学科

本学は、経営情報学科1学科で構成されており、学則第3条（[根拠資料1-5【ウェブ】](#)）において経営情報学科のその目的を、「経営・会計学及び情報科学を総合的に教育することにより、実社会に有用な知識と確かな専門技術、職業人としての自信と豊かな教養及び情報の取捨選択能力と活用能力を身に付けさせるとともに、広い視野に立つ国際性や地域のリーダーとしての資質を培い、社会に貢献する有用な人材を育成することを目的とする」としている。

経営情報学科は、社会の情報化や国際化などに対応するため、経営についての知識、情報処理に関する知識・技術ならびに国際的知識を習得するとともに、創造的視点に立った「地方」への考察の目を養うことを目的として科目を構成している。

▽全学運営組織の構成

全学の業務を適正かつ効率的に遂行するため、組織等に関し必要な事項を「公立大学法人岩手県立大学組織規則」（以下「組織規則」という。）（[根拠資料3-1](#)）に定め、全学に係る共通事項について、全学委員会等の運営により、学内の連携を図りながら企画立案し、実施するための全学運営組織として、高等教育推進センター、各本部及び事務局を置いている（（[根拠資料3-2【ウェブ】](#)、2-12））。

高等教育推進センター長は、教学担当の副学長が兼任し、教育関係全般の支援を所掌する教育支援本部と連携することにより、全学的な調整を図っている。

各本部の本部長及び副本部長は教員が兼任し、各本部にそれぞれ事務職員組織を置き、教職協働の組織として教職員が一体となって業務を行う体制とし、全学的な組織運営を行っ

ている。

▽社会的要請への配慮

『高度情報化社会』の進展など、社会の新しい潮流を背景として、地域の多様な要請に応えうる短期大学」を設立の趣旨として、岩手県沿岸で最初の県立の短期大学として設立された本学は、学問の動向、新たな社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等への配慮に対応するため、適宜、点検・評価及び検証を行ってきた。

今期中期計画（[根拠資料 1-13【ウェブ】](#)）では、「教育研究組織に関する目標を達成するための措置」として、「変化する社会環境や地域からの要請に対応するため、地域や教育機関等の意見を集約して本学に対する人材育成や研究に対するニーズを把握し、開学 20 年（岩手県立大学）を機に教育課程や教育研究組織体制を見直し、再構築する。】【計画 No.32】と定めた。

この中期計画の遂行に当たり、開学 20 年を機とする教育課程や教育研究組織体制の見直しにより（詳細は点検・評価項目②に記載）、本学では、特に専門教育科目では、多彩な専門科目を体系的に学習するための経営科目群、経営情報科目群、情報科学科目群を編成した。

このように、本学は組織について自己点検を行い、学問の動向や社会的要請等に配慮した教育課程となるよう組織の構成を図っている。

また、本学と全学運営組織が全学委員会等を基盤として連動し、第 2 章で述べたとおりの全学内部質保証方針に則した運用により、学長の指揮の下、全学が一体となった建学の理念の実現に向けた大学運営が図られている（[根拠資料 2-4](#)）。

以上のことから、本学の教育研究組織は、学術の進展や地域社会からの要請に即した構成となっており、短期大学の理念・目的に照らして教育研究組織を適切に配置している。

点検・評価項目②：教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。

また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1：適切な根拠（資料、情報）に基づく教育研究組織の定期的な点検・評価

評価の視点 2：点検・評価結果に基づく改善・向上

定期的な点検・評価としては、中期計画（[根拠資料 1-13【ウェブ】](#)）における教員研究組織適切性について、企画本部において年度毎に計画・実施・点検を行い、大学評価委員会による点検・評価結果を県評価委員会に報告し、外部評価を実施している。評価結果は翌年度以降の計画等に反映させ、改善・向上に努めている。

教育研究組織については、岩手県立大学の開学 20 年を機とした教育課程や教育研究組織体制の見直しとして、平成 29 年度から開始する次期中期計画に位置付けるため、平成 27 年度に「大学の使命の確認」「大学をめぐる情勢変化による研究教育組織の検証の必要性」について岩手県と協議し検討を始めた。平成 28 年度には学長から、「教育研究組織検証の実施」が全学的に通知され（[根拠資料 3-3](#)）、その後、短期大学部との意見交換を行い「教育研究組織の見直し」（[根拠資料 3-4](#)）を策定、平成 29 年度開始の第三期中期計画に反映させた。

平成 29 年度には全学の教育研究組織の見直しに係る工程表を策定し、本学では、平成 30 年度には新カリキュラムの策定作業を終え、平成 2 年度から専門教育科目では、経営科目群、

経営情報科目群、情報科学科目群を編成した新カリキュラムを施行した。

令和2年度以降は新カリキュラムの検証を行っている。

(2) 長所・特色

令和2年度から施行している新カリキュラムについては、基盤教育科目と専門教育科目を中心としており、特に専門教育科目では経営情報学を形成する共通の知識を習得したうえで、多彩な専門科目を体系的に学習するための3科目群を編成している。

なお、新カリキュラムを施行した令和2年度入学者選抜の志願者は162人と少なかったものの、令和3年度入学者選抜の志願者は217人と増加しており、検証の途中ではあるが、新カリキュラムの効果が見込まれる結果となっている。

(3) 問題点

なし。

(4) 全体のまとめ

以上のように、教育研究組織の適切性については、中期計画に位置付け、第2章に記述の「全学内部質保証方針」に則り自己点検・評価を行っており、その結果をもとに改善・向上に向けた取組を行っているほか、開学20年を機とした教育研究組織の見直し等、大学を取り巻く社会的要請の変化等の時宜を踏まえながらその見直しを行っている。

第4章 教育課程・学習成果

(1) 現状説明

点検・評価項目①：授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。

評価の視点1：課程修了にあたって、学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学習成果を明示した学位授与方針の適切な設定（授与する学位ごと）及び公表

本学のDPは、短期大学部において策定し、岩手県立大学、同大学院との合同で開催される学務調整会議（[根拠資料 2-23](#)）における協議を経て、合同教育研究会議（[根拠資料 2-6](#)）における審議の上、決定される。

▽策定の経緯

① 初期DPの策定

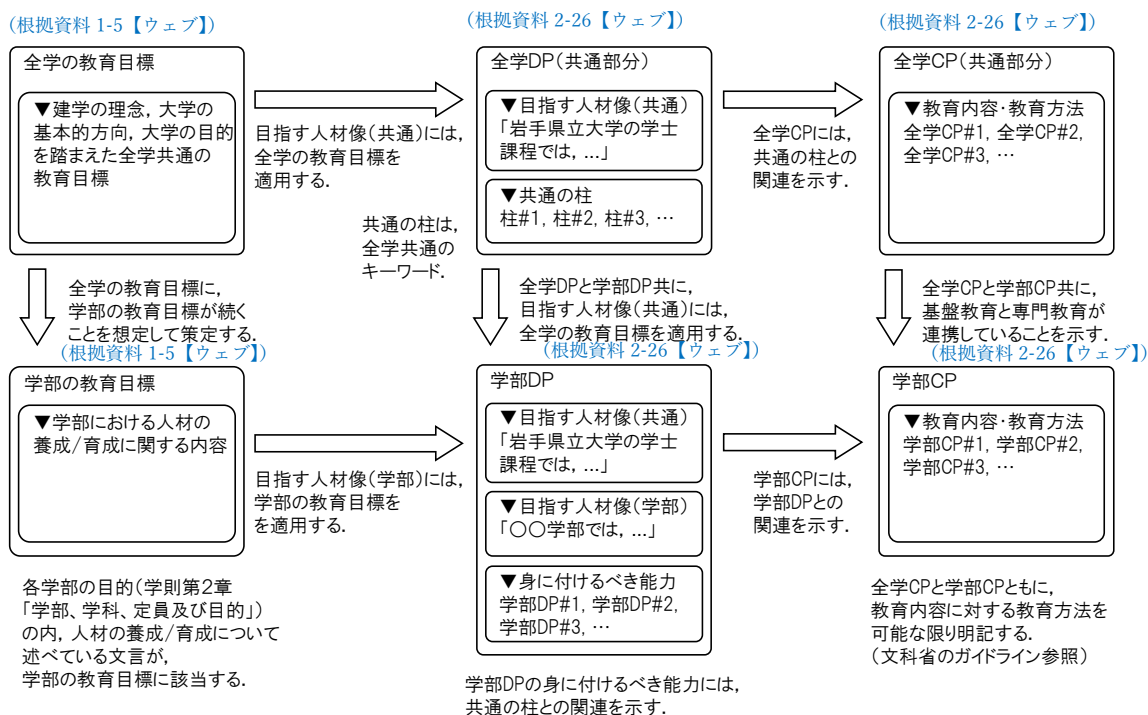
平成25年5月、建学の理念（[根拠資料 1-2【ウェブ】](#)）及び目的（学則第1条（[根拠資料 1-5【ウェブ】](#)）を受けて規定された学科の目的（学則第3条第2項（[根拠資料 1-5【ウェブ】](#)））を踏まえ、授与する学位のDPを策定した（[根拠資料 4-1](#)）。

② 次期DP策定のための全学方針の策定

平成28年3月に中央教育審議会大学分科会大学教育部会が公表した「三つのポリシーの策定と運用に係るガイドライン」を受け、平成28年7月、高等教育推進会議（[根拠資料 2-19](#)）の下に「次期DP・CP・AP策定ワーキンググループ」（[根拠資料 2-20](#)）を設置し、「全学DP・CP・AP策定方針」（[根拠資料 2-21](#)）を策定した。方針の策定に当たっては、全学と教育課程ごとの方針を一貫性・整合性のあるものとして策定することを重視した（[根拠資料 2-21 p.1~2](#)）。

③ DPの改定、全体の一貫性・整合性

平成30年3月、「教育に関する基本方針策定委員会」（[根拠資料 2-24](#)）において定めた、岩手県立大学の学士課程を基本とする全学的な枠組み（[図1](#)）及び全学共通部分を取り入れながら、全体としての一貫性・整合性を図った（[根拠資料 2-26 p.2](#)）。[図1](#)には、教育目標とDP及びCPを関連させて策定するための共通の枠組みが示されている。「教育に関する基本方針策定委員会」（[根拠資料 2-24](#)）では、この枠組みを分かり易く示すために岩手県立大学の4つの学部を想定しているが、枠組み自体は本学を含む全学的に適用されるものであり、本学においても、この全学的な枠組に沿って短期大学部におけるDPの改定作業を進め、平成31年1月に改定が完了した（[根拠資料 4-2](#)）。



【図1】「教育に関する基本方針策定委員会」でまとめた全体の枠組みと関連概要

▽DPの構成

本学のDPは、「目指す人材像」と「学生が卒業までに身につけるべき能力」で構成されている。「目指す人材像」では、本学の目的（学則第1条（[根拠資料 1-5【ウェブ】](#)））及び「学科の目的（学則第3条第2項）」を踏まえ、「岩手県立大学宮古短期大学部では、幅広い教養と深い専門知識を有し、地域社会及び国際社会の発展に寄与できる人材を育成します。地域と連携した教育を通して、実社会に有用な知識と確かな専門技術を修得し、職業人としての自信と豊かな教養、情報の取捨選択と活用ができ、広い視野に立つ国際性と地域のリーダーとしての資質を培い、社会に貢献する人材を輩出することを目指します。」という短期大学部としての目指す人材像を示すとともに、「学生が卒業までに身につけるべき能力」を以下の通り定めている。

DP1：幅広い教養とグローバルな視野を身につけている。（幅広い教養）

DP2：経営と情報に関連する知識を理解し、他者と協力しながら社会の中で主体的に行動できる。（社会への関心）

DP3：自らの考えを相手にわかりやすく伝え、他者の意見を尊重し、理解することができる。（コミュニケーション能力）

DP4：企業活動や情報技術に関する知識を修得し、情報技術を企業活動に利活用する専門知識や技能を身につけ、社会に貢献できる。（専門知識）

DP5：社会や企業活動の仕組みを理解し、課題解決のための能力を身につけ、地域社会及び国際社会に貢献できる。（課題発見・問題解決能力）

これらの「学生が卒業までに身につけるべき能力」には、本学卒業までに求められる知識

や技能などが具体的に記載されている。そして全学DPで定めている「共通の柱」と関連付けた内容となっている（根拠資料 4-3）。「共通の柱」とは、全学的に、学生が卒業までに身につけるべき能力を具体的かつ評価可能な項目・内容をキーワードで表したものである。

▽本学のDPの改定、全体の一貫性・整合性

本学のDPの見直しに当たっては、平成30年度のカリキュラム変更に伴い平成29年度末にDPを改定したこと、また、平成32年度（令和2年度）を目途にカリキュラムの改定を検討していたことから、新カリキュラムが施行される前年度末（平成31年度末）に全学的な「教育に関する基本方針」（根拠資料 2-26）に沿った形で改定を行った。

なお、本学は1学部1学科であることから、全学DPと学部DPが区別された形ではなく融合した形で改定している。

▽公表

本学のDPについては、大学ウェブページ（根拠資料 2-28【ウェブ】）で公表するとともに、「入学案内」（根拠資料 1-8【ウェブ】）及び新入生に配布する「科目概要」（根拠資料 4-4）において学内外に周知している。「入学案内」には、DPと授業科目の関連付けを明記したカリキュラム概要図を掲載し、高校生にも視覚的に理解しやすいよう工夫をしている。また、「カリキュラム・履修計画ガイダンス」において、教職員から学生に対し口頭で説明を行っている（根拠資料 4-5）。

点検・評価項目②：授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。

評価の視点1：下記内容を備えた教育課程の編成・実施方針の設定（授与する学位ごと）及び公表
・教育課程の体系、教育内容
・教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等
評価の視点2：教育課程の編成・実施方針と学位授与方針との適切な関連性

CPは、DP同様、短期大学部において策定し、学務調整会議（根拠資料 2-23）での協議を経て、合同教育研究会議（根拠資料 2-6）における審議の上、決定される。

▽策定の経緯

① 初期CPの策定

平成25年5月、建学の理念（根拠資料 1-2【ウェブ】）及び目的（学則第1条（根拠資料 1-5【ウェブ】）を受けて規定された学科の目的（学則第3条第2項（根拠資料 1-5【ウェブ】））を踏まえ、本学のCPを策定した（根拠資料 4-1）。

② 全学CPの策定及び本学の改定

平成30年3月、全学的にCPを「DP達成のための教育課程編成・実施方針」と明確に位置づけ、「教育に関する基本方針」（根拠資料 2-26）に従い図1の関連性を保ちながら

CPの改定を行った（根拠資料 4-2）。更にその翌年度には、CP附属「カリキュラム概要図」の改定と新たに「各年次の学び」を追加した（根拠資料 4-6）。

本学のCPの見直しに当たっては、平成30年度のカリキュラム変更に伴い平成29年度末に改定し、また、平成32年度（令和2年度）を目途にカリキュラムの改定を検討していたことから、新カリキュラムが施行される前年度末（平成31年度末）に「教育に関する基本方針」（根拠資料 2-26）に沿った形で改定を行った。

▽CPの構成

本学のCPは、「教育内容と教育方法」「カリキュラム概要図」「各年次の学び」で構成されている。「教育内容と教育方法」には、基盤教育科目と専門教育科目を中心としたカリキュラムにより編成・実施されること、並びに、専門教育科目では、経営科目群、経営情報科目群、情報科学科目群に編成することが記載されている。また、科目や複数の科目から構成される科目群の開講目的を記載し、DPとの関連を明記している。DPに定める「学生が卒業までに身につけるべき能力」を各年次でどのように、どの程度身につけておくべきなのかを「カリキュラム概要図」「各年次の学び」によって示すことで、教育課程の全体像を学生に分かりやすく伝えるとともに、カリキュラムの点検・改善に活用することとしている（根拠資料 4-7）。

▽公表

本学のCPについては、大学ウェブページ（根拠資料 2-28【ウェブ】）で公表するとともに、「入学案内」（根拠資料 1-8【ウェブ】）及び新入生に配布する「科目概要」（根拠資料 4-4）への記載により学内外に周知している。「入学案内」では、DPと授業科目の関連付けを明記したカリキュラム概要図を掲載し、高校生にも視覚的に理解しやすいよう工夫をしている。

点検・評価項目③：教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

評価の視点1：各学科・専攻科において適切に教育課程を編成するための措置

- ・教育課程の編成・実施方針と教育課程の整合性
- ・教育課程の編成にあたっての順次性及び体系性への配慮
- ・単位制度の趣旨に沿った単位の設定
- ・個々の授業科目の内容及び方法
- ・授業科目の位置づけ（必修、選択等）
- ・短期大学士課程及び専攻科課程それぞれにふさわしい教育内容の設定（初年次教育・高大接続への配慮、教養教育と専門教育の適切な配置等）

評価の視点2：学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実施

本学の教育課程は、CPに基づいた科目群を設置している。

授業科目は、基盤教育科目と専門教育科目を中心としたカリキュラムにより構成され、基盤教育科目は英語科目と教養科目に、専門教育科目は経営科目群、経営情報科目群、情報科学科目群にCPに基づきそれぞれ区分されている。これらの科目群の体系的性は、CPに付属する「カリキュラム概要図」、「各年次における学び」により分かりやすく示している（資料4-7）。また、専門教育科目（各科目群）の履修モデルとして、学びたいことに合わせてどのような科目をどのように履修するのかを「科目概要」（根拠資料4-4）に掲載し、学生個々の進路や興味に合わせてどのように履修すべきかを体系的に分かりやすく示している。

全ての授業科目は、学則第22条（根拠資料1-5【ウェブ】）に定める通り、講義及び演習は15時間をもって1単位とし、実験、実習及び実技は30時間をもって1単位としている。そしてCP及び単位制度の趣旨に基づき、授業科目の区分、必修・選択の別、単位数、配当年次等が設定され、「シラバス」（根拠資料4-8【ウェブ】）及び「科目概要」（根拠資料4-4）において示している。「シラバス」には、個々の授業科目の内容や方法を具体的に記載するとともに、DPとの関連性も明記することで、その科目の位置づけを明らかにしている。

高校教育から大学教育への円滑な転換、専門教育への接続、大学生としての基礎力の育成のために、入学前教育として、推薦入試合格者について、数学・英語の教科に関する課題に取り組ませている（根拠資料4-9）。

本学の教育課程は、CPに基づき、基盤教育科目、専門教育科目、ゼミ科目、キャリア形成科目で構成し、さらに専門教育科目は、経営科目群、経営情報科目群、情報科学科目群を編成している。

基盤教育科目は、幅広い教養とグローバルな視野を身に付けるための科目であり、英語科目と教養科目等で構成し、1年次から2年次前期を中心に23科目を配当している。特に、英語科目は必修としており、2年間で基礎英語Ⅰ・Ⅱ、資格英語Ⅰ・Ⅱ、総合英語Ⅰ・Ⅱの合計6科目のうち最低いずれか1科目を修得することとしている。英語科目以外では、人文科学分野や専門教育科目関連分野の科目から選択し履修することができるようにしている。

専門教育科目は、①企業や社会の活動を理解してより良い社会の構築に向けた知識を学ぶ経営科目群、②企業や社会の活動に情報通信技術がどのように活用できるかを学ぶ経営情報科目群、③新しい情報通信技術の開発を支える知識や情報システムの応用について学ぶ情報科目群の3つの柱から構成され、経営情報学に関する基礎知識を身に付けるための基礎科目を1年次に修得し、1年次後期から専門教育科目の基本を、2年次に深く専門教育科目を体系的に修得できるように科目を配置している。

ゼミ科目は、1年次前期の学習を通して苦手と思う部分や、専門分野を学ぶうえで必要となる部分、また、高等教育における勉強の仕方を学ぶことができるように基礎科目を1年次後期に配置し、特別研究を2年次通年、卒業論文を2年次後期に配置し、特別研究で調査研究したものを卒業論文で論文にまとめることができるようにしている。

キャリア形成科目は、学生の1年次前期から進路を意識した取り組みを支援するため、職業や社会の仕組みの基礎的知識等について学ぶ、キャリア形成の基礎Ⅰを1年次前期に、社会で必要な知識やスキルを習得するため、外部講師を招いて実践的な講義も行うキャリア形成の基礎Ⅱを1年次後期に配置している（根拠資料4-4）。

点検・評価項目④：学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか

<p>評価の視点1：各学科・専攻科において授業内外の学生の学習を活性化し効果的に教育を行うための措置</p> <ul style="list-style-type: none">・単位の実質化を図るための措置（1年間又は学期ごとの履修登録単位数の上限設定等）・シラバスの内容（授業の目的、到達目標、学習成果の指標、授業内容及び方法、授業計画、授業準備のための指示、成績評価方法及び基準等の明示）及び実施（授業内容とシラバスとの整合性の確保等）・学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法・授業形態に配慮した1授業あたりの学生数・適切な履修指導の実施・各学科等における教育の実施にあたっての全学内部質保証推進組織等の関わり
--

▽授業内外の学生の学習を活性化し効果的に教育を行うための措置

本学では、効果的な教育を行うための措置として、1年次の前期は担任制を導入している。加えて、授業時間内での指導のほかに、入学前教育（[根拠資料 4-9](#)）やガイダンス、補習授業（[根拠資料 4-10](#)）を実施している。また、毎週水曜日に全教員が研究室で学生からの授業に関する質問等に応じる「オフィス・アワー」の時間を設定するとともに、オフィス・アワーとは別に「オフィス・アワー プラス」として、週1回研究室ごとに相談に応じる時間を設ける（[根拠資料 1-11 p35](#)）など、個別対応によるきめ細かな指導を徹底している。また、ゼミは教員1名につき最大10名までの少人数制とし、さまざまな課題への取組のほか、進路相談の場としても活用し、指導を行っている。

学生の主体的参加を促す授業形態として、本学の授業において、能動的学習方法を導入している科目数は平成29年度から令和2年度にかけて増加しており、教員は教授方法として積極的に取り入れている（[根拠資料 4-11](#)）。

単位の実質化を図る措置としては、各学期における履修登録単位数の上限を設定するとともに、全学生に配布する「科目概要」（[根拠資料 4-4 p.6](#)）に明記し、学生に周知を図っている。

また、DP及びCPに関連づけた教育内容・教育方法を学生に明確に周知できるシラバスの充実を目指しシラバスの記載内容の点検し改善をしている（[根拠資料 4-12](#)）。シラバスは、全学で統一した様式で、「授業科目名（英語名）」「担当教員」「教育課程」「開講年次」「授業形態」「単位数」「資格対応」「正課学生以外の受講」「授業のねらい・概要」「キーワード」「学修目標」「授業の位置付け」「授業の計画」「教科書」「参考書等」「授業の形態」「成績評価の方法」「授業前・授業後の学修」「履修にあたっての留意点」「実務経験を生かした授業内容」「備考」を記載事項として、開設する全ての授業科目について作成し、ホームページで学内・学外に公開している（[根拠資料 4-8【ウェブ】](#)）。シラバスの記載事項については、教員が適切なシラバス作成するよう、シラバス作成要領（[根拠資料 4-13](#)）を提示している。

なお、教員が担当する科目のシラバスの「授業の位置付け」欄には、DP、CPに対するその科目の位置付けを記載することとし、記載状況を教育の質向上に向けた教育課題検討部会で確認している。

履修指導については、ガイダンス等の機会を通じて行っている（根拠資料 4-5、4-14）。また、「科目概要」（根拠資料 4-4）にカリキュラム概要図を掲載するとともに、モデルケースとして学びたいことに合わせた履修モデルを提示することにより、学生に適切な履修を促している。

▽教育の実施に当たっての全学内部質保証推進組織等の関わり

学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための措置の多くは、教育の質向上に向けた教育課題検討部会（根拠資料 2-29~30、4-15~20）において検討され、学務調整会議（根拠資料 2-23）で審議され、全学的に実施されている。

▽ COVID-19 への対応

COVID-19 対策として、令和 2 年 5 月 18 日から 6 月 19 日までは原則として全ての授業を遠隔で実施し、学生の安全と学修機会の確保に努めた。授業はオンデマンドであっても原則として時間割どおりに実施し、対面授業に戻る際に学生の生活リズムに不調をきたすことがないように配慮した。また、風邪症状学生や濃厚接触学生を欠席扱いにしない取扱いとし、補講や追加の課題、追試の実施等、柔軟な対応に努めている。

令和 2 年 6 月 22 日から全授業科目で対面授業へ移行したが、遠隔授業システムの機能は残し、資料を電子配布することで配布物を介した感染の防止につながっているほか、県外在住の非常勤講師による遠隔での授業実施、対面と遠隔のハイブリッド授業の実施等で学生の学修機会の確保に努めている。

また、風邪症状学生や濃厚接触学生を欠席扱いにしない取扱いとし、補講や追加の課題、追試の実施等、柔軟な対応に努めている。

遠隔授業システムの効果としては、感染防止に役立つほか、チャット機能を利用することで対面授業よりも活発な意見交換や発言ができること、オンデマンド型の授業では再学習が可能であることが挙げられる。

点検・評価項目⑤：成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。

評価の視点 1：成績評価及び単位認定を適切に行うための措置

- ・ 単位制度の趣旨に基づく単位認定
- ・ 既修得単位等の適切な認定（専門職短期大学及び専門職学科にあっては、実践的な能力を修得している者に対する単位の適切な認定を含む）
- ・ 成績評価の客観性、厳格性を担保するための措置
- ・ 短期大学士課程の卒業要件、専攻科の修了要件の明示
- ・ 成績評価及び単位認定に関わる全学的なルールの設定その他全学内部質保証推進組織等の関わり

評価の視点 2：学位授与を適切に行うための措置

- ・学位審査及び卒業認定の客観性及び厳格性を確保するための措置
- ・学位授与に係る責任体制及び手続の明示
- ・適切な学位授与
- ・学位授与に関わる全学的なルールの設定その他全学内部質保証推進組織等の関わり

▽厳正かつ適正な成績評価及び単位認定の実施

本学における成績評価は、D P 及び C P を踏まえ、当該科目・授業の位置づけ（分野、年次）にふさわしい学修目標を設定し、学生の学修到達度を適切な基準（試験、レポート、演習・実習への積極的な関与等の姿勢態度）を用いて行っている。学修目標及び評価方法はシラバスに明記しており、学生は何を求められ、何によって評価されるかを履修開始から意識しつつ、学修を進められる（[根拠資料 4-8【ウェブ】](#)）。

評価方法は、学修目標に対する到達度について 0～100 点で評価し、これを「秀、優、良、可、不可」の 5 段階で表記のうえ「可」以上を合格として所定の単位を付与している。また、それぞれに「4、3、2、1、0」の G P（グレードポイント）を付与し、履修単位当たりのポイント平均値を算出し、学期 G P A と通算 G P A を学内ウェブページで公開することで学生が自身の学修効果を把握できるようにしている。評点を付さない授業科目は「合格、不合格」の評価としている（G P A の対象外）。これらは学則及び岩手県立大学宮古短期大学部履修規程（以下「履修規程」という。）（[根拠資料 4-21【ウェブ】](#)）に定め、科目概要（[根拠資料 4-4](#)）及び学生便覧（[根拠資料 1-11](#)）により学生に周知している。

また、「秀」を「目標を上回る特に優れた水準に達している」と定義し、対象者を履修者の概ね 1 割未満と定めることで（[根拠資料 4-22](#)）、難易度の考え方（本学学生の 1 割程度が学習目標以上の成果に到達できるという難易度）に共通認識を図っている。

既修得単位等の認定については、学則第 27 条（[根拠資料 1-5【ウェブ】](#)）に定め、学生便覧（[根拠資料 1-11](#)）により単位の取扱い等を含めて学生に周知している。また、岩手県立大学間単位互換制度（[根拠資料 4-4 p.8](#)）を設けている。

▽成績評価及び単位認定に関わる全学的なルールの設定その他全学内部質保証推進組織等の関わり

成績評価、単位認定及び学位授与に係る方針は、短期大学部において策定し、学務調整会議（[根拠資料 2-23](#)）での協議を経て、合同教育研究会議（[根拠資料 2-6](#)）における審議の上、決定される。

一定科目での高い評価成績評価の客観性を担保するための一方策としては、授業科目ごとの成績分布を一覧にまとめ、各学期終了時に学務調整会議において教職員に公表している。

▽学位授与における実施手続及び体制

学位授与については、学則（[根拠資料 1-5【ウェブ】](#)）により、必要な在学年数、必要な授

業科目の履修及び単位数の修得などの要件を確認し、教授会規程（根拠資料 4-23）により教授会において卒業判定会議を開催・審議し、その結果に基づき、学長が卒業認定を行っている。これらのことについては、学生便覧（根拠資料 1-11）、科目概要（根拠資料 4-4）で学生に周知している。

点検・評価項目⑥：学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。

評価の視点 1：分野の特性に応じた学習成果を測定するための指標の適切な設定（特に専門的な職業との関連性が強いものにあっては、当該職業を担うのに必要な能力の修得を適切に把握できるもの。）
評価の視点 2：学位授与方針に明示した学生の学習成果を把握及び評価するための方法の開発 <<学習成果の測定方法例>> ・アセスメント・テスト ・ルーブリックを活用した測定 ・学習成果の測定を目的とした学生調査 ・卒業生、就職先、進学先への意見聴取
評価の視点 3：学習成果の把握及び評価の取り組みに対する全学内部質保証推進組織等の関わり

▽分野の特性に応じた学習成果を測定するための指標の適切な設定

学修成果の把握及び評価方法の整備に当たっては、平成 30 年度から教育の質向上に向けた教育課題検討部会において検討を開始し（根拠資料 4-15～20）、学習過程の可視化と、その学修成果の可視化、2つの側面から進めてきた。学習過程の可視化では、各学部の科目編成の系統図と各年次における学びの内容を「入学案内」（根拠資料 1-8【ウェブ】）及び「科目概要」（根拠資料 4-4）に掲載した。そこでは、DPに示されている各能力と履修科目とを対応づけることで、年次進行とともにどのような能力を身に付けていくのかを学生各自が意識できるようにした。

この学習過程の可視化によって示されたDPの各能力の学修成果の測定については、令和2年度に基盤教育及び各学部のアセスメント・ポリシーを策定し（根拠資料 4-24）、測定の時期と方法、対応するDP、結果の活用・公開方法を定めた。令和3年度には、試行を含めた実質的な運用を行うと共に一部修正を加え、完成版とした（根拠資料 4-25）。令和4年度から本格運用を開始する。

▽学生の学習成果を把握及び評価するための方法の開発

第3期中期計画（根拠資料 1-12【ウェブ】）において「ポリシーと連動したカリキュラム編成と定期的な点検・見直し」及び「学修成果の評価基準の明確化及び評価方法の整備」に係る取組の一環として、令和2年度は各学部のアセスメント・ポリシーの策定を行い、令和3年度には、試行を含めた実質的な運用を行うと共に一部修正を加え、完成版とした。（根

拠資料 4-25) 令和4年度から本格運用を開始する。また、こうした取組の一環として、アセスメント結果については、令和5年度からウェブページ上で公表することとしている。

さらに、卒業時には、卒業年次アンケートとして、自ら設定した学習目標の達成度を調査している(拠資料 4-26)。また、3年ごとに実施している就職先企業アンケートにおいては、建学の理念及び短期大学部の人材育成目標を示した上で、本学卒業生が身に付けている能力について調査している(拠資料 4-27)。それらの結果を評価指標として用い、教育内容の改善と充実に向けて活用している。加えて、建学の理念及び各学部の人材育成目標を示した上で、本学卒業生が身に付けている能力について調査している(拠資料 1-16)。それらの結果を評価指標として用い、教育内容の改善と充実に向けて活用している。

▽学習成果の把握及び評価の取組に対する全学内部質保証推進組織等の関わり

中期計画(拠資料 1-13【ウェブ】)に定められた、また本学の教育に関する取組や教育課題の検討等、全学的な合意形成を図る必要のある事項は、教育の質向上に向けた教育課題検討部会(拠資料 2-29~30、4-15~20)において検討され、学務調整会議(拠資料 2-23)での協議を経て、最終的に合同教育研究会議(拠資料 2-6)で決定される。学修成果の把握及び評価の取組は、これらの組織体制の下、本部等と短期大学部の連携により行われている。

点検・評価項目⑦：教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠(資料、情報)に基づく定期的な点検・評価 ・学習成果の測定結果の適切な活用 評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

▽適切な根拠(資料、情報)に基づく定期的な点検・評価

定期的な点検・評価としては、全学の中期計画(拠資料 1-13【ウェブ】)における教育課程の項目について、教育支援本部(教務に関する全学的な組織)、短期大学部及び併設大学の学部・研究科、それぞれが年度毎に計画・実施・点検を行い、大学評価委員会に報告している。大学評価委員会の点検・評価を受けた結果は、翌年度の計画等に反映させながら部局ごとに改善・向上に努めている。

短期大学士課程については、授業内容や授業方法等の改善・向上のために全学的に「授業に関する学生アンケート」を、学期毎に学部等指定した科目(3年に1度調査対象となるように選定)を調査対象とし実施している(拠資料 4-28)。

▽COVID-19の対応について

令和2年度前期は、COVID-19の感染拡大防止のため、前期の授業開始時期を5月18日とし、6月19日までの5週間の授業を全学的にオンライン方式による授業方法で実施した。この間、遠隔授業に必要な環境が整わない学生には学内施設を一部開放するなど、学びが継

続されるような措置をした。6月22日以降は、感染防止策をとりながら全学的に対面授業を実施している。遠隔授業については、全学生に対し「遠隔授業に関する学生アンケート」を実施し、遠隔授業の受講状況、教育的効果などについて調査し、その結果を学生及び教職員に公表した（根拠資料4-29）。さらに、今後の遠隔授業の活用についての可能性を検討するため、「遠隔授業に関する教員アンケート」を実施し、遠隔授業の実施状況や意見、要望を調査し、その結果を教職員に公表した（根拠資料4-30）。

（2）長所・特色

本学の教育課程は、「基盤教育科目」「専門教育科目」「ゼミ科目」「キャリア形成科目」から構成され、さらに「専門教育科目」では、「経営科目群」、「経営情報科目群」、「情報科目群」を編成している。「ゼミ科目」は、「基礎科目」を1年次後期に配置し、「特別研究」を2年次通年、「卒業論文」を2年次後期に配置し、「特別研究」で調査研究したものを「卒業論文」で論文にまとめることができるようにしている。「キャリア形成科目」は、「キャリア形成の基礎Ⅰ」を1年次前期に、社会で必要な知識やスキルを習得するため、外部講師を招いて実践的な講義も行う「キャリア形成の基礎Ⅱ」を1年次後期に配置している。

効果的な教育を行うための措置としては、本学では1年次の前期は担任制を導入しているほか、毎週水曜日に全教員が研究室で学生からの授業に関する質問等に応じる「オフィス・アワー」や、「オフィス・アワー プラス」として週1回研究室ごとに相談に応じる時間を別に設けるなど、個別対応によるきめ細かな指導を徹底している。また、ゼミは教員1名につき最大10名までの少人数制とし、進路相談の場としても活用し、指導を行っている。

（3）問題点

令和2年度より、学習成果を測定する方法について検討に取りかかり、各学部においてアセスメント・ポリシーを策定し（根拠資料4-24）、令和3年度には、全学的にその運用を開始した（根拠資料4-25）。しかしながら、測定結果をもとに、カリキュラムや教育法の見直しを行うための体制作りは今後の課題であった。これに対処すべく、本学における教学マネジメントの確立に寄与するための教学IR推進体制の構築のために「教学IRセンター」を設置することとした（根拠資料4-31）。このセンターのもと、教育成果および学修成果の可視化による教育の質の向上を図っていく。

（4）全体のまとめ

本学では、全学的な策定方針の下にDPとCPを定め、入学案内や履修の手引き、大学ウェブページ通じて広く公表を行っている。また、それら方針に基づいて各学位にふさわしい教育課程を体系的に編成し、適切な授業科目を開設している。さらに、効果的に教育を行うために様々な取組を実施し、適切な成績評価、単位認定及び学位授与を行っている。学修成果の把握・評価については、令和4年度からのアセスメント・ポリシーの本格運用に合わせ、評価結果の分析やそれに基づいた教育改善や全学的な集約につなげていくこととしている。

第5章 学生の受け入れ

(1) 現状説明

点検・評価項目①：学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。

評価の視点1：学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえた学生の受け入れ方針の適切な設定及び公表
評価の視点2：下記内容を踏まえた学生の受け入れ方針の設定
・入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像
・入学希望者に求める水準等の判定方法

本学では、「求める学生像」と「選抜の基本方針」をアドミッション・ポリシー（AP）として掲げている（[根拠資料5-1【ウェブ】](#)）。

APでは、DP及びCPに定める教育を受けるに当たってどのような能力等を備えた人を求めるかを「求める学生像」として記載し、その判定方法を「選抜の基本方針」として記載している。

APは、本学ウェブページ（[根拠資料5-1【ウェブ】](#)）、入学案内（[根拠資料1-8【ウェブ】](#)）、入学者選抜要項（[根拠資料1-9【ウェブ】](#)）で公表しているほか、高校生を対象とした大学見学（[根拠資料5-2](#)）、高校訪問（[根拠資料5-3](#)）、高校との懇談会（[根拠資料5-4](#)）などでも配付資料や説明用資料に記載して、広く周知している。

以上のように、本学では、学生の受け入れ方針を適切に設定し、公表している。

点検・評価項目②：学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか。

評価の視点1：学生の受け入れ方針に基づく学生募集方法及び入学者選抜制度の適切な設定
評価の視点2：授業その他の費用や経済的支援に関する情報提供
評価の視点3：入試委員会等、責任所在を明確にした入学者選抜実施のための体制の適切な整備
評価の視点4：公正な入学者選抜の実施
評価の視点5：入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜の実施

本学の入学者選抜においては、入学志願者の個性や資質、意欲等種々の潜在能力に配慮し、多様な選抜方法を採用しており、一般選抜試験では、大学入学共通テストと小論文等で構成される「一般選抜A」と、小論文と面接等で構成される「一般選抜B」を実施しているほか、小論文と面接等で構成される「学校推薦型選抜」を実施している。更には、社会人や外国人留学生を対象とした選抜を採用し、APに掲げる学生の受け入れに取り組んでいる（[根拠資料5-1【ウェブ】](#)）。

授業料や入学料の免除などの入学後の経済的支援制度については、入学案内（[根拠資料1-7【ウェブ】](#)）に掲載するとともに、入学手続のために配付する資料にも掲載し、周知に努め

ている（[根拠資料 5-5](#)）。特に、東日本大震災により甚大な被害を受けた者への経済的支援として、入学金・授業料を減免する制度を設けている。

入学者選抜に関する重要事項は、全学の入学者選抜試験検討会議（[根拠資料 2-25、5-6～7](#)）の審議を経て決定しており、本学の入学者選抜に関する事項は教授会で協議し決定している。また、入学者選抜の実施に当たっては、文部科学省が定める「大学入学者選抜実施要項」に則している。

入試情報の公表に関しては、全選抜区分の「募集定員、志願者数、受験者数、合格者数、入学者数、合格者の最高点、最低合格点、平均点」を公表するとともに、小論文試験の過去問題（出典のみ記載）を希望者に配布するなど、公正な入学者選抜の実施に努めている。さらに、受験生からの開示請求に応じて自身の総合点を開示している（[根拠資料 5-8【ウェブ】](#)）。

また、障がいがある等、受験上及び就学上の特別な配慮を希望する者については、事前に申し出を求める旨を募集要項に記載し、本学として責任ある教育が可能な状況であれば、受験時や入学後の学修に際して特別な配慮をしながら受け入れている（[根拠資料 5-8【ウェブ】](#)）。

以上のことから、本学では、学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施している。

点検・評価項目③：適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。

評価の視点1：入学定員及び収容定員の適切な設定と在籍学生数の管理

- ・入学定員に対する入学者数比率
- ・収容定員に対する在籍学生数比率
- ・収容定員に対する 在籍学生数の過剰又は未充足に関する対応

本学では、学則第3条第1項（[根拠資料 1-5【ウェブ】](#)）に入学定員は100名、総定員は200名と定めており、入学者数比率等は、次のとおりとなっている。

項目	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	入学定員に対する平均比率
志願者数	198	239	207	162	217	
合格者数	143	151	149	145	138	
入学者数	102	103	104	104	104	
入学定員	100	100	100	100	100	
入学定員充足率	1.02	1.03	1.04	1.04	1.04	1.03
在籍学生数	207	205	205	209	210	
収容定員	200	200	200	200	200	
収容定員充足率	1.04	1.03	1.03	1.05	1.05	

上記の表に示すように、入学定員充足率（5年平均）は1.03、収容定員充足率も1.03から1.05と適正な状況にある。

以上のことから、本学では適切な定員の設定によって学生を受け入れるとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理している。

点検・評価項目④：学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。

また、その結果をもとに改善・向上に向けた取組を行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

全学の中期計画（1-13【ウェブ】）に掲げる「学生の受け入れ」に関連する項目No.11の自己点検を教育支援本部入試グループ（入試に関する全学的な組織）と本学がそれぞれ毎年度行い、全学評価委員会に報告している。その評価結果を翌年度の計画等に反映させることによって学生の受け入れに係る改善・向上に努めている。

本学の令和3年度入試者選抜では、学校推薦型選抜の県内高校の推薦人数を制限しないこととしたこともあり、当該選抜の志願者数は募集定員を上回っている。

なお、上記点検・評価結果をふまえ、本学と全学組織である入学者選抜検討会議（根拠資料2-25）において改善・向上に向けた対応を定期的に協議している（根拠資料5-9）。また、令和2年度には、新学習指導要領に対応した入試制度の検討のために、全学の「入学者選抜検討に係る作業部会」を設置し、課題や新学習指導要領に対応した大学入試（令和7年度入学者選抜（令和6年度実施））に向けて入学者選抜要項等の見直しに対応すべく、検討を進めている（根拠資料5-10～11）。

令和3年度入学者選抜においては、COVID-19の感染拡大防止策をとりながら各選抜を実施しており、一般選抜では追試験日を設ける等の対応を行った（根拠資料1-9、5-12）。

以上のことから、本学では、学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行い、また、その結果をもとに改善・向上に向けて取り組んでいる。

（2）長所・特色

本学の入学者選抜においては、一般選抜試験で「一般選抜A」と「一般選抜B」を実施しているほか、「学校推薦型選抜」を実施している。更には、社会人や外国人留学生を対象とした選抜を実施し、入学志願者の個性や資質、意欲等種々の潜在能力に配慮し、多様な選抜方法を採用している。

全学の「校長協会との懇談会（根拠資料5-13）」「高大接続委員会（根拠資料5-14）」「高校教員説明会（根拠資料5-15）」等での取組の他、本学独自に、高校生を対象とした大学見学（根拠資料5-2）や高校訪問（根拠資料5-3）、高校との懇談会（根拠資料5-4）を実施し、学生の受け入れ方針や選抜方法の周知を行っている。

入試制度の変更に際しては、これらの意見も加味して対応を決定しており、主体性等の評価における調査書活用の検討においては、高校側の負担を考慮し、様式に示されている以外の事項について詳細な記載を求めないこととした。また、eポートフォリオについても当面活用しないこととした（根拠資料5-16～17）。

(3) 問題点

特になし

(4) 全体のまとめ

本学では、公表した学生の受入れ方針に基づき、学生募集要項及び入学者選抜の制度や実施体制を適切に管理し、厳格・公正に運営している。また、適切な入学定員の設定による学生の受入れを行い、収容定員に基づいた学生数管理を適性に行っている。加えて、学生の受入れの適切性についても、毎年度点検・評価を行い、その結果をふまえ、改善に資する取組を行っている。

以上のことから、本学では学生の受け入れについて、短期大学基準に照らして概ね良好な状態にあると評価できる。

第6章 教員・教員組織

(1) 現状説明

点検・評価項目①：短期大学の理念・目的に基づき、短期大学として求める教員像や各学科・専攻科等の教員組織の編制に関する方針を明示しているか。

評価の視点1：短期大学として求める教員像の設定

・各学科・専攻科で求める専門分野に関する能力、教育に対する姿勢等

評価の視点2：各学科・専攻科等の教員組織の編制に関する方針

(分野構成、各教員の役割、連携のあり方、教育研究に係る責任所在の明確化等)の適切な明示

1) 短期大学全体

本学では、岩手県立大学及び岩手県立大学宮古短期大学部とともに、教員組織の編制に係る方針や求める教員像を、第三期中期計画（[根拠資料 1-13【ウェブ】](#)）並びに公立大学法人岩手県立大学教員定数管理計画（以下「定数管理計画」という。）（[根拠資料 6-1](#)）に基づき以下のとおり定めている。

・定数管理計画に基づき計画的な教職員の配置を行うとともに、教育・研究・地域貢献・大学運営を担う優秀で多様な教職員の採用や昇任を適切に実施する（中期計画 No.33）。

この、定数管理計画は、本学としての教員定数、教授の任用数を明示し、地域のニーズや社会経済情勢の変化など短期大学を巡る環境の変化に対応させつつ、建学の理念・大学の目的を達成するために必要となる6年間の教員定数等を定めており、この定数管理計画に従い毎年、年度当初に、教員組織の編制の方針を検討し、学長・副学長との協議を経て、人事計画を定めている

なお、前述の学長・副学長と学部との協議は、毎年度、学部が人事計画に関する案を策定する段階において実施し、この学部が策定する人事計画案が、建学の理念・大学の目的の実現に資する教員・教員組織の編制方針となるよう、全学的な方針との整合性が図られているか等の観点から協議が行われている。

本学が求める教員像は、第I章に掲げる建学の理念・大学の目的の実現に貢献する教員で、短期大学の人材育成の目的に合わせて、学生の教育に携わる資質があり、短期大学の専門性に応じた教育・研究の実績や能力のある人材かつ、社会に貢献する人材であり、教員の採用や昇任にあたっては、教育・研究・地域貢献・短期大学運営を担う優秀で多様な人材の採用や昇任を適切に実施している。

こうした方針や計画については、教員選考の際に本学での教授会において示され、教員への周知は、この過程において図られている。

その他、教員の資格要件については、法令等を踏まえ、「公立大学法人岩手県立大学教員選考基準（[根拠資料 6-2](#)）」及び「教員選考手続内規（[根拠資料 6-3](#)）」を定め、教授、准教授、講師、助教及び助手の職位毎に、その責務及び資格を規定している。

個々の教員の採用・昇任については、この全学的な選考基準及び手続内規に従い行われる。これらの教員組織の編制に係る方針や本学が求める教員像は、「全学内部質保証方針（[根](#)

拠資料 2-4)」に則り、全学的に共有されている。以上、本学では、教員組織の編制に関する方針や大学として求める教員像を明示している。

2) 経営情報学科

経営情報学科は、その教育研究上の目的に「経営・会計学及び情報科学を総合的に教育することにより、実社会に有用な知識と確かな専門技術、職業人としての自信と豊かな教養及び情報の取捨選択能力と活用能力を身につけさせるとともに、広い視野に立つ国際性や地域のリーダーとしての資質を培い、社会に貢献する有能な人材の育成」を掲げ、この目的の実現を目指した教育を実践するために、本学科の教育課程である基盤教育科目（教養科目・英語科目）、専門教育科目（経営科目群・経営情報科目群・情報科学科目群）、1年次ゼミ科目、2年次ゼミ科目及びキャリア形成科目の分野などの専門性を重視し、こうした教育目的を実現できる資質を有する教員を重視している。

点検・評価項目②：教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制しているか。

評価の視点 1：短期大学全体及び学科・専攻科等ごとの専任教員数

評価の視点 2：適切な教員組織編制のための措置

- ・教員組織の編成に関する方針と教員組織の整合性
- ・教育上主要と認められる授業科目における専任教員（教授又は准教授）の適正な配置
- ・短期大学士課程及び専攻科課程の目的に即した教員配置（国際性、男女比、専門職短期大学及び専門職学科における実務家教員の適正な配置（研究能力を併せ有する実務家教員の適正な配置を含む））
- ・教員の授業担当負担への適切な配慮
- ・特定の範囲の年齢に偏ることのないバランスのとれた年齢構成への配慮

評価の視点 3：教養教育の運営体制

本学では、適切な教員組織を編制について、第三期中期計画（[根拠資料 1-13【ウェブ】](#)）並びに定数管理計画（[根拠資料 6-1](#)）に基づき以下のとおり定めている。

- ・定数管理計画に基づき計画的な教職員の配置を行うとともに、教育・研究・地域貢献・大学運営を担う優秀で多様な教職員の採用や昇任を適切に実施する（中期計画 No.33）。

この、定数管理計画は、全学及び短期大学部の6年間の教員定数、教授の任用数を定めており、教員組織の編制について、年度当初に学長・副学長との協議を行う。

この学長・副学長と学部との協議は、毎年度、学部が人事計画の案を策定する段階において実施し、短期大学部の教員組織の編制が、建学の理念・大学の目的の実現に資する編制となるよう、全学的な方針との整合性が図られているか等の観点から協議が行われている。こうした協議結果を踏まえて、本学では、適切に教員組織を編制している。

▽短期大学全体及び学科ごとの専任教員数

本学の専任教員の配置については、前述の中期計画及び定数管理計画に併せて、本学の教員組織の編制方針及び諸規程に従って、専任教員を配置し、短期大学設置基準上定められた所定の教員数を満たしている。

本学の令和3年5月1日現在の専任教員数は、15名で、職位別構成は、教授4名(26.7%)、准教授5名(33.3%)、講師6名(40.0%)となっている(大学基礎データ表1)。

▽適切な教員組織編制のための措置

適切な教員組織の編制については、本学の教育課程に対応した教員の適正な配置や、学長・副学長との協議を通じて、全学的な視点に加え、カリキュラムへの対応や教育組織としての年齢構成のバランスなどを考慮した教員の採用を行うなど、教育の実施体制の整備に取り組んでいる。

なお、学長・副学長と短期大学部においては、本学の教員組織の編制が、建学の理念・大学の目的の実現に資する組織編制となるよう、全学的かつ中長期的な視点から、短期大学部の教員組織の編制について協議・調整が行われ、その結果が本学の教員組織の編制等に反映されている。

▽教員組織の年齢構成

教職員の年齢構成については、学長・副学長と短期大学部の協議を通じて、教育組織としての年齢構成のバランス、男女比率などを考慮した教員の採用を行うなどの取組を行っている。

このため本学では、30歳から59歳までに大きな偏在はみられず、概ねバランスが図られた年齢構成となっているほか、女性教員の比率は20.0%となっている。

なお、本学の定年は65歳となっており、専任教員の年齢構成は、30～39歳26.7%、40～49歳26.7%、50～59歳20.0%及び60歳以上26.7%となっている(短期大学基礎データ表5)。

▽教員組織は、成果を上げるに十分な教員で構成か

本学の教員組織については、中期計画で、教育に関する目標を達成するための措置として、併設の大学及び短期大学部を含めた全学的な教学マネジメントの下、本学の卒業認定・学位授与の方針(DP)及び教育課程編成・実施の方針(CP)に基づいた教育課程の編成、学生の能動的学習の推進、学修成果の可視化、多文化理解を醸成する教育プログラムの充実、就業力の育成等に取り組むことを掲げ、適切な教員組織を編制するため、本学の教育課程に対応した教員の適正な配置に取り組んでいる。

具体的には、定数管理計画(根拠資料6-1)において、教員定数16人、教授の任用数6人と定め、この範囲内で、教育に関する目標を達成するために必要とされる教員を配置している。

以上のことから、本学教員組織の編制については、教育研究活動を展開するために必要な教員を適切に編制していると評価できる。

点検・評価項目③：教員の募集、採用、昇任等を適切に行っているか。

評価の視点1：教員の職位(教授、准教授、助教等)ごとの募集、採用、昇任等に関する基準及び手続の設定と規程の整備

評価の視点2：規程に沿った教員の募集、採用、昇任等の実施

教員の採用手続きについては、「公立大学法人岩手県立大学職員就業規則」（以下「就業規則」という。）（[根拠資料 6-4](#)）第6条に、職員の採用については、選考又は競争試験によるものとするとしており、公正性を確保している。また、教員の昇任の手続きについては、就業規則第13条に、教員の昇任は選考により実施され、この選考は、勤務成績その他の能力の実証に基づいて行うと定められている。

こうした教員の採用及び昇任については、全学共通の規程である「公立大学法人岩手県立大学教員選考基準」（[根拠資料 6-2](#)）により基準を定めており、教員の採用及び昇任における各職位において必要とされる、学位、研究上の業績、大学教員としての経歴等の資格要件を明らかにしている。上記の基準に従った本学教員の採用及び昇任に関する手続は、「教員選考手続内規」（[根拠資料 6-3](#)）に基づき行われている。

なお、学部としてより求める人材の学位、研究業績、大学教員としての経歴等の資格要件などを定めた短期大学部独自の教員選考基準を設けている（[根拠資料 6-5](#)）。

これらの関係規程等に基づき、学部長は、所属教員の採用及び昇任の必要が生じた場合、教授会等の意見を聴取し、その実施及び条件を定め、学長に内申し、この内申を受けた学長は、必要に応じ人事委員会（[根拠資料 6-6](#)）に採用又は昇任の必要性について検討を指示し、その報告を踏まえ内申に係る教員採用又は昇任の可否を決定のうえ、その結果を学部長に通知する。

学部長は、教員採用又は昇任の実施が認められたときは、そのための選考委員会を学部を設置し、選考委員会において審査を行い、選考委員会は、当該審査が終了したときときは、速やかにその結果を学部長に報告し、この報告を受けた学部長は、教授会等に意見を聴取のうえ、候補者を決定し、前述の選考手続等の経緯等を学長に報告する。報告を受けた学長は、必要に応じて人事委員会に諮って、当該採用又は昇任の可否を決定する。

以上、本学では、公正性を確保しながら全学的手続の下で、短期大学部では、学部教員選考規程等の内規により、短期大学部に応じた資格要件及び手続を定め、上記内申又は、人事委員会による選考を行っている。

点検・評価項目④：ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげているか。

評価の視点1：ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動の組織的な実施
評価の視点2：教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価とその結果の活用

本学では、中期計画（[根拠資料 1-13【ウェブ】](#)）において、ファカルティ・ディベロップメント（以下「FD」という。）活動に係る方針を以下のとおり定めている。

- ・体系的な全学FD体制を構築するとともに、各学部の特性やニーズに応じた組織的なFD活動を推進し、教員の教育力の向上と実質的な授業内容・方法の改善を図る。（中期計画 No.9）

- ・ 教育研究活動の適切で効果的な運営を図るため、高等教育施策大学運営に関するセミナーなど、FDとSD（スタッフ・ディベロップメント）（以下「SD」という。）を融合させた研修等を実施することにより、大学運営等に必要な知識や技能を修得させ、教職員の資質能力の向上を図る。（中期計画 No.34）

FDについては、高等教育推進センターの高等教育企画部が中心となり、組織的な実施と推進を行っている（根拠資料 6-7）。

毎年1～3回程度開催してきた全学FD研修について（根拠資料 6-8）、平成28年度からは、「FD・SDの日」を年2回設けて学年暦に記載する等の取組を継続することにより、全学的にFD活動への参加の意識づけを行い、より一層のFD活動への参加機会の確保や参加しやすい体制整備を行ってきた。この「FD・SDの日」は、教員の教育能力の向上、教育課程や授業方法の開発及び改善につなげるため、主に高等教育の政策の動向やトピックをテーマとして、全学の教職員を対象とした高等教育セミナーを開催している（根拠資料 6-9～17）。このセミナーの参加状況及びアンケート結果は全学的に公開し、この結果をもとに、高等教育推進センターでは、次のFD・SDの日を開催するセミナーのテーマや内容を検討している（根拠資料 6-18～19）。令和2年度は「教学IR」を、令和3年度は「学生の進路支援」及び「ICTを活用した教育方法」をテーマに開催した（根拠資料 6-14～17）。

FDの点検・評価の一環として、高等教育政策の動向や学内のニーズを把握し講演会以外の形態も取り入れたセミナーを検討するため、平成30年度にFDのニーズ調査を実施した。その結果（根拠資料 6-20）をもとに、求められるFD・SDを「高等教育のリテラシー形成」「専門教育での指導力・研究力形成」「学生支援力形成」「マネジメント力」の4分野に分類し、さらにこれらを16カテゴリーに細分した「岩手県立大学FD・SD体系表」としてまとめた。これに基づき、令和2年度以降の実施方針として、各本部・学部等において特に重視すべき取組を明示した「岩手県立大学FD・SD実施要綱」を策定し、教員の研究活動や社会貢献等の諸活動の活性化や資質向上を図る取組を行うようにしている（根拠資料 6-21～22）。

各学部のFDの実施に当たっては、学部毎に予算を設け、配分している（根拠資料 6-23）。各学部では、勉強会・研修会等の開催、学外機関が主催するシンポジウムへの参加など、それぞれの学部の特性やニーズに応じたFD活動を実施している。高等教育推進センターは、各学部からの年間実施計画書、年間実施報告書及びFD参加状況報告書で実施状況を集約し、全学で共有している（根拠資料 6-24～25）。各学部の教員が他学部のFDの情報を知り、積極的に参加できるよう、令和2年度からは集約した内容を全学的に広く公開し、参加率の向上を図っている（根拠資料 6-26）。

本学の教育、研究、大学運営、社会・地域貢献に係る諸活動を活性化させるとともに教員の活動意欲を促進し、本学の理念の実現及び中期目標・中期計画の達成に資することを目的として、教員の努力を適切に処遇等に反映させるよう教員業績評価（根拠資料 6-27）を実施している。

教員業績評価は、自己の業績に対する評価としての一次評価、各学部等の所属長による一次評価に基づいた二次評価、評価の客観性及び公平性を図るため、全学で組織する教員業績評価委員会（根拠資料 6-28）において、二次評価結果をもとに総合的に判断する三次評価

を毎年度実施している。

評価結果は、勤勉手当に反映している。

点検・評価項目⑤：併設大学がある場合、各々の人員配置、人的交流等、短期大学と併設大学の教員及び教員組織の関係を適切に保っているか。

評価の視点1：短期大学と併設大学における各々の人員配置、人的交流の適切性

評価の視点2：併設大学における兼務の状況

本学では、前述のとおり岩手県立大学及び岩手県立大学盛岡短期大学部とともに、定数管理計画（根拠資料 6-1）を策定し、当該計画に基づき毎年、計画的な教員の配置を行っている。短期大学部を含めた全ての学部では、この計画に従い年度当初に学部の教員組織の編制方針案を策定し、この方針案について、学長・副学長との協議を実施し、短期大学部の教員組織の編制方針、採用や昇任の見通しなどの人事計画案を定めている。

この教員組織の編制方針を初めとした人事計画案は、短期大学部における毎年度ごとの組織運営の方向性となるもので、教員の募集、採用、昇任の実施に関し議論がなされ、本学の理念や基本的な方向性が実現に向け適正な教員配置するための観点から協議が行われ、この協議結果に基づく人事計画案により学部の教員の採用や昇任が行われている。

点検・評価項目⑤：教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取組を行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

本学は、地方独立行政法人法に基づき第三期中期計画を定め、この中期計画に基づき毎年度、年度計画を策定し、この計画の取組内容やその実績については、年度末にその実績等として取りまとめることを通じて自己点検・評価を行っている。さらに、外部評価としては、県の評価委員会の評価（根拠資料 1-15【ウェブ】）を受審している。こうした第三期中期計画に掲げた取組項目については、認証評価の基準や点検・評価項目との整合性を考慮し、策定しており、両者を一体的に実行できる PDCA サイクルの運用を行っている。

以上のことから、本学では、教員組織の適切性について、定期的に点検・評価を行い、また、その結果に基づいて改善・向上に向けた取組を行っている判断できる。

（2）長所・特色

教員の採用・配置について、学長・副学長による協議制を通じた調整を行い、教育上の必要や財政運営との調整を図った。

なお、学長・副学長との協議の実施に当たり、短期大学部が必要とする人材の学位、教員の担当分野、経歴・教育研究業績などを確認するとともに、短期大学部内の職位が適切となるよう昇任検討等も実施している。

（3）問題点

本学の女性教員の比率は 20.0%となっていることから、教員採用の際に女性の適任者がいる場合は積極的に採用するなど、女性教員の比率を上げる取り組みを行っていく必要がある。

(4) 全体のまとめ

本学では、建学の理念・大学の目的の実現、中期計画や定数管理計画に基づく計画的な教員を採用、教員組織の編成に努め、教員の募集、採用、昇任等については、上記の方針や各種規程に基づき適切に行っている。

また、教員の資質の向上を図るための方策については、FD（ファカルティ・ディベロップメント）やSD（スタッフ・ディベロップメント）を融合させた研修等の実施など、大学運営等に必要な知識や技能を習得させるなど、その資質向上に取り組むとともに、教員の教育研究活動の評価を適切に行っている。

さらに、教員組織の適切性については、定期的かつ組織的に点検・評価を実施しており、その結果をもとに改善・向上に向けた取組を行っている。

以上のことから、本学は、短期大学基準に照らして概ね良好な状態にあり、建学の理念・大学の目的を実現するための教員・教員組織は概ね適切であるといえる。

第7章 学生支援

(1) 現状説明

点検・評価項目①：学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学生支援に関する短期大学としての方針を明示しているか。

評価の視点1：短期大学の理念・目的、入学者の傾向等を踏まえた学生支援に関する大学としての方針の適切な明示

学生支援に係る方針を、全学の第三期中期計画（[根拠資料 1-13【ウェブ】](#)）において以下のとおり定めている。

- ・一人ひとりの学生が、安心かつ充実した学生生活を送ることができるよう、経済的な支援制度や、後援会と連携した課外活動の支援を強化するとともに、学生の主体的学修を支援するため、図書資料の充実やラーニング・コモンズ（学生の多様な学習活動を可能にする場）機能の利用促進を図る。

（中期計画 No14）

- ・各学部と関係本部が連携の上、障がいや困難を抱える学生に対して、合理的配慮や学生サポートサロンによる個別相談等の支援を充実させる。（中期計画 No15）
- ・各学部と各本部が連携し、アセスメント（学生個々のリテラシー及びコンピテンシーを測る評価テスト）の結果に基づく学生の強み・弱みの分析結果を踏まえながら、キャリア教育やインターンシップ等を通して確実な就業力の育成を図るとともに、個々の学生の希望に沿った就職・進学の実支援を行う。（中期計画 No16）
- ・関係団体との連携のもと、学生の県内企業への理解を深化する取組を強化し、県内就職の促進を図る。（中期計画 No17）
- ・東日本大震災津波からの復興及びふるさと振興に貢献するため、東日本大震災津波の体験で得た学生ボランティア活動のノウハウを学生間で継承させるとともに、各学部の特性を活かした共同研究や協働事業の展開等により地域活性化に向けた取組を推進する。また、学生の地元定着を促進するため、ふるさとといわて創造プロジェクトを継続実施する。（中期計画 No29）
- ・学生及び教職員の心身の健康保持・増進を図るため、健康診断やストレスチェックの結果を効果的に活用しながら健康診断事業や個別相談事業を充実させるとともに、労働災害等の事故発生予防のための取組を実施する。（中期計画 No43）

これらの方針は、「全学内部質保証方針」（[根拠資料 2-4](#)）に則り全学的に共有されている。また、ウェブサイトへ掲載することで全教職員が常時閲覧できる状態としている（[根拠資料 2-4【ウェブ】](#)）。

以上、本学では、学生支援に係る方針を定め、その方針を学内で共有していると判断できる。

点検・評価項目②：学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備

されているか。また、学生支援は適切に行われているか。

評価の視点1：学生支援体制の適切な整備

評価の視点2：学生の修学に関する適切な支援の実施

- ・ 学生の能力に応じた補習教育、補充教育
- ・ 正課外教育
- ・ 留学生等の多様な学生に対する修学支援
- ・ 障がいのある学生に対する修学支援
- ・ 成績不振の学生の状況把握と指導
- ・ 留年者、休学者及び退学希望者の状況把握と対応
- ・ 奨学金その他の経済的支援の整備
- ・ 授業その他の費用や経済的支援に関する情報提供

評価の視点3：学生の生活に関する適切な支援の実施

- ・ 学生の相談に応じる体制の整備
- ・ ハラスメント（アカデミック、セクシュアル、モラル等）防止のための体制の整備
- ・ 学生の心身の健康、保健衛生及び安全への配慮

評価の視点4：学生の進路に関する適切な支援の実施

- ・ 学生のキャリア支援を行うための体制（キャリアセンターの設置等）の整備
- ・ 進路選択に関わる支援やガイダンスの実施

評価の視点5：学生の正課外活動（部活動等）を充実させるための支援の実施

評価の視点6：その他、学生の要望に対応した学生支援の適切な実施

▽学生支援体制の適切な整備

現状説明で示した全学の中期計画（[根拠資料 1-13【ウェブ】](#)）及び各年度計画に基づき、全学の学生に関する校務を処理するため学生支援本部を置くとともに、学生支援本部に健康サポートセンターを設置している。学生支援本部には、本部長及び副本部長2名を置き、健康サポートセンターには、医師免許を持つ教員をセンター長とし、包括的な支援ができるよう運営体制を整備している。

本学では、学部内委員会として、学生支援を分掌する「学生支援委員会」、就職・編入を分掌担当する「就職・編入委員会」（[根拠資料 5-6](#)）を設置するとともに、保健室、学生相談室及び就職・編入相談室を設置し、学生支援を行っている（[根拠資料 7-1](#)）。

また、定期的に全学の学生支援委員会及び就職支援連絡調整会議に参画し、本部と連携して、学生の修学、生活及び就職支援に関する課題等について協議・意見交換を行うなど、適切な学生支援が可能となる体制を整備している（[根拠資料 7-2～3](#)）。

遠方からの学生のために、女子学生の学生寮を設置している。寮生活は学生の自治組織により運営されており、共同生活を通じて自律的かつ協調的な人間の形成を資することを目的としている（[根拠資料 7-4～5](#)）。

▽学生の能力に応じた補習教育、補充教育

第三期中期計画において「授業内容の確実な理解を図るため、全学的な方針を定め、十分な基礎学力を身に付ける補習教育と、学生の学修目標に応じて主体的な学修の機会を提供する補充教育を推進する（No6）」こととしている。しかしながら、「補習教育」「補充教育」については用語の定義が曖昧であることから、令和2年度に教育の質向上に向けた教育課題検討部会において検討を行い、取組を推進する上での呼称をそれぞれ「補充的教育」「発展的教育」に改めた上で、「補充的教育・発展的教育の取組分類に係る基準」を作成し、体系化した（[根拠資料 7-6](#)）。その定義は次のとおりである。

分類		定義
補充的教育	入学前教育	大学で学ぶために必要な高校までの学びを復習あるいは強化するために合格決定から大学入学前までに行う教育。又は、大学専門科目の学びに向けた経験や学修。
	リメディアル	大学で学ぶために必要な高校までの学修内容の修得。
	補習	特定の科目、または学部の学修目標に到達させることを目的としたカリキュラム（卒業要件）を補完する教育。
発展的教育		学部内の教育をさらに発展させるための学生の能力に応じた（教育課程内の科目内容よりも）レベルの高い学修支援。

また、同時に併設の四大を含め、実施されている取組を分類区分、学部等ごとに一覧として整理した（[根拠資料 7-7](#)）。補充的教育については、学校推薦型選抜合格者を対象とした英語及び数学の入学前教育や簿記検定試験に関する補習を行っており、発展的教育としては、編入学希望者を対象とする指導や公務員試験対策又は検定試験等に関する指導を行っている。

この他、全教員が週2回のオフ・イスアワー（オフィス・アワー プラスを含む。）（[根拠資料 4-4](#)）の時限を設け、学生の学修面に関する質問相談対応を行っているほか、英語、数学、小論文などの勉強会や公務員試験、情報系資格等の試験に関する勉強会を実施している。

▽障がいのある学生に対する修学支援

障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある学生に対して、全学で「特別な支援を必要とする学生の修学等支援要綱」（[根拠資料 7-8](#)）及び「障がいを理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領」（[根拠資料 7-9](#)）を定め、支援を行っている。これらの支援の充実を図るため、平成25年度から特別支援コーディネーターを置き、関係教職員との連携体制の下、学生一人ひとりの状態に応じた配慮を行っている。

本学では、ゼミ担当教員と学生支援委員会、養護専門員、相談員が連携して対応しており、特別支援コーディネーターと情報共有の上、学生に対する継続的な支援を行っている。

▽成績不振の学生の状況把握と指導

本学の成績不振の学生については、学生支援委員会が出席、単位修得、成績等の状況を管理しており、学生支援委員会とゼミ担当教員が連携して当該学生への指導を行うとともに、

毎月の教授会において情報共有を図っている。

修学継続困難な学生に対する個別指導の補完的な位置づけとして、平成 26 年度からは原則として年 2 回（5 月、11 月）保証人への成績通知を行っている。欠席過多の学生や修学上指導を要する学生に対しては、保証人へ通知を行い、保証人から必要な指導をいただくよう依頼している（[根拠資料 7-9](#)）。

▽留年者、休学者及び退学希望者の状況把握と対応

留年が見込まれる学生や休学・退学希望者に対しては、学生支援委員会とゼミ担当教員が連携のもと、担当教員が学生と面談を行い、学修状況、学生の生活の様子などを確認し、学生の状況を踏まえた相談指導を行っている。相談指導結果は学内運営会議及び教授会で情報共有されている。

休学願・退学願の提出のあった学生に関しては、教員との面談結果等を踏まえて、本学の学内運営会議及び教授会での審議・承認を経て、学長が最終判断、決裁を行っている。

▽奨学金その他の経済的支援の整備

本学では、各種の授業料等の減免制度や日本学生支援機構をはじめとする奨学金、本学独自の奨励金制度などにより学生に対する経済的支援を行っている。

授業料等の減免制度については、真に支援が必要な低所得者世帯の学生に対しては「大学等における修学の支援に関する法律」に基づく授業料等の減免、経済的理由により授業料の納付が困難で学業成績が一定基準を満たす学生に対する授業料減免（以下「本学授業料減免」という。）（[根拠資料 7-11](#)）及び東日本大震災被災学生に対する授業料等減免（[根拠資料 7-12](#)）を行っている。

本学授業料減免は、平成 19 年度までは当該年度の授業料収入の 5 % の枠内で免除を行ってきたが、平成 20 年度以降、設置者の理解を得ながら順次枠が拡大され、平成 29 年度以降には授業料収入の 11.5 % の枠内で授業料減免を実施してきた。令和 2 年度には、高等教育の修学支援新制度が開始されたが、本学授業料減免の家計基準及び学力基準は変更なく、授業料減免の水準が維持されている。減免の枠が 11.5 % に拡大された平成 29 年度から令和元年度までの減免実績は、約 60～68 名の学生に対して約 11,700 千円～13,200 千円の減免額となっている。高等教育の修学支援新制度が開始された令和 2 年度には人数、減免額とも大幅に増加しているが、増加の要因としては高等教育の修学支援新制度が授業料等の減免に併せて給付奨学金による支援も受けられるスキームであったことから、申請に対して強いインセンティブが働いたためと推察している。

平成 23 年度から東日本大震災津波の被災学生に対する授業料等の減免を実施してきており、被災地の復旧・復興の度合いに応じて減免の内容等を見直しながら減免を継続している。

【授業料減免の実績】

(単位：人、千円)

	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度	
	人数	減免額	人数	減免額	人数	減免額	人数	減免額	人数	減免額	人数	減免額
新制度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	84	16,380
本学分	60	7,605	56	7,508	60	11,700	68	13,260	61	11,895	13	2,535
震災分	26	4,680	32	5,850	27	3,461	14	1,950	14	2,242	12	1,755
コロナ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5	975
計	86	12,285	88	13,358	87	15,161	82	15,210	75	14,137	114	21,645

※ 上表の人数及び減免額は、前期及び後期の延べ数であること。

日本学生支援機構の奨学金については、学生の半数以上が利用しており、修学支援新制度が開始され令和 2 年度は 7 割を超える学生が利用している。日本学生支援機構の奨学金制度が複雑になってきていることから、学生に対しては学生支援室から随時情報提供を行うとともに、手続が行われていない学生には個別連絡をするなど丁寧に対応している。日本学生支援機構以外の企業や自治体等が実施する奨学金については、学生に対して適宜情報提供を行い、必要な場合には関係学部と連携しながら推薦書等も作成している。

【日本学生支援機構の奨学金の利用状況】(単位：人、千円)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
学生数	217	216	207	205	205	209
利用数	113	138	139	133	138	152
利用率	52%	64%	67%	65%	67%	73%

※ 利用数は、給付奨学金及び貸与奨学金の計

本県の次代を担う人材の育成、本学の学術教育研究拠点としての機能強化を図ることを目的に、一定の学力要件を満たす学生に対して奨励金を貸与する岩手県立大学学業奨励金を設けている。本奨励金では、学生が岩手県内に就職した場合には返還が猶予され、一定年数勤務した場合には、返還が免除される仕組みとしている(根拠資料 7-13)。推薦者枠は、推薦入試等により入学した 1 年生を対象とした第 1 種奨学生が 1 人となっている。平成 25 年度からは、東日本大震災津波の被災学生を支援するため、通常枠と同数の被災学生特別採用者枠を創設したが、被災世帯の生活再建が進んだことから令和 2 年度をもって特別枠による採用を廃止している。

【学業奨励金の採用状況】

(単位：人)

		H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度	R2 年度
第 1 種	通常枠	0	0	0	0	1	1
	特別枠	0	0	0	0	0	0

▽授業その他の費用や経済的支援に関する情報提供

入学料、授業料その他の費用及び関連規則等については、大学ホームページに掲載して幅

広く公表するとともに、学生に対しては、授業料の額や授業料の免除の概要を学生便覧に掲載して周知している（[根拠資料 1-11](#)）。

授業料減免の申請、日本学生支援機構の奨学金及び学業奨励金の申請については、毎年度4月に学生向け説明会を実施している。

▽学生の相談に応じる体制の整備

学生からの相談に対応するため、本学では保健室、学生相談室及び就職・編入相談室を設置し、保健室には養護専門員、学生相談室には相談員（臨床心理士、本学教員）、就職・編入相談室には就職支援専門員を配置している。

学生が抱えるさまざまな問題について、学生から教員への質問や相談が容易にできるよう、時限を設定してゼミ担当教員が研究室で相談等に応じる「オフィス・アワー制度」を週2回実施している。

また、経済的な生活困窮や生活相談などの学生のさまざまな生活課題に対応するため、各種支援制度に精通した学外の専門家（ソーシャルワーカー）による相談窓口が、全学を対象に設けられている（[根拠資料 7-14](#)）。

▽LGBTに関する学生支援のあり方検討

LGBT（生まれながらの性に拠らない性別の捉え方）に対する社会的な関心が高まっていること等を踏まえ、令和3年7月に、各学部、教育支援本部、総務室及び学生支援本部の教職員を構成員とした「岩手県立大学LGBT等に係る学生支援のあり方検討ワーキンググループ」を設置し、LGBTに関する課題の整理及び支援のあり方等について検討を進めている。今後は引き続き、ワーキンググループにおける意見を基に、ガイドラインの策定や相談窓口の設置、健康診断の個別対応等の必要な体制整備等を進めていく予定としている（[根拠資料 7-15](#)）。

▽ハラスメント（アカデミック、セクシュアル、モラル等）防止のための体制の整備

平成19年度から、公立大学法人岩手県立大学ハラスメントの防止及び対策に関する規程（[根拠資料 7-16](#)）に基づきハラスメント防止対策委員会を設置するなど、アカデミック・ハラスメント等を含むハラスメント全般の防止対策を実施する仕組みを整備している。ハラスメントに関する相談に応じるハラスメント相談員を置くなどの体制整備も行い、ハラスメントの防止及び排除に努めている。これらの仕組みや体制等については、学生便覧（[根拠資料 1-11](#)）・ウェブ学生便覧への掲載や新入生オリエンテーションでの説明等で周知を図っている。また、教職員に対しても、「公立大学法人岩手県立大学ハラスメントの防止及び対策に関するガイドライン（[根拠資料 7-17【ウェブ】](#)）」を学内者向けのウェブページで常時閲覧可能とすることにより共有している。

個人の人格の尊重とハラスメントの防止のため、教職員を対象としてハラスメント防止に関する研修を毎年行っている。

【ハラスメント相談員への相談件数（併設大学の案件も含む）】 (件)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
相談件数	4	12	15	6	4

▽学生の心身の健康、保健衛生及び安全への配慮

本学では、学生の心身の健康、保健衛生及び安全への配慮を行うため、保健室及び学生相談室を設置している。

保健室には、看護師の資格を有する養護専門員を配置しており、学校保健安全法に基づく全学生を対象として定期健康診断を実施し、併せて実施する健康調査では、生活習慣や健康状態、心理的ストレス反応等の心身の健康状態を把握している。

健康診断や心理的ストレス反応の結果は速やかに学生に報告し、自身のセルフチェックを促しているほか、医療機関の受診が必要な学生には受診を勧奨しその結果を確認するなど個別に事後指導を行っている。

また、学生からの健康相談に随時対応するとともに、定期的に発行する保健室だより等により健康情報の提供なども行っている。

【健康診断受診率の推移】

平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
98.6%	98.6%	96.6%	97.0%	98.0%	95.2%

学生相談室は、臨床心理士の資格を有する教員を相談員として委嘱し、週 2 日開室し、学生からの様々悩み事について相談対応に当たっている。

令和 3 年度 9 月までは、学生相談員（非常勤）による週 1 日の開室であったが、臨床心理士の資格を有する教員（常勤）を採用し相談員として委嘱したことから、10 月から週 2 日の開室としている。

▽学生のキャリア支援を行うための体制（キャリアセンターの設置等）の整備

全学のキャリア支援は、学生支援本部が中心となって行っており、本学のキャリア支援は、学部内委員会の就職・編入委員会が中心となり、学生支援本部と連携しながら行っている。

本学では、管理・研究棟 2 階には就職・編入相談室を設置し、就職支援専門員が就職相談や面接指導等の対応をするとともに、求人情報等を配架して学生の利便性を図っている。本学の就職内定率は、概ね 95%程度で推移していたが、令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症の影響もあり、88.3%となっている。

【就職内定率の推移】

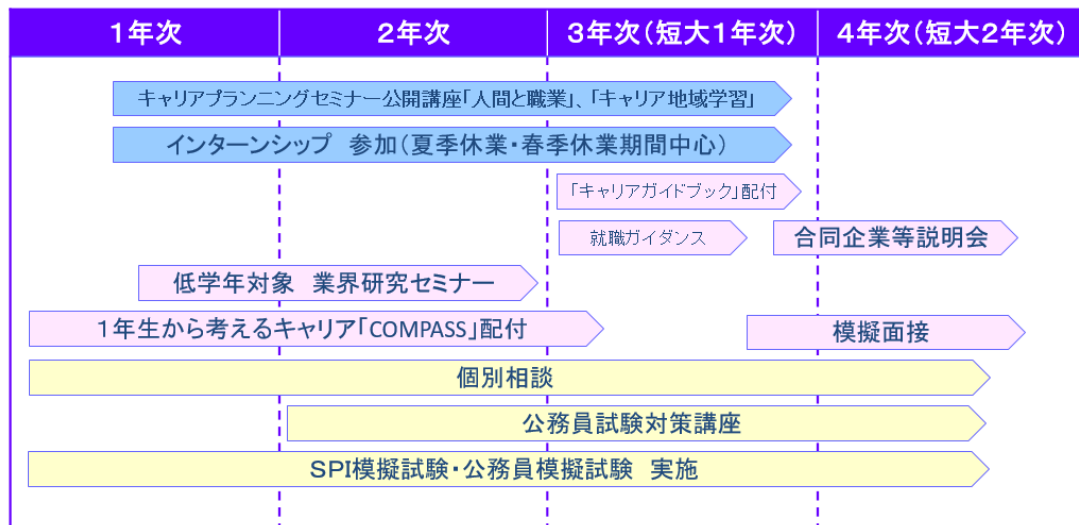
学部名	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
宮古短期大学部	97.3%	95.9%	95.2%	95.5%	88.3%

※ 就職内定率は、就職希望者に対する就職内定者の割合。各年度の秋季卒業者は含まない。

本学の就職・編入委員会は、教員、事務局職員、就職支援専門員で構成され、就職・編入ガイダンスや保護者進路相談会、企業等説明会等の進路支援に係る取り組みを企画・実施す

るほか、学生ひとり一人の進路状況の把握や情報共有に努めている。

全学には各学部の就職支援担当委員会の委員長及び学生支援本部の教職員で構成される就職支援連絡調整会議が設置されており、本学が実施する就職支援の連絡調整、内定状況等の就職活動に関する情報提供などを行い、円滑な就職支援の実現に努めている。



【岩手県立大学（全学）における就職サポートの流れ】

▽進路選択に関わる支援やガイダンスの実施

全学の卒業年次生を対象とし、毎年度、採用活動に関する広報活動が解禁される時期に併せて、合同企業等説明会（2日間程度）を開催しており、本学の学生も参加している。

企業は岩手県内を中心に約150事業所程度の事業所が参加している。合同企業説明会のほか、学内の教室等を会場として個別企業説明会を開催している。

本学の取組としては、職業や社会の仕組みの基礎的知識等について学ぶ「キャリア形成の基礎Ⅰ」を1年前期に、社会時に必要な知識やスキルを習得するため、外部講師を招いての実践的な講義も行う「キャリア形成の基礎Ⅱ」を1年後期に開講している（[根拠資料 7-18](#)）。また、1年生に対しては、キャリアを考えるための冊子「COMPASS」及び進路指導図表（[根拠資料 7-19](#)）を配付し、学生が自分のキャリアについて考える機会を早い段階から提供している。この他、就職・編入ガイダンス（1年次から2年次まで計6回）により進路実現に向けた就職・編入対策等を説明し取組を促すとともに、保護者進路相談会（年2回）を開催し、就職・編入対策の説明や個別相談を実施する等、学生の進路選択を支援している。

また、県内の企業が参加する企業・業界研究会の開催による県内企業・業界の紹介や、公務員試験対策講座、公務員模擬試験及びSPI模擬試験の実施による就職支援や、編入対策講座（添削）等の実施による編入学支援を行っている。

▽学生の正課外活動（部活動等）を充実させるための支援の実施

本学では、学生の自主活動を基本として、本学の全学生が教職員の協力のもとに学生生活の充実、人格の向上及び本学学風の高揚を図ることを目的とした学生会が組織されている（[根](#)

拠資料 7-19)。

学生会は、学生の自主的な運営により、スポーツ祭や学園祭などの行事の開催やサークル活動の支援など、学生が充実したキャンパスライフを送れるよう活動している。

サークル活動の支援では、岩手県立大学宮古短期大学部学生通則第 16 条による許可を受けたサークルへの予算配分等を行っており、許可を受けている団体は、12 団体となっている（令和 2 年度）。

学生会の活動や許可を受けているサークルに対しては、学生会担当教職員やサークル顧問等から適宜助言等を行なうなど、支援を行っている。

▽その他、学生の要望に対応した学生支援の適切な実施

在学する学生の意見、希望などを、学生指導や学生生活の支援に反映させることを目的として「学生提案制度」を平成 14 年から全学で開始しており、学生から年間 3～12 件程度の提案がある。提案内容は、施設・設備に関すること、授業・システムに関すること、大学の運営に関すること等多岐にわたっており、学生の視点からの建設的な意見も多い。学生から提案された事項に対しては、学生支援室から所管室等に提案内容を伝え、担当室等で作成した回答を提案者あてお知らせするとともに、原則的に全学生に公開し、提案内容の実現に努めている。

点検・評価項目③：学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取組を行っているか。

評価の視点 1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点 2：点検・評価結果に基づく改善・向上

本学では、学生支援に関して、全学の中期計画で示している「(5) 学生への支援に関する目標」に沿って年度計画を定めて学生支援を行っている。年度計画の進捗については、業務実績報告書により点検・評価を行い、改善方策の検討・実施が行われている。また、毎年度、岩手県立大学法人評価委員会においても点検・評価が行われている。

その結果を踏まえ、学生支援本部及び各学部において事業等の見直しが行われ、翌年度の年度計画に反映される。

企画本部で毎年度実施している卒業年次生アンケートでは、健康サポートセンターやキャリアセンターなどの相談窓口の利用や学生生活、就職支援に関する等の設問があり、これらの回答結果は、「第三期中期計画に係る目指す成果・達成状態及び数値目標」の数値目標にも活用しており、これらの達成状況等により課題把握を行っている。

学生の修学及び生活の支援に関しては、全学の学生支援委員会において、学籍異動の状況や健康管理・学生相談等の実績、授業料等減免の審査結果、学業奨励金の採用状況など、学生の修学及び生活に関する実績等の報告を幅広く行い、全学的な課題や各学部の課題等について意見交換を行っている。

学生の進路の支援に関しては、全学の就職支援連絡調整会議において、就職内定状況や就職相談の件数、模擬面接の状況、学生の進路に関する実績等を幅広く報告するとともに、

全学的な課題や各学部の課題等について意見交換を行っている。インターンシップの実施結果等は、全学の教育研究会議等でも報告し、会議での意見を基に必要な対応等を検討・実施している。

また、本学では毎月の教授会で学生の進路支援の取組や進路決定状況等を報告し、意見交換や必要な対応等を協議している。

以上のことから、本学では、学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行い、また、その結果をもとに改善・向上に向けた取組を行っているとして評価できる。

COVID-19 への対策：

▽経済的支援について

新型コロナウイルス感染症の影響による学生や保証人の収入減少など、経済的に厳しい学生を支援するため、「学修継続サポートフレーム」を定め、国や県の制度を活用した支援や本学の既存制度を活用した支援、本学独自の給付金の支給など、経済的な支援を行ってきた（[根拠資料 7-20](#)）。

【学修継続サポートフレーム】

- 第1段階 学生全体に対する支援
- 第2段階 本学の既存制度を活用した支援
- 第3段階 国や県の施策を活用した支援
- 第4段階 本学独自の経済的支援

▽学生相談について

県内においても新型コロナウイルス感染症の拡大を要因として保証人や学生の収入減少が見られたことから、経済不安等の生活課題を抱える学生が実務経験豊富な社会福祉士に相談できる「経済的相談窓口」の周知を強化している。

令和2年度当初には、全国を対象として緊急事態宣言が発令され、本学でもオンライン授業が行われるなど、学生、特に新生の不安が大きくなったことから、本学での相談対応に加え、新型コロナウイルスに関する相談をワンストップで対応できる全学を対象とした「新型コロナウイルス何でも相談窓口」を設置し、幅広く相談を受け付けている。

▽課外活動支援について

課外活動における新型コロナウイルス感染リスクを低減させるため、各サークル自らが検討した感染予防届を提出させ、必要に応じて指導・助言を行うなど、課外活動におけるクラスター発生の防止に向けて取り組んでいる。

新型コロナウイルス感染症の状況や国・県からの要請等を基にして、学内、学外問わず課外活動の許可基準を随時見直し、感染予防を徹底している。

▽学生及び教職員の健康管理

新型コロナウイルス対策行動計画の「感染が疑われる等の場合の対応マニュアル」(根拠資料 7-21【ウェブ】)において、学内での感染拡大を防止に関するガイドライン(陽性時の連絡、自宅待機、復帰の目安など)を定めるとともに、学内掲示やメール等を通じて、学生及び教職員に対して感染予防策を周知し、相談対応も積極的に行った。

インフルエンザ感染抑制により新型コロナウイルス感染症の疑い例を軽減することを目的として、学生のインフルエンザワクチン接種費用の一部助成を行うとともに、新型コロナウイルスに関する書籍及びリーフレットの配付等を行った(根拠資料 7-22)。

▽就職支援

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、県域を超える移動等、学生の就職活動に一定の制限がかかる中、就職活動を行う学生の感染リスクを抑えるため、「就職活動に関する国内移動マニュアル」(根拠資料 7-23)を定めるとともに、就職活動の状況を把握するため、緊急アンケートを実施した。

(2) 長所・特色

本学の学生支援における長所・特色は、学生に対する充実した授業料等の減免制度と一人ひとりの学生のニーズにきめ細かく対応した少人数教育と学生支援の体制である。

本学の授業料減免制度は、平成 21 年度以降、段階的に減免規模が拡大されてきており、平成 30 年度には約 13 百万円(前後期延べ 68 名)の減免が行われていた。令和 2 年度に開始された国の高等教育修学支援新制度の開始後も、従来の授業料減免制度の水準を継続できるように、新制度では全額免除にならない学生に対して全額免除となるように補てんするとともに、新制度では減免を受けられない学生に対しては従来の基準で授業料の減免を実施している。東日本大震災津波で被災した学生を対象として、本学独自の授業料減免よりも家計基準及び学業成績基準を緩和した授業料減免を実施している。

一人ひとりの学生のニーズにきめ細かく対応した少人数教育と学生支援の体制は、小規模であることのメリットを生かし、常勤教員の担当するすべての科目で出欠調査を実施している。出欠状況は 5 回ごとに学生支援委員会が取りまとめ、欠席の多い学生に対しては個別面談を実施するなど、学生一人ひとりの出席状況に応じた取り組みを行っている。また、オフィス・アワーに加えオフィスアワープラスを実施し、学生と対話するとともに、学生の状況によっては保健室(養護専門員)や学生相談室(相談員)への訪問を学生に促しており、こうした取り組みによって、休学や退学は最小限に止まっている。進路支援では、少人数のゼミ科目を開講していることで、ゼミ担当教員が就職・編入委員会、就職専門員と連携して、一人ひとりの学生の進路希望がかなうよう支援に取り組んでおり、就職や四年制大学等への編入学において実績をあげている。

(3) 問題点

なし。

(4) 全体のまとめ

学生が学修に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、全学で学生支援に関す

る方針を明らかにしている。

学生支援体制の適切な整備については、全学の学生支援全般を所管する学生支援本部及び事務局に学生支援室を設置しているとともに、本学では保健室及び学生相談室を置き心身両面にわたるサポート体制をとり、さらには障がいのある学生に対する特別支援の体制も整備されていることから、概ね適切であると判断する。

学生の修学に関する適切な支援の実施については、全教員が週2回のオフ・イスアワー（オフィス・アワー プラスを含む。）の時限を設け、学生の学修面に関する質問相談対応を行っているほか、公務員試験、編入学に関する取り組みを実施している。加えて、本学では各種の授業料等の減免や岩手県立大学学業奨励金の制度により多様な経済的な支援等を行うとともに、欠席の多い学生に対しては個別面談を実施するなど、学生一人ひとりの状況に応じた取り組みを行っており、修学に関する支援は概ね適切であると判断する。

学生の進路に関する適切な支援の実施については、本学ではキャリア形成の基礎Ⅰ・Ⅱの開講などにおいてキャリア教育に取り組んでいる。加えて、就職・編入ガイダンスの開催等による就職・編入学に向けた取り組み支援や、ゼミ担当教員と就職・編入委員会、就職専門員が連携した取り組みなど、学生の進路に関する支援は概ね適切であると判断する。

学生の正課外活動を充実させるための支援の実施については、学生会活動への支援を通じて正課外活動の活発化を図っており、概ね適切であると判断する。

以上のことから、短期大学基準に照らして良好な状態にあり、本学の理念・目的を実現する組織が概ね適切であると判断する。

第8章 教育研究等環境

(1) 現状説明

点検・評価項目①：学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針を明示しているか。

評価の視点1：短期大学の理念・目的、各学科・専攻科の目的等を踏まえた教育研究等環境に関する方針の適切な明示

教育環境の整備に係る方針を、全学の中期計画（[根拠資料 1-13【ウェブ】](#)）において以下のとおり定めている。

- ・各学部・研究科の教育課程に対応した教員の適正な配置と教育アシスタント制度の活用などによる効果的な学習支援体制を構築するとともに、能動的学習に対応した教室や学習空間など、最適な教育環境の整備を計画的に実施する（中期計画 No.8）。
- ・一人ひとりの学生が、安心かつ充実した学生生活を送ることができるよう、経済的な支援制度や、後援会と連携した課外活動の支援を強化するとともに、学生の主体的学修を支援するため、図書資料の充実やラーニング・コモンズ（学生の多様な学習活動を可能にする場）機能の利用促進を図る（中期計画 No.14）。

同様に、研究環境の整備等に係る方針を以下のとおり定めている。

- ・県内自治体や企業等と連携し、「まちづくり」に関する共同研究や高度専門人材の育成に資する研究など、地域ニーズに応じた実践的な研究を推進する（中期計画 No.18）。
- ・研究成果について、研究者データベースの充実と活用促進に努めるとともに、ホームページ、広報誌、紀要等で積極的に発信する（中期計画 No.19）。
- ・研究の水準を向上させるため、独創的で先進的な研究に学内外の研究者と共同で取り組み、学術研究交流を活発化させるとともに、研究成果の学会発表等を支援し、発信の機会を増やす（中期計画 No.20）。
- ・外部研究資金の情報を積極的に収集するとともに、学外ニーズと学内の研究シーズとの効果的なマッチングを行うなど、コーディネート機能を充実強化しながら、外部研究資金への応募（申請）、採択を促進する（中期計画 No.21）。
- ・地域の研究ニーズ等に対応した新たな研究会の立ち上げ等により、産学公関係者、国内外研究者の交流や異分野交流を推進する（中期計画 No.22）。

なお、施設・設備等については、公立大学法人岩手県立大学固定資産管理規程（[根拠資料 8-1](#)）において管理責任者及び使用責任者及びその業務等を定め管理体制を整えているとともに、その活用に係る方針を以下のとおり定めている。

- ・施設設備の一層の効率的活用と長寿命化を図るため、修繕・整備を計画的に実施するとともに、定期的に利用状況を点検・把握しながら、施設設備の有効活用を図る（中期計画 No.42）。

これらの方針は、全学内部質保証方針「(根拠資料 2-4)」に則り全学的に共有されている。また、ウェブサイトへ掲載することで全教職員が常時閲覧できる状態としている(根拠資料 2-4【ウェブ】)。

以上、本学では、教育研究等環境の整備に関する方針を定め、その方針を学内で共有していると判断できる。

点検・評価項目②：教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場等の教育研究活動に必要な施設及び設備を整備しているか。

評価の視点 1：施設、設備等の整備及び管理

- ・ ネットワーク環境や情報通信技術（ICT）等機器、備品等の整備
- ・ 施設、設備等の維持及び管理、安全及び衛生の確保
- ・ バリアフリーへの対応や利用者の快適性に配慮したキャンパス環境整備
- ・ 学生の自主的な学習を促進するための環境整備

評価の視点 2：教職員及び学生の情報倫理の確立に関する取組

▽施設、設備等の維持及び管理、安全及び衛生の確保

本学の施設、設備等については、中期計画 No.42 の方針と公立大学法人岩手県立大学固定資産管理規程(根拠資料 8-1)に基づき、施設・設備や機械・備品等の環境を整備している。

本学の現有の校地、校舎面積はいずれも大学設置基準(昭和 31 年文部省令第 28 号)等法令上の基準を満たしている(短期大学基礎データ 表 1)。校舎は竣工から 22 年目となり、今後の修繕や更新にあたっては、大規模修繕計画を策定し、計画的に修繕等を実施し、教育研究等環境を維持している(根拠資料 8-2)。施設・設備は中央監視設備を設置し専門の業者に委託し維持、管理している。また、年間を通じて 24 時間常駐警備としており、定時巡回と学内各所の監視カメラによる警備に加え、学生証及び教職員の身分証明書をカードキーとして建物の出入口や部屋の施開錠を行う入退室管理システムを導入し、高いセキュリティを確保している。

衛生面に関しては、労働安全衛生法の規定に基づき職員衛生委員会を設置し、巡視による施設設備の点検等を通じて、採光、保温、清潔等を確保している(根拠資料 8-3)。

▽ネットワーク環境や情報通信技術（ICT）等機器、備品等の整備

本学では、開学時から学生、教職員が円滑かつ効率的に教育研究活動が行えるよう学内情報システムを導入しており、安定的に運用できるよう適切な保守管理等に努めている。情報システムの運用については、複雑かつ高度な学内情報システムの円滑かつ安定的な運用を図るため、システムの設計、構築、運営、セキュリティの確保等の一連の業務を、専門的知識を有する業者にアウトソーシングを行っている。その具体的な業務内容は、上記システムを構成する情報機器等の確保、保守管理、他のキャンパス(宮古短期大学部、アイーナキャ

ンパス) 間の通信回線確保、日常的なシステム管理、消耗品の供給及び交換、利用者サポート、入学者選抜データ入力、システム機器の更新及び整備業務等である(根拠資料 8-4~6)。

情報システムの整備・更新については、中期計画 No.42 において「情報システムが、教育研究活動及び業務運営の基盤として安定的に稼動しているとともに、整備計画に基づき適切に整備・更新されている。」ことを目指す成果・達成状態としつつ、5年ごとにシステム整備計画を策定し、計画的かつ効率的に行っており、現在は第5次整備計画(平成30年度~令和4年度)に則して整備・更新を行っている。

▽バリアフリーへの対応や利用者の快適性に配慮したキャンパス環境整備

車椅子でも利用しやすい施設にするために、講義棟にエレベーターと障がい者用トイレを、管理研究棟や講義棟等の施設の入り口にスロープを設置している。さらに、体育館玄関に身障者用のスロープ(移動式)を設置し、バリアフリー化を図っている。

▽学生の自主的な学習を促進するための環境整備

中期計画 No.14 の方針に基づき、インターネットの普及や学術資料の電子化の進展等による学習活動の変化に対応するため、本学では学内の各所に情報コンセントを設置しているほか、Wi-Fi(無線LAN)を大講義室、多目的講義室、図書館、学生ホール及び学生寮等に設置し、学内どこからでも接続が可能であるほか、学生ホール及び管理研究棟2階ラウンジには学生が自由に使えるパソコンも設置している。

▽教職員及び学生の情報倫理の確立に関する取組

情報倫理の確立については、「岩手県立大学情報システム運用規程」を定め、その中で「岩手県立大学情報セキュリティ運用基本方針」をはじめとして、各種規程及びガイドライン等から構成する「情報セキュリティポリシー」を定めており、学内ウェブサイトにおいて、その周知を図っている(根拠資料 8-7)。

また、情報セキュリティ対策として、教職員に対しては、着任時に受講する学内システム研修会において、学内システムの取扱いの他に、コンピュータウイルス感染防止対策等の研修を行っている(根拠資料 8-8)。学生に対しては、入学時のガイダンスにおいて、学内情報システムの操作説明と併せて情報セキュリティ対策について説明し、周知・徹底を図っている(根拠資料 8-9)。また、ウイルス対策ソフトの無償貸出を実施している他、学内情報システムのポータルサイトを利用し学外からのサイバー攻撃等に対する注意喚起等を適宜実施している。

▽COVID-19 への対応

COVID-19 への対応として、本学では危機管理対策本部を設置し(根拠資料 2-39)、この危機管理対策本部を中心として全学的な取組は分野ごとの本部等が進めた。

学生の学習環境としては、感染拡大防止のため、前期の授業開始時期を5月18日とし、6月19日までの5週間の授業を全学的にオンライン方式による授業方法で実施した。実施に当たっては、遠隔授業用のシステムを緊急的に整備する際、教員と学生双方に対して遠隔授業の実施を支援する全学的な「遠隔授業実施支援WG」(根拠資料 2-40)を立上げ、教員向

けには遠隔授業の実施方法を、学生向けには遠隔授業の受講方法をガイドラインとしてまとめ、遠隔授業の実施を全学的に支援した。この間、遠隔授業に必要な環境が整わない学生には学内施設を一部開放するなど、学びが継続されるよう措置した。6月22日以降は、講義室の換気及び消毒を徹底し、感染防止策をとりながら全学的に対面授業を実施している。

この他、大学公舎の各入口には検温器を配備し、教職員、学生が各々体調管理に努められるよう整備するとともに、公舎内各所にアルコール消毒液を配置し、感染防止に努めている。

点検・評価項目③：図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備えているか。また、それらは適切に機能しているか。

評価の視点1：図書資料の整備と図書利用環境の整備

- ・ 図書、学術雑誌、電子情報等の学術情報資料の整備
- ・ 国立情報学研究所が提供する学術コンテンツや他図書館とのネットワークの整備
- ・ 学術情報へのアクセスに関する対応
- ・ 学生の学習に配慮した図書館利用環境（座席数、開館時間等）の整備

評価の視点2：図書館、学術情報サービスを提供するための専門的な知識を有する者の配置

全学の図書館機能を担うメディアセンター（[根拠資料8-10](#)）が設置されており、資料は「岩手県立大学メディアセンター資料収集方針」（[根拠資料8-11](#)）に基づき、学生の学修活動や教職員の教育研究活動の維持及び発展のために必要な図書、学術雑誌、電子情報等について利用実態を踏まえ整備している。

海外の学術雑誌の購読に当たっては、大学図書館コンソーシアム連合（JUSTICE）への参加や購読タイトルの厳選などにより、学修や教育研究活動を効果的に支援できるよう整備に努めている。また、これらの学術情報資料は、地域住民をはじめとする学外利用者にも可能な範囲で提供している。さらに、資料を広く検索、相互利用できるよう、国立情報学研究所総合目録サービス（NACSIS-CAT/ILL）、岩手県内図書館横断検索システム、国立国会図書館デジタル化資料送信サービスなどのネットワークに参加し、国内外の大学や研究機関、公共図書館等と所蔵情報を共有している。また、平成29年度には、国立情報学研究所が提供するクラウド型の機関リポジトリ環境提供サービス（JAIRO Cloud）により、本学の教育研究活動で生産された学術研究成果を収集、蓄積し、ネットワークを通じて学内外に無償提供する「岩手県立大学機関リポジトリ」を構築し運用を開始した（[根拠資料8-12](#)）。

本学の図書館はメディアセンターの宮古分館という位置づけになっており、令和3年5月1日現在の蔵書数は50,088冊、学術雑誌（冊子体）の購読数は51タイトル（和雑誌50タイトル、洋雑誌1タイトル）、契約データベースは1種類である（[短期大学基礎データ 表1](#)）。また、面積は398㎡、閲覧席数は48席であり、本学収容定員の24%にあたる座席を確保している。休業期間を除く平日の開館時間は、午前9時から午後6時（土曜日・日曜日・祝祭日、

および、入学試験など特別行事の日、また、年度末の蔵書整理期間は、(休館)までとし、最終授業終了後も図書館利用が可能である(根拠資料8-13)。

図書館の運営は、教職員で構成する図書委員会で運営方針等を協議・決定し、図書館長(図書委員長が兼務)、司書資格を有する専任職員1名、その他の職員2名により運営されており、企画展示の実施等による図書館の利用促進にも積極的に取り組んでいる。

このほか、COVID-19への対応として、全学において策定された「新型コロナウイルス対策行動計画」の「メディアセンター(図書館)対応マニュアル」(根拠資料8-③-9)に基づき、検温、消毒、密集回避等の感染予防対策を講じている。

点検・評価項目④：教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか。

評価の視点1：研究活動を促進させるための条件の整備

- ・ 短期大学としての研究に対する基本的な考えの明示
- ・ 研究費の適切な支給
- ・ 外部資金獲得のための支援
- ・ 研究室の整備、研究時間の確保、研究専念期間の保障等
- ・ 教育研究支援スタッフの配置等、教育研究活動を支援する体制

▽短期大学としての研究に対する基本的な考えの明示

建学の理念(根拠資料1-2【ウェブ】)の実現に向けて本学が定めている大学の基本的方向(根拠資料1-3【ウェブ】)の1つである「実学・実践重視の教育・研究」が示すとおり、本学では基礎研究を基盤としながら実学・実践を重視することが研究に対する基本的な考え方となる。この実学・実践を根底とし、中期目標(根拠資料1-12【ウェブ】)では「独創的で先進的な研究や地域の課題解決や発展に資する研究を推進し、その研究成果を積極的に国内外に発信するとともに、研究の水準の向上を図る。」、及び「競争的研究資金の獲得を推進するとともに、地域、産業界、国内外の研究機関等との連携を強化し、学際的な研究活動等を推進する。」こととしている。そしてこれらの中期目標に対して中期計画(No.18~22)(根拠資料1-13【ウェブ】)で方針を定めており、特に研究活動に関しては、「いわての「豊かなふるさと」の創生を支えるための戦略的な研究活動」の強化を掲げ、教育と地域貢献の基礎となる研究力を強化するため、外部資金の獲得を推進し、研究活動の充実を図るとともに、地域の課題解決や活性化に寄与する研究の推進と積極的な研究成果の発信に取り組んでいる。

▽研究費の適切な支給

研究費については、中期計画の推進に向け、外部資金の獲得や、地域の課題解決に寄与する研究の実施、研究成果の積極的な発信を促進するため、平成28年度に学内研究費の大幅な見直しを行い、平成29年度から運用している(根拠資料8-14)。

具体的には、大型・学際連携型外部資金の獲得を目指す研究を支援する、新たな学内公募型研究費制度として全学競争研究費を創設(根拠資料8-15)。研究期間3年以内、単年度の

配分額を 50 万円以上 200 万円以下とし、採択に当たっては、公平性を確保するため、学術研究者を含めた外部評価委員による審査を行うこととしている。採択率は例年 40%~60% で推移しており、競争性が確保されているもの。

併せて、地域の課題解決に寄与する研究を推進するため、地域協働研究制度を見直し、地域提案型の「課題解決のための方策の策定を目的としたステージⅠ」と、「社会実装を念頭に置いたステージⅡ」の二つの区分を導入し、研究成果の実用化・普及をより一層促進する仕組みとした（根拠資料 8-16）。

加えて、令和 2 年度には、令和元年度に岩手県との間で締結した、「北いわての地域課題の解決及び産業振興に向けた連携協力協定」（根拠資料 8-17）に基づき、北いわて・三陸地域活性化研究推進事業を創設し（根拠資料 8-18）、北いわて地域の課題解決や産業振興に寄与する実践的な調査・研究の実施を促進している。

その他、学術研究交流の機会を増やし、研究水準の向上を図るため、全学研究支援費制度を創設（根拠資料 8-19）し、学会開催や学会発表、学会誌への論文投稿等、教員ニーズも踏まえながら、研究成果の積極的な発信に係る経費への助成を行っている。

なお、COVID-19 への対応として、全学競争研究費について、新型コロナウイルス感染拡大に起因して予定していた研究活動が困難となった場合、計画変更を認め予算を翌年度に振替可能とする特例措置をとった。また、全学研究支援費のうち学会開催助成について、コロナ禍により学会開催方法がウェブ中心となった場合でも、一定の要件の下、助成対象と認める措置をとった。

▽外部資金獲得のための支援

科学研究費助成事業の応募率及び採択率の向上を図るため、令和元年度に、学長を筆頭とする「科研費採択率向上支援チーム」を結成し、応募の呼び掛けや、申請書類のブラッシュアップ、個別相談による申請者への助言等の活動を行っている（根拠資料 8-20）。また、公募に係る学内説明会を開催し、公募概要の他、科研費の審査員経験のある教員による、申請書の書き方のポイント等についての講演を行っている。

一方、令和 2 年度以降、科研費等の採択を受け、退職後も本学において継続して研究を行うことを希望する教員に対し、特命研究員の称号を付与するとともに研究室等の研究環境を提供することで、研究活動の継続を支援し、外部資金獲得に向けた取組を奨励している。特命研究員には、研究活動を円滑に進めるための諸経費として、教員が獲得した間接経費の 30%相当を、特命研究員研究活動支援費として配分している（根拠資料 8-21）。

大型・学際連携型外部資金の獲得を目指す取組としては、平成 30 年度に、本学の顔となる研究プロジェクトとして、戦略的研究プロジェクトを立ち上げた（根拠資料 8-22）。学部横断的な 6 つのプロジェクトチームが発足し、学長や外部有識者等をメンバーとするステアリングコミッティにより研究の方向性などを随時確認しながら研究費を支給し、それぞれのチームにおいて、学際的領域を重視した特色ある研究活動を進め、大型の外部資金獲得を目指している（根拠資料 8-23）。

研究・地域連携本部にはコーディネーター 2 名を配置し、自治体や企業等との年間延べ 100 件以上の面談を通じたニーズの把握・分析を行い、学内シーズとのマッチングを進め、共同研究契約や外部資金申請等に繋げている。また、県内外の各種展示会や新技術説明会等

への出展・発表のコーディネート、外部資金申請の際の申請書作成への助言・指導等の活動を行っている。

さらに、前述の、全学研究支援費による研究成果の積極的な発信への支援や、研究者データベースの充実（[根拠資料 2-48](#)）などにより、外部資金獲得に繋げるための情報発信を促進し、学術研究交流を促進している。

なお、教員の研究活動の基礎となる研究費で、職位に応じて一律配分している基盤研究費については、前年度に外部資金への応募実績がない教員については一定額を減額する運用とし、教員の外部資金獲得に対する意識改善を促している（[根拠資料 8-24](#)）。

▽研究室の整備、研究時間の確保、研究専念期間の保障等

研究室については、基本的に教員一人1研究室を確保し、教育研究活動に係る備品やネットワーク環境を整備している。

研究時間の確保及び研究専念期間の保障については、教員に対し、裁量労働制を適用しているほか、一定期間にわたり国内外の教育研究機関等において、自主的教育研究活動に専念できるよう平成26年度からサバティカル研修制度を導入している（[根拠資料 8-25](#)）。

以上のことから、本学では、教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っていると評価できる。

点検・評価項目⑤：研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応しているか。

評価の視点1：研究倫理、研究活動の不正防止に関する取組

- ・ 規程の整備
- ・ 教員及び学生における研究倫理確立のための機会等の提供（コンプライアンス教育及び研究倫理教育の定期的な実施等）
- ・ 研究倫理に関する学内審査機関の整備

▽規程の整備

研究倫理及び研究活動の不正防止に関しては、全学の中期計画（[根拠資料 1-13【ウェブ】](#)）No.45において、「教職員による研究費の不正執行等の違反行為や不祥事のない大学の実現のため、研究不正防止計画の改訂や研修会の定期的開催などを行い、コンプライアンス確立に向けた取組を推進する」と定めている。

また、研究倫理を遵守した研究活動の推進と、文部科学省の、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」及び「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に沿った、研究活動上の不正行為の防止と公的研究費の適正かつ効率的な運用・管理に向け、関係規程等を以下のとおり定めている。

- ・ 公立大学法人岩手県立大学研究倫理指針【平成19年学長決裁】（[根拠資料 8-26](#)）
- ・ 公立大学法人岩手県立大学研究倫理審査規程【平成19年規程第32号】（[根拠資料 8-27](#)）
- ・ 公立大学法人岩手県立大学動物実験規程【平成19年規程第33号】（[根拠資料 8-28](#)）

- ・ 公立大学法人岩手県立大学における研究活動上の不正行為の防止等に関する規程【平成 19 年規程第 34 号】（[根拠資料 8-29](#)）
- ・ 岩手県立大学等における公的研究費の不正防止計画【平成 21 年学長決裁】（[根拠資料 8-30](#)）
- ・ 公立大学法人岩手県立大学における公的研究費等の不正防止に関する基本方針【平成 28 年学長決裁】（[根拠資料 8-31](#)）

▽コンプライアンス教育及び研究倫理教育の定期的な実施等

公的研究費の運営及び管理について最終責任を負う最高管理責任者を学長とし、最高管理責任者を補佐する統括管理責任者には、研究活動については学術研究を担当する副学長を、学術研究費については総務を担当する副学長をもって充てている。

また、コンプライアンス教育を実施する研究倫理推進責任者及び研究倫理教育を実施する研究倫理教育責任者には各学部長等を充て、不正防止計画推進部署である研究・地域連携本部に研究倫理専門員を配置し、全学的に、コンプライアンス教育及び研究倫理教育の実施に取り組んでいる（[根拠資料 8-32](#)）。

具体的には、毎年度、研究費の執行・管理に携わる全ての教職員を対象として、研究費コンプライアンス研修及び APRIN が提供する eラーニングの受講を義務付けている。

研究費コンプライアンス研修は、不正防止計画に基づき、研究倫理並びに研究費の適正な運用・管理について、具体的な事例を交えながらルール等を説明している。また、受講後は、受講内容の遵守についての意識付けと受講確認のため、受講対象者全員に誓約書（[根拠資料 8-33](#)）の提出を求めている。令和元年度までは集合研修で実施し、令和 2 年度からは COVID-19 への対応のため資料配付による自己研修としているが、研修資料及び説明動画を学内ホームページに掲載し、繰り返し受講できる環境を整えている。

eラーニングは、生命医学系、理工系、人文・社会科学系及び事務系の各コースを設け、それぞれが専門分野に最も近いコースを選択し、受講できるようにしている。また、併設大学の大学院に在籍する学生のうち、申し出のあった者も受講可能としている（[根拠資料 8-34](#)）。

その他、研究費から謝金の支払いを受けるアルバイト学生に対しては、事務局職員が個別に面談し、研究費の適正な執行や雇用ルール等について説明、周知を図っている。

さらに、令和 3 年 2 月に「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」が改正され、コンプライアンス教育と併用して、不正防止に向けた啓発活動を継続的に実施することとされたことから、令和 3 年度に実施計画を策定し、四半期ごとの不正防止に関する情報提供等の取組を開始している（[根拠資料 8-35](#)）。

▽研究倫理に関する学内審査機関の整備

研究倫理審査規程（[根拠資料 8-27](#)）に基づき、平成 20 年度に「公立大学法人岩手県立大学研究倫理審査委員会」を設置した。委員会は現在、各学部等の長が推薦する研究者等学内委員 10 名と、学識経験者等の学外委員 2 名の計 12 名の委員で構成されている。委員会では、全学の教職員及び併設大学の大学院に在籍している学生が実施する、人を対象とする研究のうち申請のあった案件の他、動物実験規程に基づき実施される、実験動物の生体を用い

る動物実験についても、研究実施計画の倫理的妥当性等について審査を行っている。

委員会は、平成 21 年度から原則毎月 1 回開催している（根拠資料 8-36）。

また、委員会では、承認した研究について、研究期間終了後に実施状況の調査を行い、当初の計画とおり、倫理的に問題なく実施されたかについて確認を行っている（根拠資料 8-37）。

以上のことから、本学においては、研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応していると判断できる。

点検・評価項目⑥：教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。

また、その結果をもとに改善・向上に向けた取組を行っているか。

評価の視点 1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点 2：点検・評価結果に基づく改善・向上

定期的な点検・評価としては、中期計画（根拠資料 1-13【ウェブ】）における教育環境の整備に関する項目については教育支援本部において、研究環境の整備等に関する項目については研究・地域連携本部において、また、施設・設備に関する項目については総務室において、それぞれ年度ごとに計画策定・実施・点検を行い、大学評価委員会による点検・評価結果を県評価委員会に報告し、外部評価を実施している。評価結果は翌年度以降の計画等に反映させ、改善・向上に努めている。

また、令和 3 年度に実施した見込評価においては、自己点検・評価結果の主な実績について、次のとおり県評価委員会に報告した。

- ・ 教育環境の整備に関しては、教育アシスタント制度について、実施要領を一部改正し、柔軟な運用を可能としたほか、主体的な学習を推進するための教育環境の整備の一環として、文化交流スペースを設置した。
- ・ また、図書資料の整備と図書利用環境の整備については、学部の特長や利用実態に応じた資料・情報の選定を教員や学生と連携して実施し、卒業年次生アンケートの「図書・資料の充実度（88.7%→98.1%）」、「検索サービスの充実度（93.9%→96.4%）」が初年度から上昇した。加えて、資料・情報や図書館の利用促進を図るため、本学及び併設の岩手県立大学の学生団体（ライブラリー・アテンダント）と協働で企画展示等の各種事業を実施したほか、司書資格を有する職員が学部授業と連携した情報検索講習を開催し、4 年間で延べ 429 名が参加した。
- ・ 研究環境の整備に関しては、共同研究及び受託研究数の増加に向け、地域課題と研究シーズのマッチングや、企業等との包括的連携協定の締結等の取組を継続して進め、県内自治体、企業等との共同研究を推進した。
- ・ 研究成果に関しては、研究者情報システムの研究業績について、定期的に積極的な更新を促し充実を図ったほか、機関リポジトリへの登録やプレスリリースなどにより、国内外へ幅広く発信した。なお、基礎的な学内研究費である基盤研究費についても、学内システム上で研究課題や研究成果を公表・共有している。また、全学研究支援費による助成を継

続して行い、論文の投稿や学会発表を支援し、学術交流の活発化と研究水準の向上を図った。

- ・ 科研費については、応募率及び採択率の向上を図るため、科研費採択率向上支援チームを設置し積極的な活動を展開したことなどにより、応募件数や採択件数の増加が図られた。その他、国や民間企業等の公募情報の定期的な周知や、コーディネーターによる、自治体や企業等との面談等により把握した地域ニーズと学内シーズとのマッチングなどにより、外部研究資金への応募を促進した。
- ・ 施設・設備については、第3期大規模施設修繕計画に基づいた大学施設や職員宿舎の修繕工事等を着実に実施したほか、次期大規模修繕計画策定のため平成27年度に作成した「岩手県立大学滝沢キャンパス等大規模修繕工事計画」の見直しのための調査を実施した。また、北松園職員宿舎の集約化方針に基づき、入居者との調整を実施しながら集約後の空棟の有効利用活用方法の検討を進めている。情報システムの整備、更新については、5年ごとにシステム整備計画を策定の上、計画的かつ効率的に行っており、現在は第5次整備計画（平成30年度～令和4年度）に則して整備、更新を行っている。

これらの主な実績に対し、県評価委員会からは、教育環境の整備に関しては目標を達成すると見込まれる、また、研究環境等の整備に関しては、目標を概ね達成すると見込まれるとの評価結果を得ている。

以上のように、教育研究等環境の適切性については、中期計画に位置付け、第2章に記述の「岩手県立大学内部質保証方針」に則り、自己点検・評価を行っており、その結果をもとに改善・向上に向けた取組を行っている。

(2) 長所・特色

- ・ 研究成果について、機関リポジトリへの登録促進や積極的なプレスリリース、県内外の展示会への出展などにより国内外へ幅広く発信したほか、全学研究支援費による論文執筆や学会発表等への資金面での支援により、教員1人当たりの学術成果発表件数が、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた令和2年度以外は、1人当たり年間平均7件以上を維持している（[根拠資料 8-38](#)）。
- ・ 学長をトップとし、科研費の高い採択実績を持つ教員OB等で構成された科研費採択率向上支援チームの活動のほか、公募情報の定期的な周知、コーディネーターによる地域ニーズと学内シーズとのマッチングによる外部研究資金への応募促進などにより、平成30年度以降、外部研究資金の応募（申請）率は7割前後を維持している（[根拠資料 8-38](#)）。
- ・ 施設整備について、次期大規模修繕計画策定に当たり、調査を行った上で計画の見直しを実施した。

(3) 問題点

- ・ 地域ニーズに対応した実践的な共同研究の推進に向け、県内企業等との連携の強化に努める必要がある。

(4) 全体のまとめ

現状説明として記述したように、教育研究環境に関する方針に基づき、施設、設備等の整備及び管理や情報倫理の確立、図書資料の整備と図書館利用環境の整備、研究活動を促進させるための条件整備、研究倫理、研究活動の不正防止に関する取組を全学的に進めており、全体として必要な措置を講じ適切に対応していると言える。

問題点として挙げた、共同研究の推進に向けた県内企業等との連携の強化については、本学としても継続して取り組んでいく。

以上のことから、本学では、教育研究等環境について、短期大学基準に照らして概ね良好な状態にあると評価できる。

第9章 社会連携・社会貢献

(1) 現状説明

点検・評価項目①：短期大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を明示しているか。

評価の視点1：短期大学の理念・目的、各学科・専攻科の目的等を踏まえた社会貢献・社会連携に関する方針の適切な明示

社会連携・社会貢献に関する全学の方針を中期計画（[根拠資料 1-13【ウェブ】](#)）において、以下のとおり定めている。

- ・ 研究成果発表会等を通じ、研究成果が地域社会に与える幅広い意味でのインパクトや貢献の内容をわかりやすく発表・発信し、研究成果の活用を促進する。（中期計画No.24）
- ・ 地域活性化に主体的に取り組む人材を育成し、持続可能で活力に満ちた地域づくりに貢献するため、研究成果を地域課題の解決に活かす取組を積極的に展開することにより、地域における産学公のネットワーク形成を支援する。（中期計画No.26）
- ・ 地区単位の国際交流団体間の支援ネットワークを構築し、多文化共生社会の実現に向けた課題の抽出と課題解決のための提案を行うとともに、県国際交流協会や県・市町村と連携し、啓発活動などを展開する。（中期計画No.28）
- ・ 東日本大震災津波からの復興及びふるさと振興に貢献するため、東日本大震災津波の体験で得た学生ボランティア活動のノウハウを学生間で継承させるとともに、各学部の特徴を活かした共同研究や協働事業の展開等により地域活性化に向けた取組を推進する。また、学生の地元定着を促進するため、ふるさといわて創造プロジェクトを継続実施する。（中期計画No.29）

これらの方針は、「全学内部質保証方針」（[根拠資料 2-4](#)）に則り、全学的に共有されている。また、本学のウェブサイトに掲載することで、常時、全教職員が閲覧できる状態としている（[根拠資料 2-4【ウェブ】](#)）。このような方針の共有により、地域社会と密接に連携し、教育・研究の成果を広く還元する「地域社会に貢献する大学」の実現に向けた取組が全学的に展開されている。

以上、本学では、社会連携・社会貢献に関する方針を定め、その方針を学内で共有していると判断できる。

点検・評価項目②：社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取組を実施しているか。また、教育研究成果を適切に社会に還元しているか。

評価の視点1：学外組織との適切な連携体制
評価の視点2：社会連携・社会貢献に関する活動による教育研究活動の推進
評価の視点3：地域交流、国際交流事業への参加

研究、地域連携及び地域貢献に関する校務を処理するため、全学組織として研究・地域連携本部を設置し、さらに、同本部内に、ものづくり産業の生産性・付加価値向上に繋がる産学共同研究や高度技術者の育成を推進するため「いわてものづくり・ソフトウェア融合テクノロジーセンター」を設置する（根拠資料 9-1）とともに、地域貢献を目的とする研究を推進し、当該研究の成果普及を促進するため「地域政策研究センター」を設置し、岩手県民が抱える課題に対応した研究体制を構築してきた（根拠資料 9-2）。

産学公連携事業の推進・支援、地域連携による研究、地域連携に関する相談の受付などの研究・地域連携本部の分掌に係る事務を処理するために設置している研究・地域連携室には、専門職の産学公連携コーディネーターを配置し、岩手県内の企業や自治体等の課題解決と本学の教員の研究活動とのマッチングに取り組んでおり、県内企業等からの受託研究や自治体等との共同研究に繋げている。

本学では、教育、研究の成果を地域に還元し、本学の教育研究活動の理解を促進すること及び岩手県民の多様な学習ニーズに応えることを目的に、専任の教員による生涯学習講座や教員が依頼先に出向いて講義を行う出張講義を行っている。実施に当たっては、生涯学習講座については開催時期を 7 月に、出張講義については開催案内の時期を 2 月に変更するなど、実施方法等の見直しを行いながら実施している（根拠資料 9-3～4）。なお、東日本大震災の影響で不開催になって以降再開できていない公開研究発表会についても、令和 4 年度の実施に向け検討を進めている。

本学と地域との交流を通じて、本学の充実、発展と地域の産業、文化の向上に資することを目的に、宮古地域の市町村や団体等が会員となり、岩手県立大学宮古短期大学部協力会（以下「協力会」という。）が設置されており、協力会が主催するプログラミング教室の講師を本学教員が務めるなど、協力会を通じて地域との連携を深めている（根拠資料 9-5）。また、本学の教員は、その多様な分野の専門知識等を活かし、地方自治体等の各種委員会等の委員等に就任しており、令和 3 年度各種委員会等への就任件数は 37 件となっている（根拠資料 9-6）。

点検・評価項目③：社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取組を行っているか。

評価の視点 1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価
評価の視点 2：点検・評価結果に基づく改善・向上

本章の「点検・評価項目①」に記載した社会連携・社会貢献に関する方針に沿って、第 2 章記載の内部質保証システムにより自己点検・評価を行っている。この自己点検・評価結果に基づき、毎年度、社会連携・社会貢献活動の改善・向上に向けた検討を行い、次年度の計画策定に反映させ、その計画を遂行することで、社会連携・社会貢献活動の改善・向上に向けた取組を実施している。

以上のことから、本学では、社会連携・社会貢献活動の適切性について、定期的に点検・

評価を行っており、その結果をもとに改善・向上に向けた取組を行っているとは判断できる。

(2) 長所・特色

全学組織として研究・地域連携本部を設置し、さらに、同本部内に、ものづくり産業の生産性・付加価値向上に繋がる産学共同研究や高度技術者の育成を推進するため「いわてものづくり・ソフトウェア融合テクノロジーセンター」を設置するとともに、地域貢献を目的とする研究を推進し、当該研究の成果普及を促進するため「地域政策研究センター」を設置し、岩手県民が抱える課題に対応した研究体制を構築し、取り組みを行っている。

本学では、出張講義や生涯学習講座の実施等に組み込んでおり、令和3年度は、出張講義2回、生涯学習講座7講座を実施している。開催案内の時期を令和2年度から前年2月に変更した出張講義は、令和元年度の3回から令和2年度は9回に実施回数が増加している。

(3) 問題点

全学の取組では、研究を実施したフィールドにおいて開催する研究成果発表会等で地域住民に向けて発表するような研究が減少してきていることから、研究成果を効率的に発信する方法について、一層工夫していく必要があるとともに、地域社会への研究成果の還元に向け、本学出身自治体職員とのネットワークの構築などを通じ、地域課題の解決に取り組む自治体との連携の強化に、より一層努めていく必要がある。

本学では、令和2年度の実施回数が9回と増加した出張講義が、令和3年度は2回に留まっているなど、生涯学習講座も含め、実施方法等を引き続き見直ししながら実施していく必要がある。

(4) 全体のまとめ

社会連携・社会貢献に関する方針を全学の中期計画において定め、地域社会と密接に連携し、教育・研究の成果を広く還元する「地域社会に貢献する大学」の実現に向けた取組が全学的に展開されている。

本学では、教育、研究の成果を地域に還元し、本学の教育研究活動の理解を促進すること及び岩手県民の多様な学習ニーズに応えることを目的とした出張講義や生涯学習講座を実施、また、協力会との連携や地方自治体等の各種委員会委員等への就任により、社会貢献・地域貢献に努めている。

また、社会連携・社会貢献に関する方針に沿って、内部質保証システムにより自己点検・評価を行い、改善・向上に向けた取組も行っている。

以上のことから、本学では、社会連携・社会貢献について、短期大学基準に照らして概ね良好な状態にあると評価できる。

第 10 章 大学運営・財務

第 1 節 大学運営

(1) 現状説明

点検・評価項目①：短期大学の理念・目的、短期大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する短期大学としての方針を明示しているか。

評価の視点 1：○短期大学の理念・目的、短期大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するための大学運営に関する方針の明示
評価の視点 2：学内構成員に対する大学運営に関する方針の周知

本学は、岩手県が設立した公立大学法人が運営する短期大学であり、法人の目的として、公立大学法人岩手県立大学定款（以下「定款」という。）第 1 条（[根拠資料 1-4【ウェブ】](#)）において以下のとおり定められている。

・この公立大学法人は、大学を設置し、及び管理することにより、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させ、並びに職業又は实际生活に必要な能力を育成し、もって広く社会の発展に寄与することを目的とする。

この目的の実現のため必要な大学運営に関する方針は、業務方法書第 2 条（[根拠資料 10-1-1【ウェブ】](#)）において以下のとおり定められている。

・法人は、法第 25 条第 1 項の規定により岩手県知事から指示された中期目標に基づき、業務の効果的かつ効率的な運営に努めるものとする。

この岩手県知事から指示された第三期の中期目標（[根拠資料 1-12【ウェブ】](#)）においては、業務運営の改善及び効率化に関する目標として、教育研究環境の変化や地域社会のニーズに迅速かつ的確に対応できるよう、安定した財務基盤の構築、教育研究組織の検証と見直し、大学情報の収集・分析や戦略的な情報発信の強化等により、自主的・自律的な法人運営を実現し、県民から信頼される大学づくりを進めることが掲げられている。

本学では、この中期目標を達成するため第三期中期計画（[根拠資料 1-13【ウェブ】](#)）を定め、当該計画に基づき、業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置として、教育研究環境の変化や地域社会のニーズに迅速かつ的確に対応するため、教育研究組織の再構築、大学の理念及び目的の実現に資する意欲的な教職員の育成、安定的な財務基盤の構築、大学情報の収集・分析や戦略的な情報発信の強化に取り組むこととしている。

また、これらの方針は、「全学内部質保証方針」（[根拠資料 2-4](#)）に則り全学的に共有されている。また、ウェブサイトへ掲載することで全教職員が常時閲覧できる状態としている（[根拠資料 2-4【ウェブ】](#)）。

以上、本学では、大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現す

るために必要な大学運営に関する大学としての方針を明示していると判断できる。

点検・評価項目②：方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示しているか。また、それに基づいた適切な大学運営を行っているか。

評価の視点1：適切な大学運営のための組織の整備

- ・ 学長の選任方法と権限の明示
- ・ 役職者の選任方法と権限の明示評価の視点
- ・ 学長による意思決定及びそれに基づく執行等の整備
- ・ 教授会の役割の明確化
- ・ 学長による意思決定と教授会の役割との関係の明確化
- ・ 教学組織（大学）と法人組織（理事会等）の権限と責任の明確化
- ・ 学生、教職員からの意見への対応

評価の視点2：適切な危機管理対策の実施

▽適切な大学運営のための組織の整備

本学は、岩手県が設立した公立大学法人が設置・運営する短期大学である（[根拠資料 1-4【ウェブ】](#)）。

法人組織としては、定款に基づき法人の役員として、理事長1人、副理事長1人以内、理事8人以内及び監事2人を置くこととされており、理事長と監事は、設立団体の長である岩手県知事が任命し、理事は理事長が任命し、法人の業務を掌理する。

理事長は、法人を代表し、その業務を総理する、最終的な意思決定権者である。理事長を補佐するものとして副理事長を、理事長及び副理事長を補佐し、法人の常務を統括するものとして専務理事を置いている。

法人の運営組織としては、定款に基づき、経営会議、教育研究会議が置かれ、それぞれ議決事項又は審議事項が規定されている。

経営会議は、理事長、副理事長、理事長が指名する理事及び職員、学外の有識者で構成され（[根拠資料 2-14](#)）、教育研究会議は、学長、副学長、高等教育推進センター長、学部長、学長が指名する教育研究上の重要な組織及び事務組織の長、学長が指名する学外の有識者で構成される（[根拠資料 2-6](#)）。

理事長のトップマネジメント確立のため、経営上の重要事項について協議、調整する場として、理事長、副理事長、専務理事、理事及び監事によって構成される役員会議を開催している（[根拠資料 10-1-2](#)、[10-1-3](#)）。

短期大学の教学組織として、公立大学法人岩手県立大学組織規則（[根拠資料 3-1](#)）に基づき、岩手県立大学宮古短期大学部経営情報学や教授会が置かれている。なお、四年制学部を含めた全学運営組織として、高等教育推進センター、教育支援本部、学生支援本部、研究・地域連携本部、企画本部が置かれている。

また、同組織規則に基づき、法人の事務及び大学の事務を処理するため事務局が設置され、キャンパスが二つに分かれていることから滝沢キャンパスを法人本部とし、宮古キャンパスには宮古事務局を配置し、適切に機能させている。

▽学長の選任方法と権限の明示

学長の選考については、定款（[根拠資料 1-4【ウェブ】](#)）及び公立大学法人岩手県立大学学長選考会議規程（[根拠資料 10-1-4](#)）に基づき、学長選考会議を設置し、当該会議において公立大学法人岩手県立大学の学長選考及び解任に関する規程に基づき、学長選考を行うこととしている。学長選考会議は、経営会議及び教育研究会議からそれぞれ 3 人ずつ選出された者で構成され、委員には法人の役員又は職員以外の者が含まれていなければならない、公正性や透明性が確保されている（[根拠資料 10-1-4～6](#)）。

また、学長は、組織規則により教育研究などの校務について最終的に意思決定を行う。

▽役職者の選任方法と権限の明示評価の視点

理事長の任命については、地方独立行政法人法第 71 条第 2 項の規程により、法人の申し出に基づき岩手県知事が行っている。理事長は、法人を代表し、その業務を総理することとしている（[根拠資料 1-4【ウェブ】](#)）。

副理事長の任期は、公立大学法人岩手県立大学学長選考会議規程で定める学長の任期となっている（[根拠資料 1-4【ウェブ】](#)）。

副理事長は、法人を代表し、理事長の定めるところにより理事長を補佐し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠けたときは、その職務を行うこととしている。

理事及び専務理事の任命については、定款により、理事長が任命することとされている。理事は、理事長の定めるところにより、法人の業務を掌理し、専務理事は、理事長の定めるところにより、理事長及び副理事長を補佐し、法人の常務を統括する（[根拠資料 1-4](#)）。

監事の任命については、定款により、岩手県知事が任命することとされている。監事は、法人の業務を監査し、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は岩手県知事に意見を提出することができる（[根拠資料 1-4【ウェブ】](#)）。

学部長については岩手県立大学学部長選考規程に基づき、学部の作成する候補者推薦の中から学長が 1 名決定することとしている（[根拠資料 10-1-7](#)）。

学部長は、当該学部に関する校務を掌理し、所属、職員を指揮監督する。

▽学長による意思決定及びそれに基づく執行等の整備

本学の意思決定プロセスは、定款（[根拠資料 1-4【ウェブ】](#)）、組織規則（[根拠資料 3-1](#)）及び公立大学法人岩手県立大学代決専決規程(以下「代専決規程」という。)により定められている（[根拠資料 10-1-8](#)）。

教育研究などの校務について組織規則により最終的に意思決定するのは、学長である。

理事長は、法人の財務、人事組織などの経営面について担当し、法人における方針及び個々の事業等の実施については、事務局が実施案を企画・立案し、代専決規程により定められているものは除き、最終的に意思決定を行うのは理事長である。

理事長のトップマネジメント確立のため、経営上の重要事項について協議、調整する場として、組織規則に基づく「役員会議」（令和 3 年 3 月 31 日までは「理事会議」）を開催している（[根拠資料 10-1-2](#)）。

本学は、地方独立行政法人法第 71 条第 1 項ただし書の規定により、学長を理事長とは別

に任命している。

学長は、代専決規程により、その専決権限を、組織規則による職制に基づく副学長、学部長、本部長又は事務局長等に委譲し、円滑な意思決定と業務の執行を図っている。このため、学内では、学長が最終的な意思決定を行うほか、学部に関する事項については学部長、全学的事項については各本部長など、様々なレベルにおいて、委譲された権限の範囲内で意思決定が行われている。

全学的事項にあつては、組織規則に基づき、学長、副学長及び各本部長等で構成する「本部長会議」(根拠資料 10-1-9) 並びに学長、副学長、本部長及び各学部長等で構成する「教育研究会議」(根拠資料 2-6) を設置し、いずれも学長が主宰して協議、調整することにより、意思形成を行う。

全学的事項の中で重要な事項は、本部長会議において方針等を協議、調整の上、教育研究会議に提案し、全学的な協議、調整を経て、最終的には各本部において意思決定するか、又は各本部からの上申に基づき学長が意思決定する。

▽教授会の役割の明確化・学長による意思決定と教授会の役割との関係の明確化

教授会は、岩手県立大学等教授会規程に基づき、各学部の教育研究に関する重要事項を審議することとされており、その審議事項について以下のとおり列挙している(根拠資料 4-23)。

(1) 学生の入学、卒業及び課程の修了に関する事項、(2) 学位の授与に関する事項、(3) 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるものとされている。また、教授会は当該学部の教育研究に関する事項について、学長の求めに応じ、意見を述べることができるとされている。

高等教育推進センターは、組織規則に基づき、高等教育企画・国際教育研究・教育実践研究に関する重要事項について高等教育推進センター運営会議を開催し、審議している。

学部教授会及び高等教育推進センター運営会議の審議事項のうち、重要審議事項については定款に基づき教育研究会議において審議されることとなっており、学長による意思決定と教授会等の役割が明確となっている。

▽教学組織(大学)と法人組織(理事会等)の権限と責任の明確化

定款に基づき、理事長は法人経営に関して、また、学長は教育関係に関して権限と責任を持つことにより、法人経営に関する部分と大学の教育研究に関する部分の権限と責任が分かれている。

▽学生、教職員からの意見への対応

学生からの意見聴取として、授業に対する評価や学生生活に関することなどのアンケートを定期的実施し、改善・対応を要する事項については、担当する所属において検討し適切に対処している。

また、教職員からの意見への対応については、学長、副学長、本部長等で構成される大学運営会議や事務局長及び各室長等で構成され事務局会議を毎月開催し、当該会議において検討し適切に対処している。

▽適切な危機管理対策の実施

危機管理対策について、本学において発生する又は発生することが予想される様々な事象に伴う危機に、迅速かつ的確に対処するため、「岩手県立大学危機管理対応指針」において、基本的事項について定めている（根拠資料 10-1-10）。また、本学で危機が発生する又は発生がすることが予測される場合において、情報の収集、伝達及び応急対策を迅速かつ的確に行うため、「岩手県立大学宮古短期大学部危機管理対策本部設置要領」（根拠資料 10-1-11）を定めるとともに、危機事象ごとに具体的な対応内容を整理したマニュアルを整備している。

学生や教職員への危機情報の周知については、メールや学内ホームページ、災害時安否確認システムにより随時連絡することとしている。

防災訓練については、全学生、教職員を対象に、年2回の安否確認訓練と、年1回の火災発生による防災訓練（校舎、学生寮）を実施している（根拠資料 10-1-12～14）。

また、新型コロナウイルスへの対応については、令和2年2月に理事長を本部長、学長を副本部長、各本部長を本部員として構成する危機管理対策本部会議（新型コロナウイルス）を（根拠資料 2-39）立ち上げ、感染の拡大状況や国及び県の要請事項を踏まえ、本学として感染症対策が必要となる事項に対し、検討の必要性が発生する都度、危機管理対策本部会議（新型コロナウイルス）を開催し、本学の「新型コロナウイルス対策行動計画」及び「大学事業継続計画」に係る随時見直しを行うなど、感染予防の徹底等の感染拡大防止や遠隔授業を実施等の健康被害への影響を最小限に抑え、修学の機会を確保する等、適切な大学運営に努めている（根拠資料 10-1-15～16）。

以上、本学では方針や手続に基づき、理事長、学長をはじめとする所要の職を置き、法人の運営組織、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示し、適切に大学運営を行っている判断できる。

点検・評価項目③：予算編成及び予算執行を適切に行っているか。

評価の視点1：予算執行プロセスの明確性及び透明性
・ 内部統制等
・ 予算執行に伴う効果を分析し検証する仕組みの設定

本学では、予算編成及び予算執行に係る方針を、中期計画（根拠資料 1-13【ウェブ】）において以下のとおり定められている。

- ・ 法人の経営基盤を強化しながら教育研究活動の着実な発展に資するため、大学院の入学定員の確保や入学志願者の増加に努め、学生納付金の収入確保を図るとともに、同窓会組織の充実強化や産業界等への支援要請等により、寄附金収入の確保に努める。また、外部研究資金に関する情報収集と学内周知の促進や、民間企業等との共同研究実施に向けたマッチング等の強化により、外部資金の積極的な獲得に努める（中期計画No.38）。
- ・ 支出経費の必要性や費用対効果の検証を徹底するとともに、大学運営業務の一層の効率化や調達方法等の改善等に努め、大学運営経費の抑制を図る（中期計画No.39）。

予算編成にあたっては、公立大学法人岩手県立大学会計規則（[根拠資料 10-1-17](#)）において「事業年度ごとの予算は、法第 27 条に規定する年度計画に基づき、明確な方針の下に調製すること」が定められており、理事長が、社会情勢や損益及び資金の状況、中期計画の着実な推進に配慮の上、毎年度予算編成方針を策定している（[根拠資料 10-1-18](#)）。この方針は、予め役員会議で承認のうえ、全学に提示するとともに、教職員に対して説明会を行い趣旨の周知徹底に努めている。

その後、予算編成方針に基づき各本部及び学部から提出された予算要求書を事務局において審査し取りまとめ、理事長及び学長による事業内容の審査等の調整を経て、役員会議の承認を得た上で予算案を作成する。その後、経営に関する審議機関である経営会議の審議を経て、理事長が予算を決定している。

内部統制については、公立大学法人岩手県立大学業務方法書第 9 条及び第 18 条に基づき（[根拠資料 10-1-1【ウェブ】](#)）、公立大学法人岩手県立大学内部統制規程を制定し（[根拠資料 10-1-19](#)）、予算の執行をはじめ役員の職務執行が法令に適合することを確保及びその他業務の適正を確保するための体制の整備並びにリスク管理の取組に関し必要な事項を定めている。

また、会計規則をはじめとする各種財務関係の諸規程に基づき事務処理を行うとともに、代専決規程（[根拠資料 10-1-8](#)）により、予算の執行権限についても明確に規定されており、支出契約等の決裁もこれに基づいて適正に行われている。さらに、教員に予算配分している研究費については、「岩手県立大学研究費マニュアル」（[根拠資料 10-1-20](#)）を策定し、全学で統一した基準で執行している。これらの会計処理は、財務会計システムにより行っており、配分子算額を超える執行の防止機能や執行明細、残高等の各種検索により適正な予算管理を行っているほか、会計伝票の複数チェックにより、会計業務の適正化に努めている。

こうした体制の下で執行された予算については、地方独立行政法人法第 13 条第 4 項及び同法に基づく「公立法人岩手県立大学監事監査規程」（[根拠資料 10-1-21](#)）により、法人監事 2 名による法人経営や短期大学運営の状況、事業の実施状況等に対する包括的な監査が実施されている。

また、同法第 36 条により岩手県が選任した監査法人による同法第 35 条に基づく会計監査も実施されている。両監査とも毎事業年度を通じて実施されており、監査結果については、監査結果報告書による報告がなされ（[資料 2-44【ウェブ】](#)、[10-1-22～23](#)）、この際の指導助言等に対しては、適切に対応し改善を図っている。

さらに、内部監査室を設置し、理事長が指名する内部監査室長等による内部監査を毎年度実施しており、会計経理の実務面の執行チェックを行うとともに、執行体制の問題点の把握や制度改善等に努めている。

これらの監査による検出事項や内部統制に係る問題事項を共有化し、経営環境の把握と経営のより一層の適正化、効率化を目的として、理事長、監事、監査法人及び内部監査室による四者の協議を定期的に行っている（[根拠資料 10-1-24](#)）。

また、予算の執行に伴う効果については、公立大学法人岩手県立大学評価委員会が行う大学運営全般についての自己点検・評価の中で各種指標などに基づく検証を行っており、予算執行においても計画の推進、点検・評価、改善のシステムが機能するような体制となっている。

る。

この自己点検・評価の結果とともに、地方独立行政法人法に基づき、毎事業年度の決算に係る財務諸表(根拠資料 10-1-25) 岩手県知事に提出し、承認を受ける仕組みになっており、岩手県知事が承認しようとするときは、あらかじめ岩手県地方独立行政法人評価委員会の意見を聴くこととされている。

また、承認を受けた際には、本学のホームページ上に掲載し公表する(根拠資料 2-44【ウェブ】) ほか、県においても、岩手県報で公告している。

以上、本学では、予算編成及び予算執行を適切に行っていると判断できる。

点検・評価項目④：法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けているか。また、その事務組織は適切に機能しているか。

評価の視点1：大学運営に関わる適切な組織の構成と人員配置

- ・ 職員の採用及び昇格に関する諸規程の整備とその適切な運用状況
- ・ 業務内容の多様化、専門化に対応する職員体制の整備
- ・ 教学運営その他の大学運営における教員と職員の連携関係(教職協働)
- ・ 人事考課に基づく、職員の適正な業務評価と処遇改善

本学では、大学運営に関わる適切な組織の構成と人員配置に関する方針を、組織規則(根拠資料 3-1) のほか、中期計画(根拠資料 1-13【ウェブ】) において以下のとおり定め、取組を行っている。

- ・ 定数管理計画に基づき計画的な教職員の配置を行うとともに、教育・研究・地域貢献・大学運営を担う優秀で多様な教職員の採用や昇任を適切に実施する(中期計画No.33)。

本学の事務組織は、法人内の1大学2短大共通の組織として、事務局長の下、教育研究支援室、学生支援室、研究・地域連携室、企画室、総務室の5室体制で、教育研究活動等の事務支援を行っている。

教育支援室は、教育支援本部の業務である以下を列举している。①教務に関すること、②国際交流に関すること、③アイーナキャンパス及び社会人専門教育に関すること、④学生の募集及び入学者の選抜に関すること、⑤高大連携に関すること、⑥メディアセンターの運営に関すること、⑦教職教育センターの運営に関すること、⑧その他学長が必要と認める事項に係る事務を処理する。

学生支援室は、学生支援本部の業務である①学生の修学、生活及び健康の支援に関すること、②就職の支援に関すること、③奨学金に関すること、④学生のボランティア活動に関すること、⑤学生会、同窓会、後援会に関すること、⑥健康サポートセンターの運営に関すること(職員の衛生管理及び健康サポートに関することを除く。)、⑦その他学長が必要と認める事項に係る事務を処理する。

研究・地域連携室は、地域連携本部の業務である①産学公連携事業の推進及び支援に関す

ること、②地域連携研究及び戦略的研究に関すること、③知的財産の管理及び活用に関すること、④競争的研究資金など外部資金の獲得の支援、受入及び管理に関すること、⑤学術研究費に関すること、⑥研究倫理に関すること、⑦生涯学習及びこれらに係る講師の派遣に関すること、⑧地域連携に関する相談の受付に関すること、⑨いわてものづくり・ソフトウェア融合テクノロジーセンターの運営に関すること、⑩地域政策研究センターの運営に関すること、⑪その他学長が必要と認める事項に係る事務を処理する。

企画室は、企画本部の業務である①認証評価に関すること、②中期計画に関すること、③大学広報に関すること、④教員業績評価に関すること、⑤情報システムに関する事項に係る業務を処理する。

総務室は、①人事、組織、労務、危機管理その他大学運営の総括に関すること、②健康サポートセンターの運営に係る業務（職員の衛生管理及び健康サポートに関することに限る）に関すること、③財務、会計その他法人の運営に係る総務に関する事項に係る事務を処理する。

本学事務局は、法人が採用した職員 60 名と、公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成 12 年法律第 50 号）及び公益法人等への職員の派遣等に関する条例（平成 13 年岩手県条例第 67 号）の規定に基づき、設立団体である岩手県から法人に派遣された職員（以下「県派遣職員」という。）40 名、計 100 名の職員体制になっている。

▽職員の採用及び昇格に関する諸規程の整備とその適切な運用状況

平成 25 年度までは、法人が採用した事務局職員は、すべて任期付職員であったが、平成 26 年度から、法人が採用した任期付職員を期間の定めのない雇用に移行とし、かつ、今後法人が採用する事務局の事務総合職の職員は原則として期間の定めのない雇用とすることにより、「高い専門性を持つ法人採用職員」と「幅広い経験を持つ県職員」による業務内容の多様化に対応できる職員体制としている。法人職員については、採用試験（筆記、面接等）を実施し、大学固有事務等に対する適性についても審査・選考の上採用している。

法人職員採用後、高い専門性を有する職員を育成するため、採用年数に応じた研修や一般社団法人公立大学協会が実施する研修を積極的に受講している。

非常勤職員については、専門業務（看護師、相談員等）について配置しており、採用に当たってはその業務の専門性や大学業務に対する適性について審査・選考の上採用している。

職員の配置については、毎年度、所属長が各職員から人事ヒアリングを行い、その職員の経験、職歴、年齢、本人の希望等を考慮し、適性を見極めた上で、人事案を取りまとめ、理事長が決定している。

職員の昇格等については、職員育成と業務推進支援を基本とし、職員個人の努力と組織目標への貢献度を評価する新人事評価制度実施要領及び公立大学法人岩手県立大学任期付職員勤務成績評価制度実施要領に基づき毎年度各所属長が各職員の評価を行い、初任給、昇格、昇給等の基準に関する細則に基づき、必要に応じて各所属長と人事を所管する総務室長とのヒアリングを行い、昇格等の候補者を選考し、理事長が決定している（[根拠資料 10-1-26](#)）。

▽教学運営その他の大学運営における教員と職員の連携関係（教職協働）

教員と職員の連携については、教務・学生支援・入試・研究支援・地域連携などの教学運

営を始めその他の大学運営について、組織規則に基づき本部制を導入しており、本部長及び副本部長に教員を配置し、事務局職員と教員が連携して大学運営に関わることとしており、担当事務職員と関係教員との間で定期的に、また必要に応じて情報共有を行い、協働して業務を推進している（根拠資料 3-1）。

▽人事考課に基づく、職員の適正な業務評価と処遇改善

新人事評価制度実施要領及び公立大学法人岩手県立大学任期付職員勤務成績評価制度実施要領に基づき毎年度各所属長が対象職員との面接を行い、適正な勤務評定を実施し、勤勉手当の支給率や昇給に反映させている（根拠資料 10-1-26）。

以上、本学では、法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設け、その事務組織は適切に機能していると判断できる。

点検・評価項目⑤：大学運営を適切かつ効果的に行うために、事務職員及び教員の意欲及び資質の向上を図るための方策を講じているか。

評価の視点 1：大学運営に必要なスタッフ・ディベロップメント（SD）の組織的な実施

本学では、教職員の意欲及び資質の向上に関する方針を、中期計画（根拠資料 1-13【ウェブ】）において以下のとおり定め、取組を行っている。

- ・ 教育研究活動の適切で効果的な運営を図るため、高等教育施策や大学運営に関するセミナーなど、FD（ファカルティ・ディベロップメント）とSD（スタッフ・ディベロップメント）を融合させた研修等を実施することにより、大学運営等に必要な知識や技能を修得させ、教職員の資質能力の向上を図る（中期計画No.34）。
- ・ 事務局組織の効率的な運営を実現するため、教育研究分野を含めた業務改善に積極的に取り組むとともに、職員の能力向上を図るため、「階層別研修」や「個別能力開発研修」など職員の職能開発等を目的とした体系的なSD（スタッフ・ディベロップメント）プログラムを構築し実施する（中期計画No.37）。
- ・ 教職員による研究費の不正執行等の違反行為や不祥事のない大学の実現のため、研究不正防止計画の改訂や研修会の定期的開催などを行い、コンプライアンス確立に向けた取組を推進する（中期計画No.45）。

本学では、教育、研究、短期大学運営及び社会・地域貢献に係る諸活動を活性化させるとともに、建学の理念、大学の目的の実現及び中期目標・中期計画の達成に資することを目的として、教員の努力を適切に処遇に反映させる教員に対する業績評価を実施している（根拠資料 6-27）。

この評価では、各教員において自己の活動を評価するとともに、その評価結果を改善に活かし、学部長においては、各教員の諸活動の活性化を促し、本学及び学部の改善に活用されている。なお、教員業績評価を客観的かつ公平に実施するため、教員業績評価委員会（根拠

資料 6-28) が設置され、教員業績評価の実施、異議申立て、実施方法の改善等を所掌している。

また、「公立大学法人岩手県立大学職員表彰規程」及び「公立大学法人岩手県立大学職員表彰実施細則」に基づき、理事長表彰、学長表彰及び部局長表彰を実施している(根拠資料 10-1-27~28)。

理事長表彰は、法人の職員として在職している期間が引き続き 25 年以上であり、かつ、その勤務成績が優良である者に対して行う永年勤続表彰と法人の業務に関する分野において特に顕著な事績があり、理事長が表彰に値すると認める職員及び職員の団体に対して行う特別表彰がある。

学長表彰は、教育、研究、学内運営及び地域貢献等の各々の分野において特に顕著な事績があり、他の職員の模範となる職員及び職員の団体に対して行っており、表彰対象者は、部局長の推薦に基づき学長が選考している。

部局長表彰は、教育、研究、学内運営及び地域貢献等の各々の分野において顕著な事績があり、所属職員の模範となる職員及び職員の団体に対して行うこととしており、また、表彰した職員及び職員の団体については、学長表彰の候補者として学長に推薦することができることとされている。

この他、教員の資質向上を図るため、新採用教員については採用時オリエンテーション(4月)において、建学の理念、組織、中期目標・計画等についての研修を行うとともに(根拠資料 10-1-29)、全教員に対しては、年度当初に「学長メッセージ」(根拠資料 10-1-30)を開催して当該年度の大学運営について説明会を実施し、毎年度後期において次年度に向けた大学運営及び予算編成方針についての説明会を行っている。

また、高等教育推進センター及び教育支援本部における全学的な取組として、全教職員を対象として高等教育に係る政策の動向やそのトピックをテーマとしたFD・SDセミナーを企画・開催するとともに(根拠資料 6-9~17)、学務調整会議(根拠資料 2-23)を設置し、学部等を超えて本学の基盤教育・学士課程教育が抱える問題を調査・検討し、授業改善のみならずメゾレベル・マクロレベルの改革を推進している。

このほか、教育支援本部においては教育面での方策として「授業に関する学生アンケート」等FD活動を全学及び各学部において行っている(FDについては第6章参照)。

さらに、研究及び教育のための長期研修制度として、サバティカル研修制度を平成 25 年度に創設し、平成 26 年度より募集を開始している(根拠資料 8-25)。

なお、教員組織については、必要に応じて学内会議や全学委員会などの見直しを行いながら機能強化を図っており、法人評価における毎年度の計画策定と実績評価を行うことにより、その適切性を検証している。

職員の人事評価については、人事評価制度実施要領(根拠資料 10-1-26)に基づき、年に 3 回、所属長との面談を実施しながら行い、処遇等に反映させている。

平成 26 年度から、これまで任期付職員として雇用していた職員を任期の定めのない雇用に移行させ、初任給基準の引上げ、各種手当の拡充等、処遇改善を図った。

職員研修については、平成 26 年 3 月に策定した「岩手県立大学事務局人材育成ビジョン&プラン」(根拠資料 10-1-31)により基本方針を定め、具体的な研修の実施については、年度毎に定める研修実施計画により実施している。研修機会の確保については、外部機関が

実施する各種研修・セミナー等のほか、e-ラーニングの活用により、大学職員として必要なスキルの取得等に努めている。

以上、本学では、大学運営を適切かつ効果的に行うために、事務職員及び教員の意欲及び資質の向上を図るための方策を講じていると判断できる。

点検・評価項目⑥：大学運営の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取組を行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点2：監査プロセスの適切性

評価の視点3：点検・評価結果に基づく改善・向上

本学では、第三期中期目標(根拠資料 1-12【ウェブ】)と第三期中期計画(根拠資料 1-13【ウェブ】)を踏まえて、各部局が作成する各種基本計画・運営方針等に基づいて大学運営を行っており、その進捗状況については、年度末にその実績等として取りまとめることを通じて自己点検・評価を行っている。この実績・評価結果は、毎年度、大学評価委員会(根拠資料 1-15)が中心となって中期計画に基づく取組実績を取りまとめ、教育研究会議や経営会議において、審議されるとともに、さらに、外部評価としては、本学の設置者である、岩手県が設置する評価委員会での審議を通じて外部のチェックを受けるなど、本章に記載した大学運営に関する方針に沿って、第2章記載の全学内部質保証方針(根拠資料 2-4)により自己点検・評価を行っている。

監事監査は、岩手県知事が任命した2名の監事により行われ、役員の業務執行状況及び財務諸表の内容等の監査を通じて、法人の業務全般の妥当性及び適法性を確認している。なお、岩手県知事が任命した2名の監事は、監事監査以外にも毎月の役員会議に出席し、法人の運営進捗状況や重要案件について把握するとともに意見を述べ、それらを踏まえて決算時の財務諸表等についての監査を行っている。

会計監査人監査は、地方独立行政法人法に基づき、財務諸表(根拠資料 10-1-25)、事業報告書(根拠資料 10-1-32)及び決算報告書(根拠資料 10-1-33)について監査を実施している。

内部監査は、公立大学法人岩手県立大学内部監査規程(根拠資料 10-1-24)に基づき、理事長が指名した内部監査室長等が、法人及び大学における業務全般の適法性及び妥当性を公正かつ客観的に検証及び評価し、内部監査結果に基づく助言又は提言を行うことにより、健全かつ円滑な経営及び運営に資することとしている。また、監事監査、会計監査人監査、内部監査、からの指摘、意見については、その対応について役員会議に報告、協議いただいた上で改善を実施している。

この改善例としては、カリキュラムマップを「入学案内」に掲載し、志願者に対するディプロマポリシーの視覚化(中期計画No.7(根拠資料 1-8))を実施するなど適宜見直しを行い、短期大学運営の改善、向上に取組んでいる。

以上、本学では、短期大学運営の適切性について定期的に点検・評価を行い、また、その結果をもとに改善・向上に向けた取組を行っていると判断できる。

(2) 長所・特色

本学は、1 大学と 2 短期大学部で構成され、このうち短期大学部は、滝沢キャンパスと宮古キャンパスにあるが、この二つのキャンパスが遠距離であることから、積極的なテレビ会議を実施し、情報共有や意思疎通を図るとともに、教職員研修についても同システムやZoom等を活用し、両キャンパスでの受講を可能としている。

また、平成 30 年度からは、法人採用職員を県へ通年での研修へ派遣し、法人採用職員の能力開発向上を実施している。

(3) 問題点

事務職員については、平成 17 年度の法人化以降、県派遣職員から法人採用職員化への切替え(法人採用職員の構成比約 6 割)が進んでいることから法人採用職員として法人運営及び大学運営に必要な専門知識や能力、採用経過年数や職位・職制に応じた必要な能力の習得を行うための効果的な研修がより必要となっている。

事務局の業務においては、一定期間に業務が集中する入試関連業務や決算関連業務等について、恒常的な時間外勤務が生じていることから、その縮減に向けて業務のスクラップアンドビルドを行うなど、働き方改革の一層の推進のため業務の効率的、計画的な執行に取り組む必要がある。

(4) 全体のまとめ

本学では、建学の理念・大学の目的、大学の将来を見据えた中期目標や中期計画を実現するために必要な大学運営に関する方針を明示しており、理事長及び学長をはじめとする所要の職を置き、法人運営や教育研究等に係る必要な組織を設け、これらの権限等を明示し、適切な大学運営を行っている。

予算については、法令や法人規程等の定めに基づき予算の編成及びその執行が行われ、会計監査人監査や監事監査、内部監査を通じて適切に検証がされている。

大学運営については、外部評価である岩手県公立大学法人評価委員会による評価や監査の指摘結果を踏まえ、運営の在り方について不断の見直しを行っている。

さらに、大学運営を適切かつ効果的に行うために事務職員及び教員の意欲・資質の向上を図るため、FD・SDを実施し、大学の自己点検の一つとして取り組んでいる。

第10章 大学運営・財務

第2節 財務

(1) 現状説明

点検・評価項目①：教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定しているか。

評価の視点1：大学の将来を見据えた中・長期の計画等に則した中・長期の財政計画の策定

本学は、公立大学法人岩手県立大学が設置・運営する短期大学であり、当該法人には、本学と岩手県立大学（四年制）、宮古短期大学部の1大学・2短期大学部が設置され、上記の3大学分を一体的に編成し、財務運営を行っている（[根拠資料 1-4【ウェブ】](#)）。

また、本学の第三期中期計画（[根拠資料 1-13【ウェブ】](#)）には、岩手県知事から示された第三期中期目標（[根拠資料 1-12【ウェブ】](#)）及び本学としての中長期的な方向性を踏まえ、平成29年度から令和4年度までの6年間の財政計画として、予算、収支計画及び資金計画が盛り込まれている。これらの計画は、自己収入の確保（外部研究資金の獲得奨励、民間との共同研究や寄附金収入の拡大）、予算の効率的かつ適正な執行（戦略的な資源配分とコスト意識の醸成等による運営経費の抑制）といった中期目標で示された目標を達成するための措置として策定されている。

<数値目標>

自己収入確保：外部研究資金（共同、受託研究・科学研究費）の受入金額が平成27年度より13%

増

予算の効率的かつ適正な執行：総利益の計上

この第三期中期計画の期間中における人件費の見積りや運営費交付金の算定ルール等について定めており、これを基本として毎年度予算編成を行っている。

人件費（退職手当を除く）及びその他の経費は、平成29年度に見込まれる所要額をベースに算定し、平成30年度以降の人件費の増嵩分に要する経費については、経営努力により他の経費を圧縮し、当該経費を捻出することにより対応することとされ、令和4年度までの6年間は同水準で設定している。

なお、退職手当等については各事業年度の所要額が運営費交付金として別枠で交付されることとなっており、大規模修繕費等についても毎年度、所要額を算定し、岩手県において財政状況を勘案した上で別途、本学と県が協議し、施設等整備事業費補助金として措置されることとなっている。

毎年度の経営努力による剰余金については、「教育・研究の質の向上並びに組織運営及び施設整備の改善に充てる」ため、翌事業年度充当可能な積立金として、地方独立行政法人法第40条第3項の規定に基づき、設立団体の長である岩手県知事から承認を受けている。2020年度においては約4億1,300万円の当期総利益が生じたところであり、そのうち約4

億 600 万円を目的積立金とすることが承認されている。目的積立金については、教育研究、業務運営のために計画的な執行を行っている。

以上のことから、教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定し、予算編成及び予算執行を適正に行っていると判断できる。

点検・評価項目②：教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を確立しているか。

評価の視点 1：大学の理念・目的及びそれに基づく将来を見据えた計画等を実現するために必要な財務基盤（又は予算配分）
評価の視点 2：教育研究活動の遂行と財政確保の両立を図るための仕組み
評価の視点 3：外部資金（文部科学省科学研究費補助金、寄附金、受託研究費、共同研究費等）の獲得状況、資産運用等

建学の理念、大学の目的や中期計画に掲げた目標を実現するために必要な財源については、学生納付金収入等の確保に努めるとともに、岩手県からの運営費交付金や施設等整備事業費補助金の予算要求を適切に行うことにより、必要額を確保している。また、外部研究資金の獲得にも取り組んでいる。

<2021 年度予算（当初）>

（単位：百万円）

収入		支出	
運営費交付金	3, 8 5 7	業務費	4, 9 9 3
諸補助金	6 0 6	教育研究費	4, 9 4 8
自己収入	1, 5 6 0	地域等連携費	4 5
授業料等	1, 4 5 4	一般管理費	1, 3 7 3
その他の収入	1 0 5	受託研究等事業費	1 2 2
受託研究等事業収入	1 2 2		
目的積立金取崩	3 4 2		
計	6, 4 8 9	計	6, 4 8 9

運営費交付金については、短期大学運営に必要な支出（大規模な施設改修を除く。）と授業料などの大学収入との差額として算出され、岩手県から交付されるものである。弾力的な業務運営を可能にするため、用途の内訳を特定せず、いわゆる「渡しきりの交付金」として交付されている。また、退職手当等については各事業年度の所要額を積算のうえ、必要額が交付されることとなっている。

諸補助金については、大規模修繕費等に係る施設等整備事業費補助金等を計上している。

自己収入については、学生納付金にあたる授業料等（授業料、入学金、検定料）やその他の収入（財産貸付料、寄宿舎料、科学研究費間接経費等）を計上している。

授業料は 2021 年度予算額で 1,249 百万円を計上しており、滞納者に対しては適宜督促を行っている。授業料等の金額設定等の見直しは、他の国公立大学の動向や社会情勢等を勘案し、毎年度検討を行っている。

その他の収入については、科学研究費補助金等の間接経費や財産貸付料を計上している。

科学研究費補助金等の直接経費については簿外の取扱いとなっており、間接経費のみ当初予算として計上している。

受託研究等事業収入については、共同研究、受託研究、受託事業の各収入を計上している。

これら大学運営に必要な収入の確保に加え、科学研究費など外部資金の獲得に努めているほか、業務の効率化や日々の経費節減の努力により、第三期中期計画期間においては、毎事業年度で当期純利益を確保しており、必要かつ十分な財政基盤を確立しているといえる。

以上、本学では、教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を確立しているものと評価できるが、短期大学運営を今後とも財務面で支えていくためにも、授業料及び入学金等について適切な設定を行うとともに、外部資金（科学研究費補助金、受託研究、寄附金等）の獲得に努め、基盤をより強固にしていく必要がある。

（２）長所・特色

科学研究費の採択率向上に向け、「科研費採択率向上支援チーム」による応募書類のブラッシュアップ等の取組を行っている。

また、民間企業等からの受託研究及び共同研究については、地域連携本部に専門職員を配置し、企業等からの相談を受け、コーディネートを積極的に行っている。

（３）問題点

自律的な短期大学運営による研究活動を実施するため、財政運営の基盤となる運営交付金の安定的な確保や授業料等の未納防止等のほか、外部資金の獲得や自己収入の確保に向けた取組を継続し、財政基盤の一層の安定化を図る必要がある。

また、開学から20年以上が経過し、建物・設備等の老朽化が顕著になってきているため、大規模修繕に要する経費に係る財源確保に努める必要がある。

（４）全体のまとめ

本学では、教育研究活動を安定して遂行するため、中期計画において予算（人件費の見積を含む）、収支計画及び資金計画等、中期の財政計画を定め、それに基づき毎年度の予算編成及び予算執行を適正に実施している。また、外部研究資金その他の自己収入の増加に努めているほか、予算要求の際には、シーリングの設定、超過勤務の削減等、経費の抑制など、教育研究を安定して遂行するために必要かつ十分な財政基盤の確立に取り組んでいる。

以上のことから、短期大学運営・財務について、短期大学基準に照らして良好な状態であり、取組が適切であるといえる。

終章

本学は、岩手県沿岸地域の教育環境の充実という県民の要望に応え、平成2年に岩手県立宮古短期大学として設立された。平成10年以降は岩手県立大学併設の岩手県立宮古短期大学部となり、岩手県の高等教育機関として教育研究と地域貢献の実績を継続的に積み上げ、多くの学生を輩出してきた。

本学が高等教育機関として適切な水準を維持し、その充実・向上を図るために、本学では第2章記載の通り、法人の設置者である岩手県から与えられる中期目標に対して、内部質保証を含む短期大学基準に係る事項を反映させた中期計画を策定している。そして中期計画に沿って、教育研究を含む諸活動及び管理運営に係る計画・実行・評価・改善を行っている。この内部質保証システムを全学的に運用している一方で、今回の自己点検・評価を通して、内部質保証推進の取組をより確固たるものとするために、全学内部質保証方針を策定するに至った。全学内部質保証方針では、内部質保証に対する全学的な理解をより深めるため、内部質保証に関する基本的な考え方を示し、内部質保証の推進に係る組織・体制と、内部質保証のための手続を明確にしている。本学では本部等（教育支援本部、高等教育推進センター、学生支援本部、研究・地域連携本部、企画本部、総務室）が短期大学部と連携し、所掌する各分野における全学横断的な会議・委員会等を主催し、分野ごとの内部質保証を推進しており、特に全学的な教育活動は、教育支援本部と高等教育推進センター、そして短期大学部の連携を中心に実施されている。全学共通の中期計画には、教育の充実、学習成果の向上等の取組に係る項目が含まれており、教育のPDCAサイクルを機能させる原動力となり、本学における教育活動の改善・向上に繋がっている。

本学は、平成27年度に大学基準協会の認証評価を受審しており、その際には適合の認定を受けている。その後も中期計画に基づき、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針策定のための全学としての基本的な考え方を設定した上で、各方針を新たに策定し、経営情報学科のカリキュラム改定に繋げている。こうした一連の取組を含む全学的な各種の取組状況を踏まえ、教育研究組織、教育課程・学習成果、学生の受け入れ、教員・教員組織、学生支援、教育研究等環境、社会連携・社会貢献、大学運営・財務、それぞれ更に努力すべき課題はあるものの、短期大学基準に照らし合わせて、概ね良好な状態にあると判断している。一方COVID-19への対策としては、全学的に危機管理対策本部を設置し、各種の全学的な対策を分野ごとの本部等が短期大学部と連携して進める体制を構築している。特に令和2年度は、年度当初の計画に多くの影響が及ぶことが想定され、内部質保証システムを機能させる観点からは年度の途中でも計画を調整してCOVID-19への対応を推進すべき状況であった。このような未曾有の変化に対しても、本学では全学的に年度計画の調整を図り、臨機応変に対策を取ることができている。

現在本学は、令和5年度からの第四期中期目標期間における中期計画の策定に着手している。引き続き、建学の理念と大学の基本的方向を踏まえ、高等教育機関としての社会的使命を果たすべく、不断の努力を続けていきたいと考えている。

令和4年3月31日
公立大学法人岩手県立大学
大学評価委員会